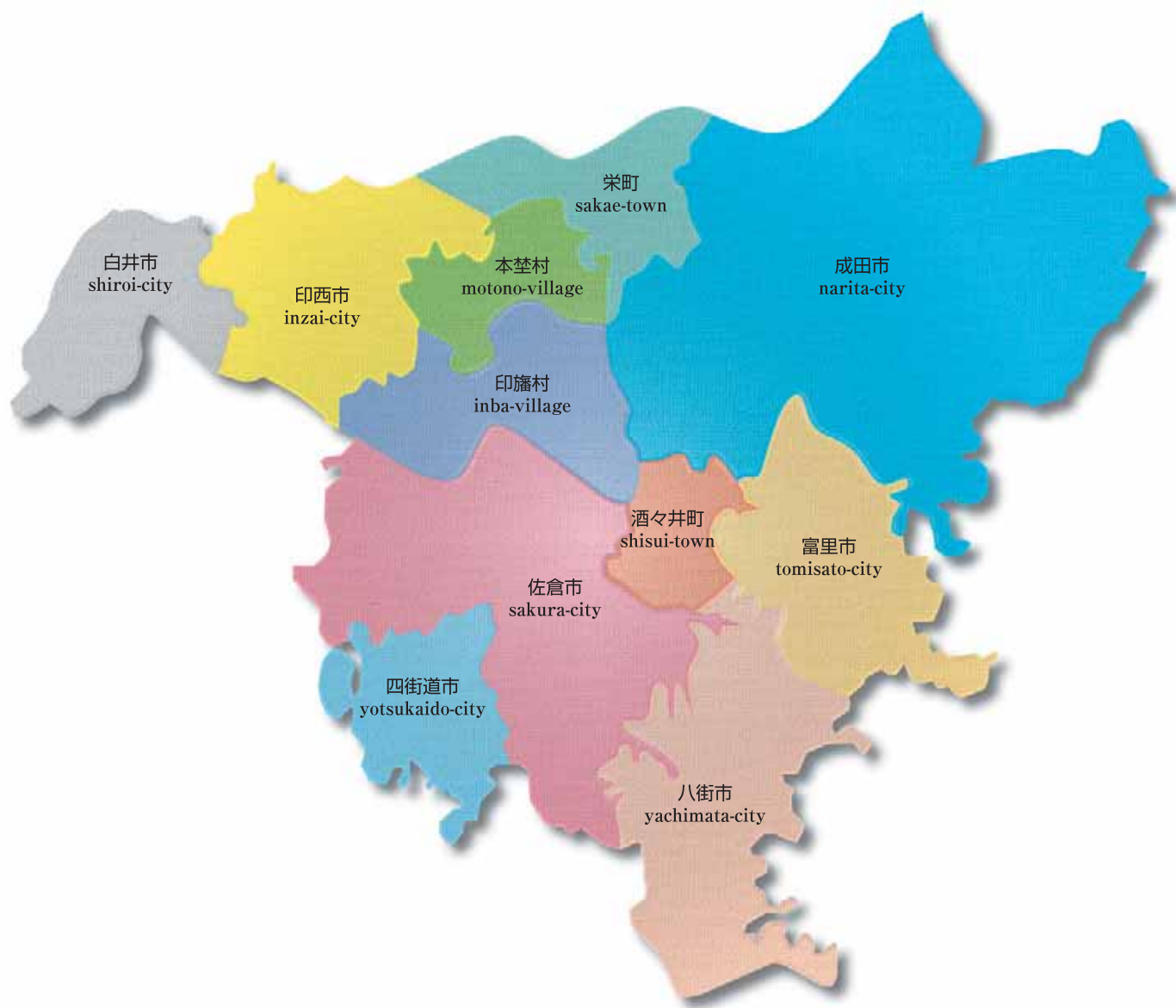


印旛郡市新広域行政圏計画



平成18年3月

印旛郡市広域市町村圏事務組合

はじめに



印旛都市広域市町村圏は、北総台地の豊かな自然環境に恵まれ、歴史と伝統、文化が調和した魅力ある圏域です。

昭和47年に広域市町村圏の指定を受けて以来、三次にわたる「広域市町村圏計画」を策定し、本圏域の総合的・一体的な発展を図るため事業を推進してまいりました。

その間、本圏域は、首都圏の外延的拡大、成田国際空港の開港、千葉ニュータウンの整備等によって、従来の農村型社会から都市型社会へと大きく変貌し、人口68万人を有する首都圏有数の人口急増地域として発展してまいりました。

しかしながら、圏域を取り巻く諸情勢は、少子・高齢化の進展、環境問題の顕在化、地方分権の進展、経済のグローバル化、情報通信技術革命の進展という時代の潮流は、さらに進行し、住民生活においても、価値観やライフスタイルの多様化、環境重視・自然との共生志向の高まり、防災・防犯意識の向上などさまざまな意識の変化が進行しております。

このような社会経済環境や住民意識の変化に的確に対処し、新たな視点に立った圏域づくりが今日の課題となっております。

「印旛都市新広域行政圏計画」は、時代の潮流や様々な圏域の課題に対応しつつ、地方分権時代における経済的・財政的自立都市圏の形成を図るとともに本圏域が持つ自然環境や歴史・文化環境を誇りに思い、住む人誰もが満足する豊かなふるさとづくりを推進するための目標となる将来像を「活力ある自立都市圏 人と自然が調和する豊かなふるさと」とし、社会基盤施設の整備、福祉・医療の充実、産業の振興等、あらゆる広域行政施策の方向づけや事業内容をまとめ、基本構想及び前期基本計画として策定しました。

今後は、本圏域が目指す将来像を実現するため、国、県のご協力をいただきながら、関係市町村との連携を一層図り、圏域住民の皆様とともに、より魅力的な圏域づくりを進めてまいります。最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力頂きました関係各位に厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご指導ご協力をお願いいたします。

平成18年3月

印旛都市広域市町村圏事務組合
管理者 渡 貫 博 孝

目 次

序 論	1
第1章 広域行政圏計画のしくみ	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の名称	3
第3節 計画の構成と期間	3
第2章 印旛広域圏の圏域づくりを考える	5
第1節 圏域の概況	5
第2節 新しい時代の潮流	7
第3節 新しい圏域づくりへの圏民の期待	9
第4節 圏域の特性	12
第5節 圏域の課題	14
基本構想	17
第1章 圏域づくりの目標	19
第1節 めざす将来の姿	19
第2節 人口目標	21
第3節 土地利用の基本方針	22
第2章 施策の大綱	23
1. 交通ネットワークが充実し、快適な生活環境が整う住みよい圏域づくり(交通・生活環境)	24
2. 豊かな自然と共生し、災害に強い安全な圏域づくり(環境・安全)	25
3. 健康で思いやりに満ち安心して暮らせる圏域づくり(福祉・保健・医療)	26
4. 心豊かな人材を育む、文化の香り高い圏域づくり(教育・文化)	27
5. 多彩な産業が集積する自立性の高い圏域づくり(産業)	28
6. 連携により新しい行政課題に対応する広域づくり	29
第3章 関係市町村の性格と役割	30
基本計画	35
第1部 総論	37
1. 策定の目的	37
2. 目標年次	37
3. 主要指標	37
第2部 重点プロジェクト	38
第1節 圏域の基盤づくりの促進	38
第2節 住みよい生活環境の整備と安全・安心対策	38
第3節 広域行政の推進強化	39
第3部 部門別計画	40
第1章 交通ネットワークが充実し、快適な生活環境が整う住みよい圏域づくり	42
第1節 交通・通信体系の整備	42
第2節 生活基盤の整備	55
第2章 豊かな自然と共生し、災害に強い安全な圏域づくり	62
第1節 良好な環境の創造	62
第2節 安全な生活の確保	74
第3章 健康で思いやりに満ち安心して暮らせる圏域づくり	83
第1節 社会福祉の充実	83
第2節 保健・医療体制の充実	92

第4章	心豊かな人材を育む、文化の香り高い圏域づくり	97
第1節	実り豊かな教育の推進	97
第2節	歴史・文化の保全と活用	102
第3節	スポーツ・レクリエーションの振興	105
第5章	多彩な産業が集積する自立性の高い圏域づくり	107
第1節	農林水産業の振興	107
第2節	商工業・業務の振興	112
第3節	観光の振興	118
第6章	連携により新しい行政課題に対応する広域づくり	120
第1節	連携・交流の推進	120
第2節	新しい行政課題への取り組み	123
資料		127
	【圏民意識調査結果概要】	129
	【印旛郡市新広域行政圏計画策定方針】	144
	【印旛郡市新広域行政圏計画策定要領】	145

本計画書における成田市には、平成18年3月27日に合併した旧下総町、旧大栄町を含みます。統計データについては、過去からの推移を比較するために、過去にさかのぼって、2町のデータを加えてあります。地図についても、新しい市域、住居表示で示してあります。

序 論

広域行政圏計画のしくみ

第1節 計画策定の趣旨

印旛郡市広域市町村圏では、昭和48年3月に圏域の総合的かつ合理的な振興整備を目的として「印旛郡市広域市町村圏計画」を策定し、これをもとに広域ネットワークの整備、事務の共同処理システム等を中心に、各分野にわたる施策の推進に努めてきました。

また、昭和57年3月には「印旛郡市新広域市町村圏計画」を策定し、これをもとに21世紀を展望した印旛郡市の調和ある発展の実現を目指してきました。

平成8年3月には「印旛郡市広域行政圏計画」を策定し、とりわけ「地球環境、地域環境への配慮」、「防災対策の充実」、「情報・国際社会への対応」、「男女共同参画社会の実現」等の課題に留意しながら、地方分権及びその流れを踏まえた圏域づくりを進めてきました。

この計画はこのような前計画の流れを踏まえながら、地方分権が本格化するなかで、広域圏の果たす役割を明確にし、構成市町村と共同で圏域づくりを進めていく中長期的な指針として策定するものです。

第2節 計画の名称

『印旛郡市新広域行政圏計画』とします。

第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

1. 基本構想

基本構想は、広域圏の圏域づくりの指針として、本圏域の理想の姿である将来像とそれを実現するための施策の大綱を示すものです。

計画期間は、平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの10か年とします。

2. 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた圏域づくりの基本的な方向を具現化するための施策を定めるとともに、構成市町村、一部事務組合及び県が実施する広域事業に関する計画を示すものです。

計画期間は、基本構想の計画期間である10か年を前期と後期に分けて設定し、前期基本計画は、平成18年度(2006年度)から平成22年度(2010年度)までの5か年とします。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げる施策を実現化するための事業を具体的に示すものです。

計画期間は3か年とし、平成18年度を初年度として毎年度向こう3か年を期間とするローリング方式で作成し、実効性の確保に努めます。

広域圏計画の構成・期間

平成(年度)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
西暦(年度)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
基本構想	基本構想(平成18~27年度:2006~2015年度)									
基本計画	前期基本計画(平成18~22年度)					後期基本計画(平成23~27年度)				
実施計画	18~20年度実施計画									
			19~21年度実施計画							
			20~22年度実施計画							
	... 毎年度ローリング									

印旛広域圏の圏域づくりを考える

第1節 圏域の概況

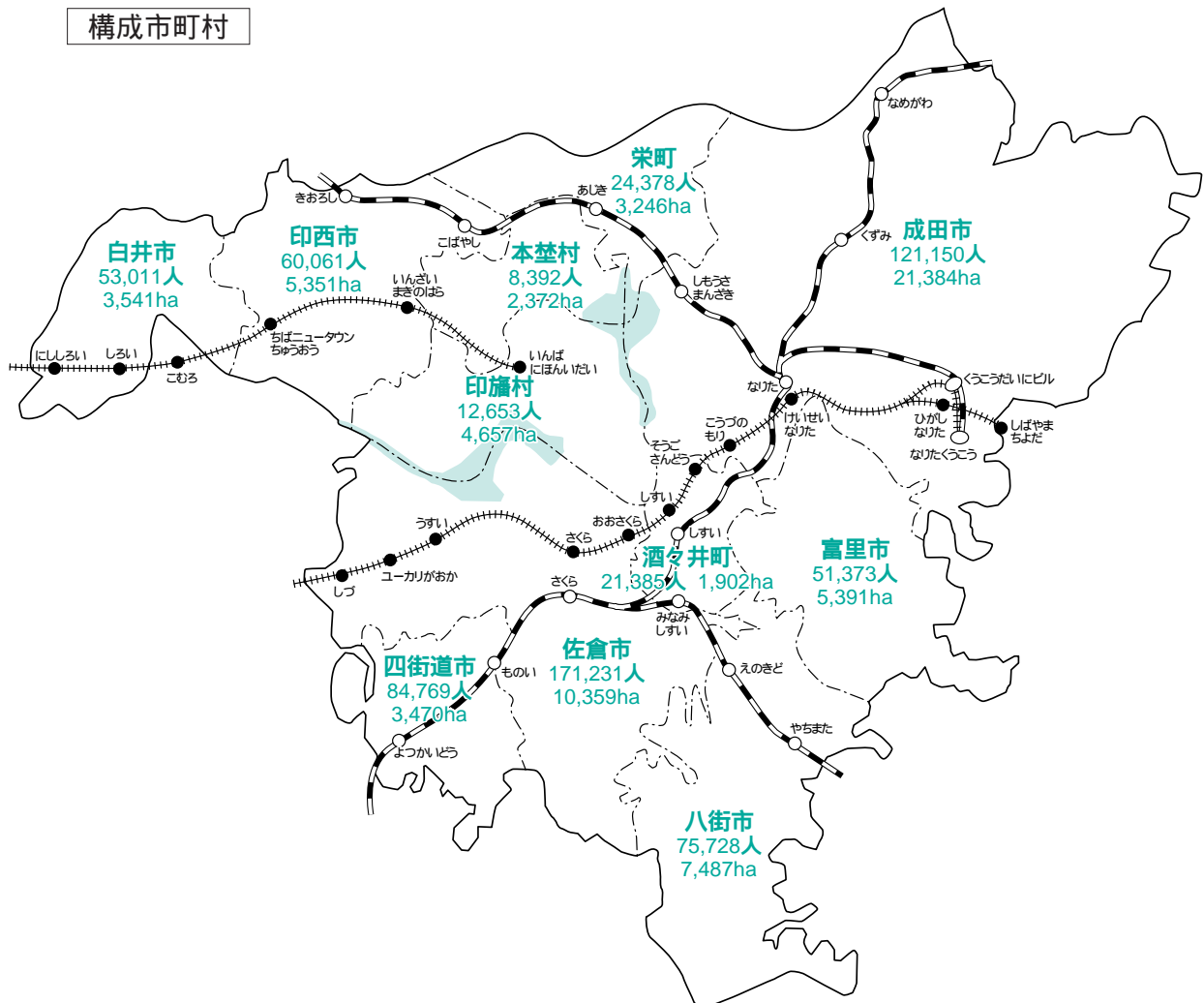
1. 圏域の位置等

印旛郡市広域市町村圏は、千葉県北部中央に位置し、東京都心から30～70km圏に属します。圏域は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町の7市2町2村で構成されています。なお、成田市には、平成18年3月に合併を行った旧下総町と旧大栄町が含まれます。

圏域の面積は69,160haとなっています。

地勢を見ると、平坦な下総台地が広く占め、これを谷津といわれる浸食谷が刻んでいます。また、利根川の流路変遷の名残である印旛沼と手賀沼を擁しており、地域の景観に変化を持たせています。印旛沼の干拓地や利根川流域は水田地帯となり、大地には畑作地帯が広がっています。

構成市町村



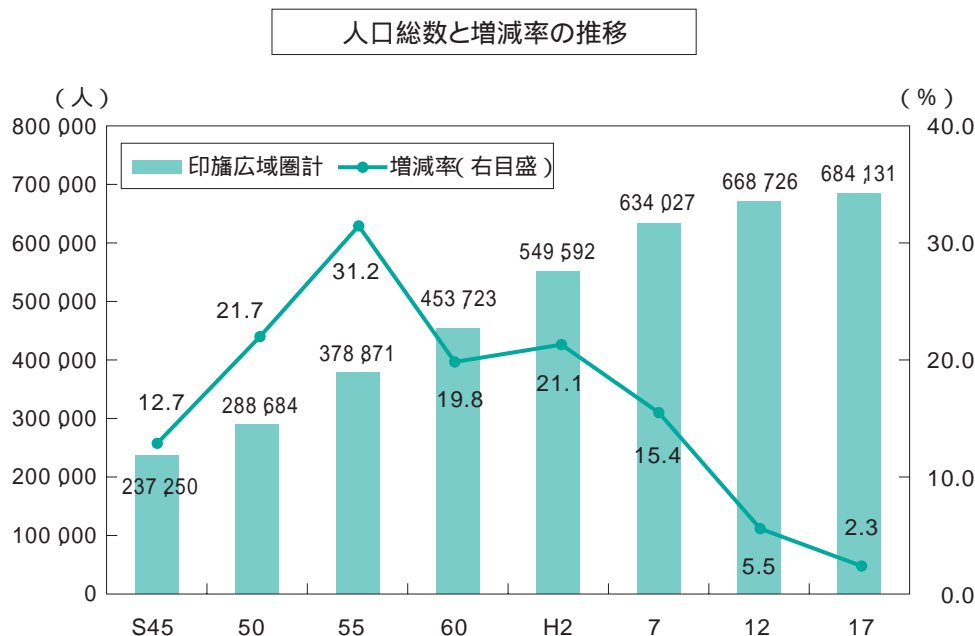
資料：人口：「国勢調査(速報値)」、平成17年10月1日現在

面積：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、平成17年10月1日現在

注：成田市の人口、面積には、旧下総町、旧大栄町を含む。

2. 人口

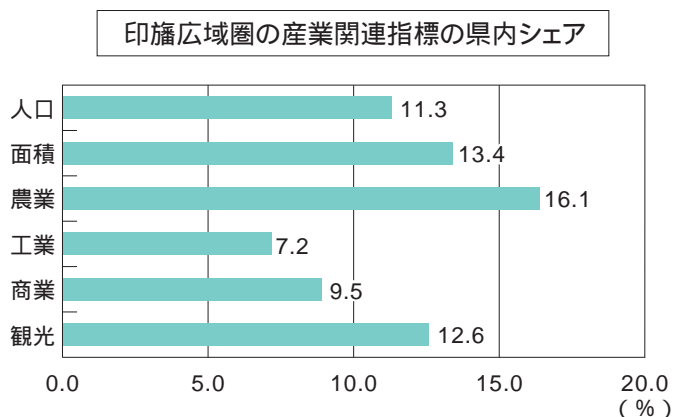
印旛広域圏(新圏域)の人口を見ると、東京のベッドタウンとして千葉ニュータウンや総武本線方面への住宅開発に加え、成田国際空港の開港と拡大により長期的に見て一貫して増加しています。増加率で見ると、特に、成田国際空港が開港した昭和53年頃の増加率が著しく(昭和50～55年：31.2%)、最近は2%程度まで逡減してきています。



資料：「国勢調査」、毎年10月1日現在、平成17年は速報値

3. 産業

印旛広域圏の産業面における千葉県内のシェアを見ていくと、人口の県シェアと比較して、農業は人口シェアをかなり上回りやや特化していますが、観光は人口シェア並み、工業や商業は人口シェア以下となっています。産業都市というより住宅都市の特性をあらわしているものと見られます。



資料)

人口 平成17年 国勢調査(速報値)

面積 平成15年 国土地理院

農業産出額 平成16年 生産農業所得統計

製造品出荷額等 平成16年 工業統計

年間商品販売額 平成16年 商業統計(速報値)

観光入込客数 平成16年 観光入込調査概要

第2節 新しい時代の潮流

1. 少子・高齢社会の到来

高齢化が急速に進展している中で、高齢者の社会参加活動、余暇活動増加への対応が求められています。一方、価値観の多様化、子育てに対する不安や負担感、若年層の所得格差の拡大などにより、少子化が進んでいます。これにより、地域の担い手の減少や経済活力への影響などが予想されています。

転入者の急増により人口増加を続けてきた印旛広域圏では、今のところ、国全体や県に比べ少子化率、高齢化率は低くなっており、比較的若い世代の多い圏域となっていますが、国や県に数年遅れるものの、少子・高齢化は確実に進展し、推計では平成32年(2020年)頃をピークに、人口も減少し始めることが予想されます。

2. 環境重視・自然との共生志向の高まり

急速な経済発展は、国民の生活レベルを大きく向上させましたが、地球規模の環境問題を引き起こしました。住民の意識面では、自然との共生、環境調和を志向するライフスタイルが広がりつつあり、今後も、環境へ配慮した循環型システム・社会の構築へ向けた取り組みが進むものと考えられます。

圏域には印旛沼や谷津田、水田や畑作地など自然的環境をそのまま残している場所が多く見られますが、近年、都市化の進展、水質の低下、ごみの増加など、その状態は必ずしも良いとは言えなくなっています。特に、印旛沼周辺の生態系の保存等が課題となっています。

3. 価値観及びライフスタイルの多様化

所得の上昇と余暇時間の増大などを背景として、人々の価値観は「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」重視に変化しており、ライフスタイルも、個人・家庭生活やレジャー・余暇生活等をより大切にしている傾向が強まっています。

都市部からの多くの人々の転入により、圏民のニーズも多様化、高度化しています。当地の豊かな自然環境を大切にしながら、都市としての利便性・快適性を高める圏域づくりが、圏民から期待されています。

4. 地方分権の進展

行政に対するニーズが多様化している中で、全国画一のシステムでは特色ある地域づくりが困難です。今後は、権限の委譲、国の関与の縮小など広範な地方分権が進められるため、政策立案能力向上や広域行政の推進、住民参画など地域での受け入れ態勢の整備が求められます。

長引く日本経済の停滞により、財政は厳しい状況に直面していますが、生活に密着した基盤整備や少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策など、今後、財政需要はますます増大するものと考えられ、地域産業の振興による自主財源の増加など、より一層の財政均衡に向けた努力が求められます。

5. グローバル化の進展 - メガ・コンペティション -

わが国の経済は、内需主導・低成長の成熟化を迎えており、資源エネルギー・食糧需給、貿易収支・市場開放などグローバル化が進む中で、世界との相互依存関係に左右される状況が益々強くなります。様々な側面において国際化に対応できる人材育成と経済活動、そしてそれらを支える基盤整備などが重要になります。

成田国際空港は、国際化における人流・物流の日本最大の拠点となっており、特に物流においては、空港周辺に巨大な物流倉庫群が立地しています。当圏域は日本の表玄関に立地する強みを最大限に活用し、企業誘致、産業振興等に結びつけていく必要があります。

一方、基幹産業である農業において、国際化の進展により大きな影響を受けています。安価な輸入農産物が国内市場へ進出したことにより、農産物の価格が低迷し、農業経営を不安定にする大きな原因のひとつとなっています。

6. 情報化の進展

産業構造が大きく変わりつつあり、IT（情報通信技術）産業をはじめとして、バイオテクノロジー、新素材、新エネルギーなど新たな技術革新が見込まれます。特に、ITの発達によるIT革命は、従来の社会構造を根底から変化させるまでの力となっており、住民生活や企業活動に大きな変化をもたらします。

情報化の進展によりグローバルな情報通信メディア網、情報通信産業が確立され、産業と生活におけるコンピュータ利用の日常化を促進しています。情報化の進展とともに人とモノの動きを多様化し、企業活動の変革、就業形態の変革などを促すものと予想されます。圏域づくりにおいては、情報通信基盤の整備促進をはじめ、圏民の各種情報へのアクセスを容易にする情報システムの整備が重要になります。

7. 防災・防犯意識の向上

阪神淡路大震災、新潟県中越地震、スマトラ沖地震に伴う津波被害など相次ぐ大規模な地震の発生により、防災に対する不安が増しています。また、地方における犯罪の増加から治安に対する不安感を高めており、防犯に対するニーズも高まっています。

圏域は、平坦な下総台地が圏域の多くを占め、地震などには比較的強い立地となっていますが、地域が平坦なため水害が起こりやすく、台風や短時間における豪雨に伴う冠水被害が発生しています。本圏域には、成田赤十字病院(成田市)や日本医科大学付属千葉北総病院(印旛村)などの基幹病院を有しており、広域圏が、これら施設と連携してネットワーク化を図ることにより災害に強い圏域づくりの核となります。また、圏民やボランティアによる防災・防犯の地域活動への取り組みも充実させていく必要があります。

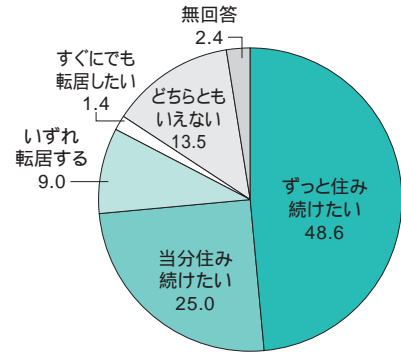
第3節 新しい圏域づくりへの圏民の期待

計画策定にあたり、平成17年7月に実施した圏民意識調査よりご意見、期待等をまとめてみました。なお、文中の今回は10年前との比較です。

1. 今後の居住意向

今後の居住意向を見ると、「ずっと住みたい」が半数近くを占めており、「当分住みたい」を加えると73.6%となり、居住者は地域に魅力を感じていることがわかります。

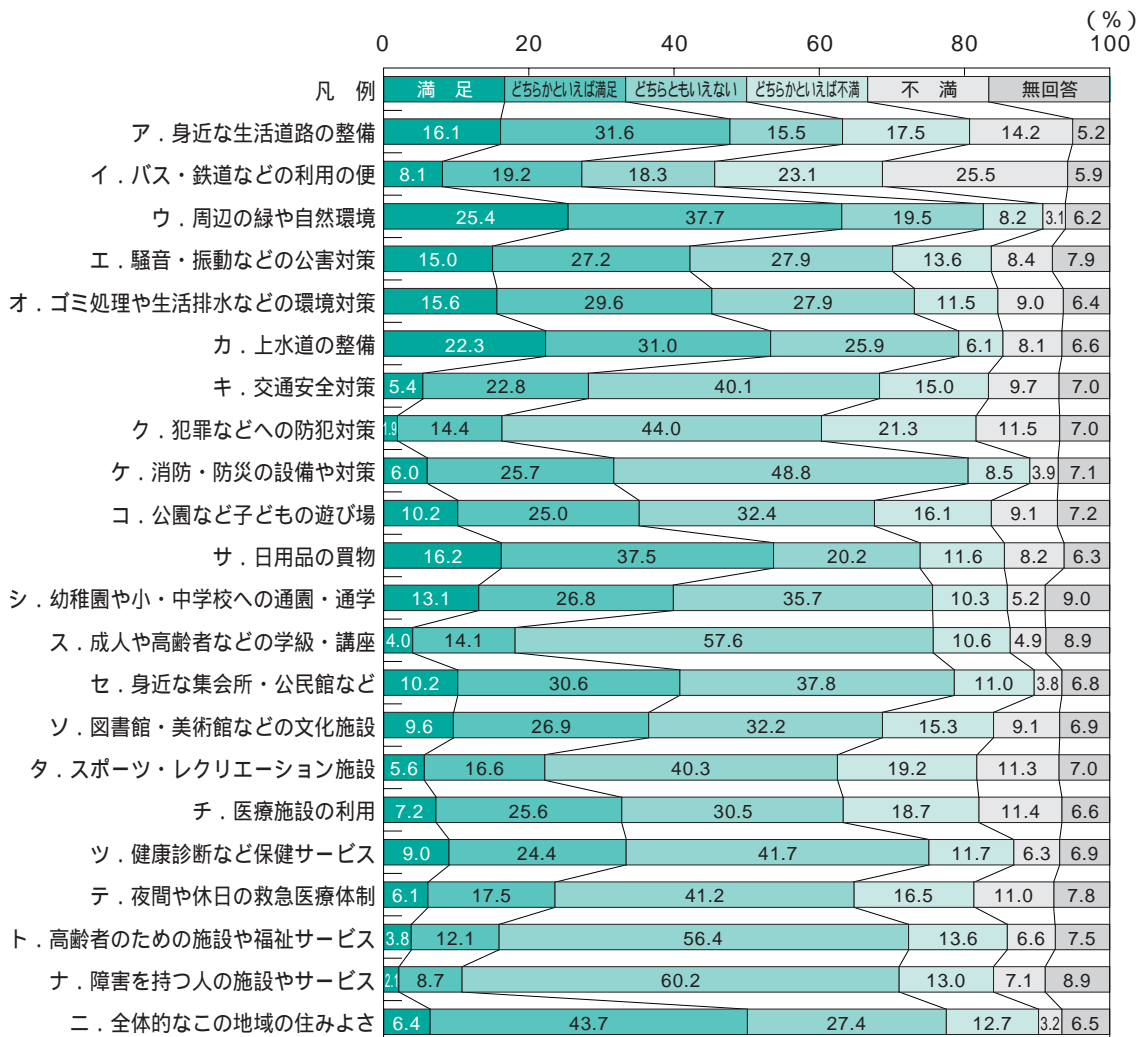
ただし、「ずっと住みたい」比率は、前回より若干低下しています。



単位: (%)

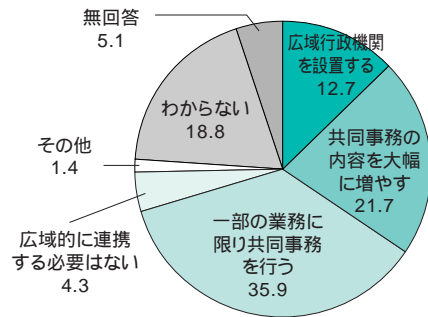
2. 生活環境の満足度

「全体的な住みよさ」の結果から、生活環境に対する総合的な満足度は高いといえます。個別項目で見ると、「周辺の緑や自然環境」、「日用品の買い物」、「上下水道の整備」などに満足を感じる一方で、「バス・鉄道などの利用の便」などで不満が多くなっています。



3. 今後の広域行政のあり方

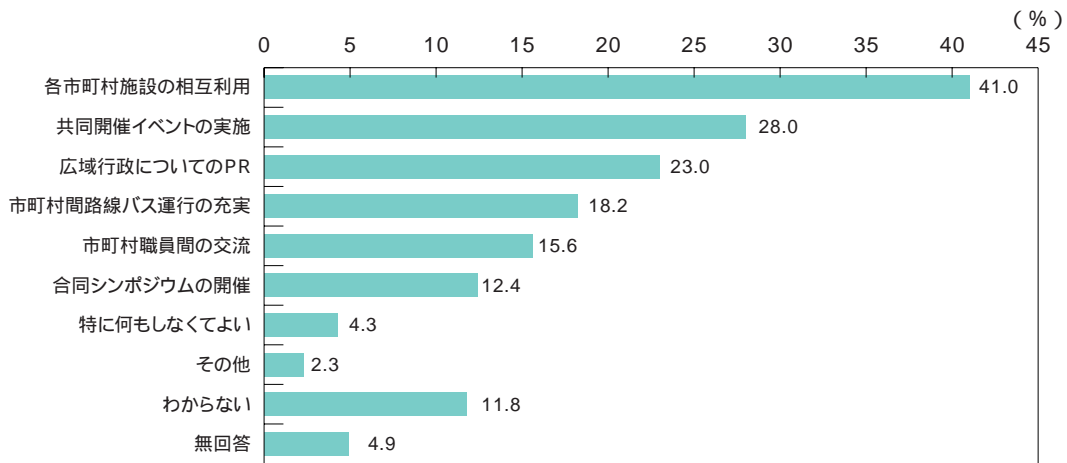
今後の広域行政のあり方では、「一部業務に限り共同事務を行う」との回答が35.9%と最も多くなり、広域行政拡大への積極的な考え方は、前回よりやや弱まっています。



単位:(%)

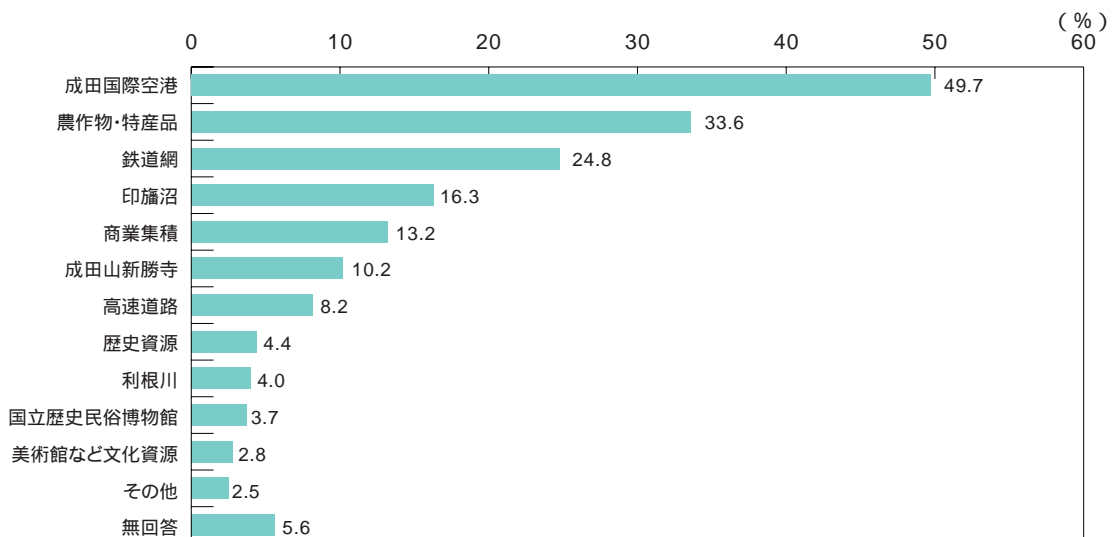
4. 市町村の連携強化のための方策

市町村の連携方策では、「各市町村施設の相互利用」を挙げる声が多く、前回と比較しても大幅に増加しました。逆にイベントやPR、シンポジウムなどに関する項目は低下しており、連携強化のための方策として、こうした項目への期待感は薄れていることがわかります。



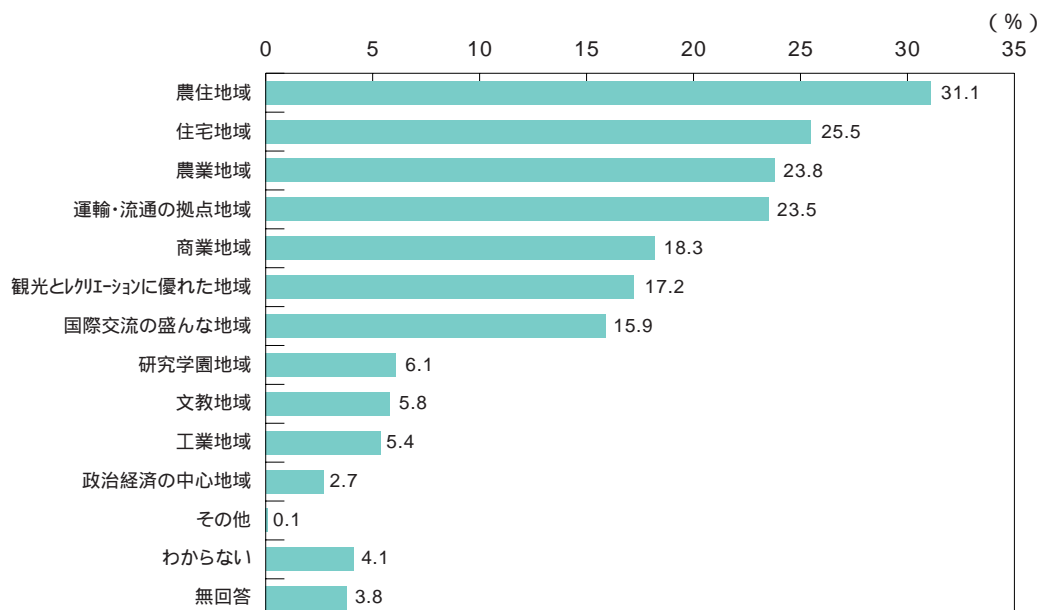
5. 活用していくべき地域資源

活用していくべき資源としては、半数近くが「成田国際空港」を上げ、他と比べて圧倒的に多くなっています。印旛郡市の核として、成田国際空港の存在感が非常に大きいことがわかります。



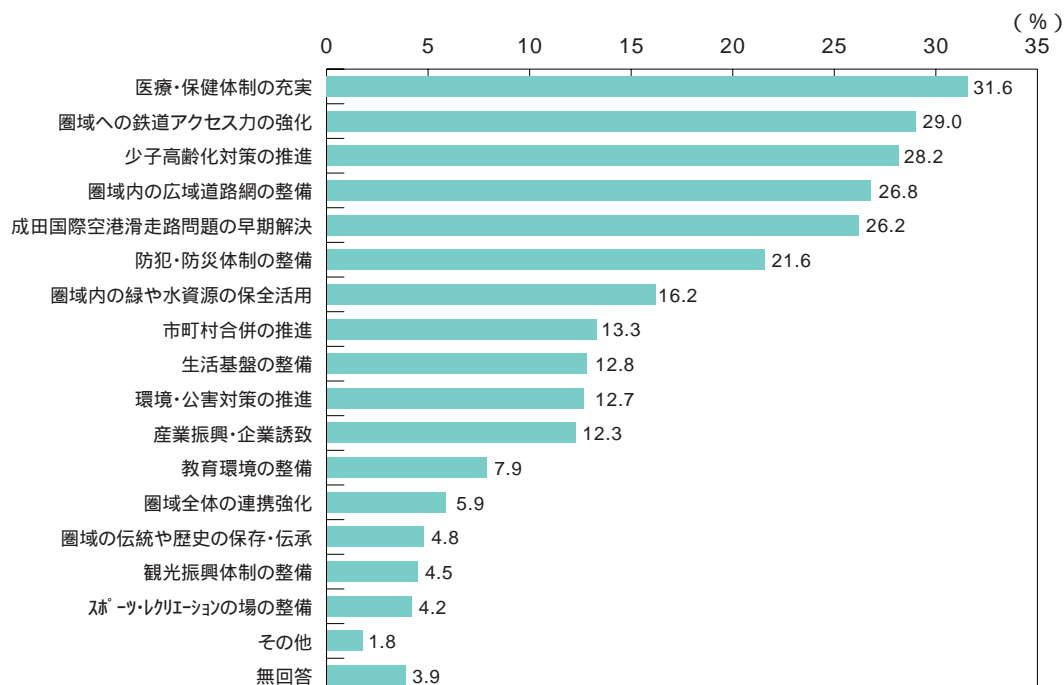
6. 印旛都市の発展の方向性

印旛都市の発展の方向性としては、「住宅」と「自然や田園」が調和したまちが望ましいという声が多くなっています。前回と比べ、「住宅」に関する回答が大きく減少しています。



7. 対策を講じる必要がある課題

対策を講じるべき必要がある課題としては、「医療・保健体制の充実」、「圏域への鉄道アクセス力の強化」、「少子高齢化対策の推進」などを挙げる声が多くなっています。



第4節 圏域の特性

圏域の特性・魅力を整理すると、以下のようになります。

1. 成田国際空港を有する日本の国際化推進の主要拠点
 - 暫定平行滑走路の供用により、発着便数、乗り入れ航空会社、旅客数、航空貨物量が飛躍的に増加
 - 狭(滑走路)、高(着陸料)、遠(所要時間)対策の実施
 - 空港周辺への物流産業等の立地促進
 - 外資系企業の立地促進
 - 国際観光の玄関口
2. 北総の中核地域
 - 圏域の政治行政の中心地である佐倉市、業務核都市である成田市、千葉ニュータウンなどに空港関連産業や商業・業務機能などの集積が進み、北総地域の中核地域となっている
 - 成田圏の拡大に加え、印西市を中心に新たな商圈形成の動き
 - 茨城県南部も含めた巨大圏の形成
3. 財政豊かな都市が多い
 - 県下の財政力を誇る成田市をはじめ、印西市も財政力指数が1を超えている
 - 成田国際空港の民営化により、更なる税収増が期待される
 - 成田空港圏の発展は周辺市町村の財政力強化にもつながる
4. 成田新高速鉄道の開業(平成22年度開業予定、13年度都市再生プロジェクトに認定)と北千葉道路の一体的な整備
 - 成田国際空港と東京都内との時間距離がさらに短縮(51分 36分)
 - 千葉ニュータウン～成田国際空港間における定住人口増加策
 - 沿線への臨空関連産業、研究開発型企業、外資系企業等の誘致
 - 東京都内～成田国際空港間の人流、物流の円滑化
5. 人口増加と若い年齢構成
 - 首都圏のベッドタウンとして、千葉ニュータウンや総武本線沿線などで人口増加
 - 成田国際空港関係の雇用者は5万人に及び、空港周辺に居住
 - 国や県平均と比べ若い年齢構成
6. 首都圏の食料生産基地
 - 農業産出額が県下上位の成田市、八街市、富里市を有する
 - 野菜の生産が中心で、八街市、富里市が上位
 - 主たる生産物は、米、すいか、にんじん、かんしょ、らっかせい、トマトなど

7. 成田山新勝寺（成田市） 国立歴史民俗博物館（佐倉市） 房総のむら（栄町） 印旛沼（印旛村、佐倉市他）などの拠点施設のほか、各市町村にも豊かな歴史資源、自然資源など多彩な観光資源を持つ
- 広域回遊ルートの整備と情報発信
 - 成田新高速鉄道の開業により、首都圏からの時間距離の短縮
 - 成田国際空港を利用するトランジット客・外国人観光客の取り込み

第5節 圏域の課題

圏域づくりの課題を整理すると、以下のとおりです。

1. 東京 千葉ニュータウン 成田国際空港を結ぶ幹線交通軸等の形成に対応した、地域内の交通網の整備
平成22年度を目標年次とする東京と成田国際空港を結ぶ成田新高速鉄道や北千葉道路の整備、さらに首都圏外縁部の環状道路である圏央道の整備が進むことから、これら広域幹線交通網と地域内の整合性のとれた交通体系の確立が求められます。
2. 暫定平行滑走路の供用により、機能の高まった成田国際空港を活かした地域整備
平成14年の暫定平行滑走路の供用により、成田国際空港の発着便数は飛躍的に増大し、それに伴い、日本の国際間の人流、物流に占める成田国際空港の役割は増大しています。この日本の表玄関である成田国際空港が圏域内に立地しているというメリットを最大限に活かし、産業振興や文化振興など圏民生活の向上に結びつけていく必要があります。
3. 北総の中核地域としての整備
圏域の政治行政の中心地である佐倉市、業務核都市である成田市や千葉ニュータウン地区をはじめとして、空港関連産業や商業などの集積が進み、北総地域の中核地域となっています。成田国際空港など職場が数多くある立地性を活かし、職住近接、さらに地域の自立性を高め、財政的にも確固とした地域を目指していく必要があります。
4. 居住環境の整備と少子・高齢化対策による定住促進
この地域の住宅地は主として首都圏のベッドタウンとして整備されてきましたが、さらに定住を一層進めるためには、良好な住宅地としての環境整備を実施する必要があります。
また、当圏域の住民の年齢構成がまだ若いことから少子化対策が重要であるとともに、長期的な視野に立った高齢化対策、寝たきり予防・健康づくり対策などが求められます。
5. 農業振興による地域産業の振興
農業産出額を見ると、県下上位の成田市、八街市、富里市を有し、野菜生産を中心に首都圏の食料生産基地としての役割を果たしています。安心、安全な新鮮な農産物の供給、安価な輸入農産物による農産物価格の低迷、後継者難、農業経営の不安定化などへの対応を図り、強い農業への転換が求められます。
6. 観光振興による地域産業の振興
成田山新勝寺(成田市)、国立歴史民俗博物館(佐倉市)、房総のむら(栄町)、印旛沼(印旛村、佐倉市他)などの拠点施設を活かし、各市町村が持つ豊かな歴史資源、自然資源など多彩な観光資源を結びつけた広域観光ルートの整備により、首都圏住民や外国人観光客などの交流人口の取り込みを図っていく必要があります。特に首都圏近郊有数の自然資源である印旛沼についてはまだ観光地としての機能を十分発揮していないので、その豊かな自然を活かしていく方を検討する必要があります。

7. 自然環境等の保全

印旛沼や手賀沼は全国の湖沼でも水質が汚染されている上位に入っています。また印旛沼流域の河川も水質汚染が進んでいます。これらの水環境は当地域を代表する資源でもあり、早急な汚染対策が求められています。また、産業廃棄物の不法投棄の監視、ごみ処理の広域化なども連携強化が求められています。

8. 防災対策の充実

急傾斜地対策や水防対策をはじめ地域住民のための防災ネットワークを広域で整備するとともに、広域幹線道路網が集中する恵まれた立地特性を活かし、多層的な防災拠点としての整備を促進していくことが求められています。

9. 圏民との協働

環境、防災、防犯、福祉、子どもの健全育成、産業振興等あらゆる分野にわたって圏民との協働による圏域づくりが欠かせない状況となっています。また、分野によっては広域的な視点で取り組んだ方が効果の高いものも多く見られます。こういう分野においては広域圏が窓口となり、協働活動を進めていく必要があります。

10. 広域行政をどう再構築するか

圏域内の市町村合併をどうするのか、市町村財政が厳しくなる中で広域行政として対応するものはないか、広域行政そのものの効率化をどう図るのかなど新たな対応が求められます。

圏域内の連携については、圏域内で連携している団体は多く見られますが、まだ連携不足と感じているところがあります。また、圏域が広すぎる、地域間格差がある、情報不足などのために連携が難しいとする意見も多くでています。

基本構想

圏域づくりの目標

第1節 めざす将来の姿

1. 基本理念

圏域内に居住する住民は68万人に達し、今でも人口が増加する活力ある地域となっています。そして、圏域に住む住民の多くは、この地に愛着を持ち、このまま住みたいと考えています。

一方、本圏域を訪れる人は成田国際空港利用者や成田山などの観光客、企業への通勤者や取引先など年間4,000万人を優に超え、千葉県の中でも最もダイナミックな交流が行われている地域です。

これら圏域に住む人、圏域を訪れるすべての人がこの圏域に住んで良かった、訪れて良かったと心から感じられる圏域づくりを進めることとし、圏域づくりの基本理念を以下と定めます。

住む人も訪れる人も心を豊かにする圏域づくり

2. 将来像

地方分権時代の地域経営においては、経済的・財政的自立が強く求められます。成田国際空港を擁し、幅広い産業が集積し、多くの人々が住み・訪れる本圏域は、そのような圏域づくりにおいて多くのアドバンテージ(有利な条件)を持っています。この地域だけが持つ特性・機能を活かしながら、努力と工夫により自立都市圏としての確固たる基盤をつくっていかねばなりません。今後10年は自立都市圏形成に向けて大変重要な年月といえます。

一方で、本地域に居住する多くの住民は、本圏域が持つ自然環境や歴史・文化環境を誇りに思い、愛着を持ち、未永く住み続けたいと願っています。このような豊かな地域資源を活かしながら圏域づくりを進め、住む人誰もが満足する豊かなふるさとづくりを行います。

以上から、圏域の10年後の将来像を以下の通り定めます。

活力ある自立都市圏 人と自然が調和する豊かなふるさと

活力ある自立都市圏

交通網が発達、商業・工業・観光などの産業が活発、交流人口が多い、圏民が元気で生きがいを持って生活、生活・都市基盤が整っている、行財政基盤が確固としている、印旛広域圏を表しています。

人と自然の調和

自然環境の保全、豊かな自然環境のもとでの生活、循環型社会の創出などを意味します。

豊かな

物的な豊かさ(生活・都市基盤、情報インフラの充実等)と、質的・内面的な豊かさ(保健・医療・福祉の充実、教育内容の充実、文化活動の充実、コミュニティの充実、情報発信の充実等)を意味します。

ふるさと

豊かな自然環境が残り、農業が盛んで田園環境が保全され、地域内のコミュニティや人と人とのふれあい、互助が活発な地域を表しています。

第2節 人口目標

本圏域の将来目標を下記の通りとします。

	平成17年度実績	平成27年度目標
人 口	684,131人	730,000人

資料：平成17年度は国勢調査(速報値)、27年度は目標値

注：平成17年度人口には、旧下総町、旧大栄町を含む

また、人口の年齢構成を下記の通り設定します。

	平成17年度実績	平成27年度目標
年少人口	97,634人	92,101人
生産年齢人口	494,569人	456,472人
老年人口	104,017人	181,427人
年少人口構成比	14.0%	12.6%
生産年齢人口構成比	71.0%	62.5%
老年人口構成比	14.9%	24.9%

資料：平成17年度は千葉県年齢別・町丁別人口(4月1日)による。合計は総人口(国勢調査)と一致しない。平成27年度は目標値

第3節 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における圏民のための限られた資源であり、圏民の生活や産業活動の基盤となっています。

そこで、本圏域の歴史・文化、自然的・社会的特性を活かしつつ、自然環境、生活環境、生産環境の調和に配慮した、秩序ある土地利用を図っていく必要があります。

ここでは、土地利用の基本方針を、圏域の地域特性から、都市的土地利用と農業的・自然的土地利用に分けて示します。

1. 都市的土地利用

本圏域の人口増加は、今しばらくは続くものとみられ、都市的な土地利用は拡大していくものと予想されます。

したがって、これら都市的な土地利用を進める地域においては、無秩序な開発を抑制し、ゆとりある生活空間と美しい街並みが形成され、災害に強く安心して快適な生活がおくれる都市づくりを進めていく必要があります。

さらに圏域内には、様々な個性を持った商業、業務、公共、サービス、歴史・文化等の集積した核があります。これらの地域については、本圏域の顔にふさわしい秩序と賑わいのある、都市核としての土地利用を進めます。

2. 農業的・自然的土地利用

本圏域は、全域の約60パーセントが農地と山林で占められており、豊かな自然が守られています。

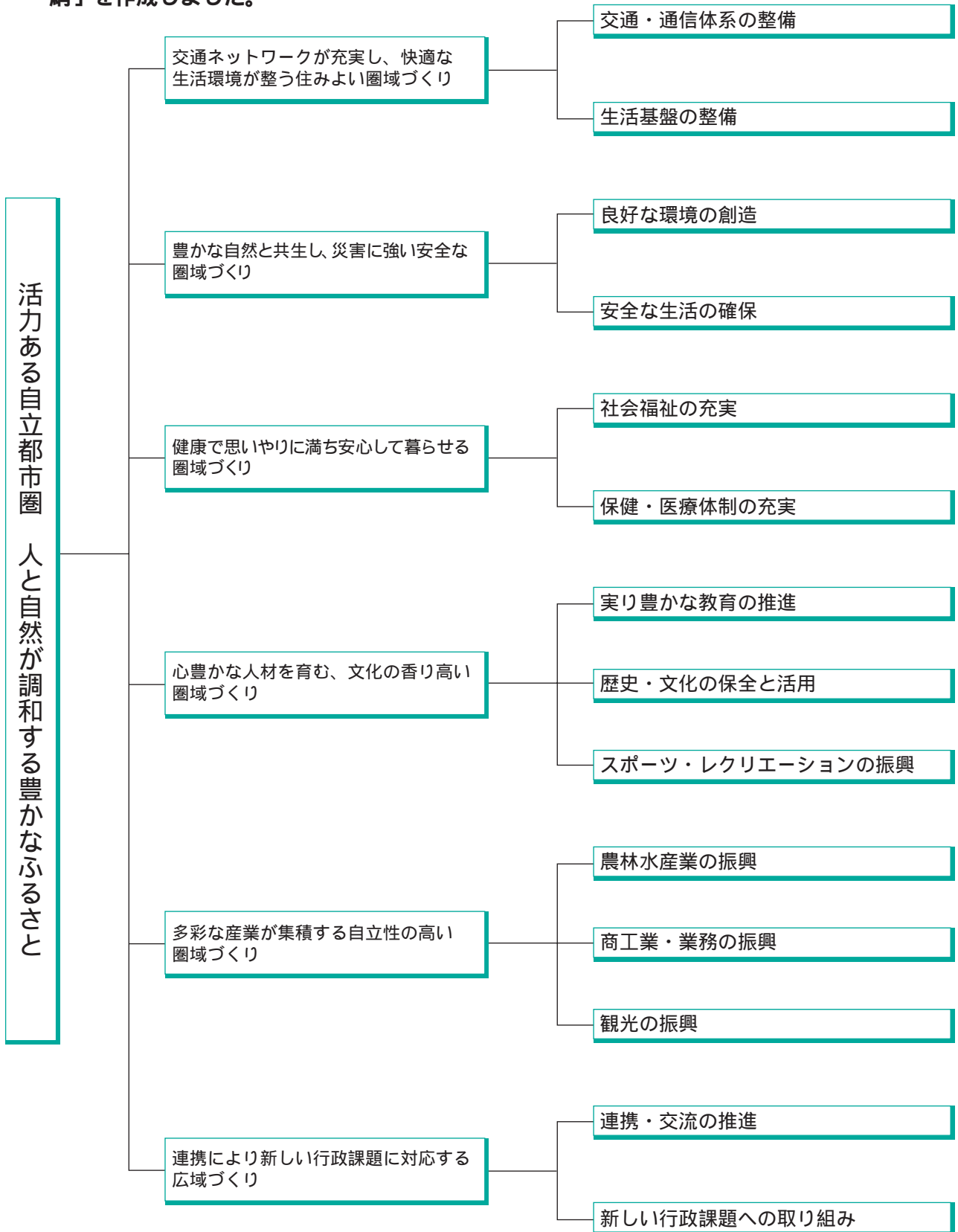
農業地域については、首都圏の食料生産基地としての重要性を考慮し優良な農地の確保を図っていきます。また、宅地化の進展に対しては、農地が持つ自然的景観としての機能、洪水調整機能、緑地としての機能などの役割を踏まえ、保全との調和を図っていきます。

豊かな自然が残る地域においては、水辺、緑地、谷津田、里山など貴重な自然の維持・継承に努め、美しい自然景観・田園風景の保全をめざした土地利用を進めます。

これらの地域においては、自然環境や農業環境との調和を図りながら、レクリエーション、健康づくり、余暇活動、体験観光、自然学習、都市との交流などの場として多様な活用を促進し、緑とふれあえる場の創出をめざした土地利用を進めます。

施策の大綱

基本理念に沿って将来像を実現するための施策を6分野に分け、以下のとおり「施策の大綱」を作成しました。



1. 交通ネットワークが充実し、快適な生活環境が整う住みよい圏域づくり（交通・生活環境）

1) 交通・通信体系の整備

成田国際空港と東京都心を結ぶ成田新高速鉄道及び圏域の東西を結ぶ北千葉道路の一体的な整備を促進するとともに、これらと圏域内の既存の鉄道網や道路網を体系に結びつけ、圏域と東京都心間や圏域内市町村間を中心に本圏域に対する交通需要に応える総合的な交通体系を構築し、バランスのとれた活力ある広域圏の創造を目指します。

一般国道、県道については、圏民の利便性を確保するとともに、圏域産業を振興する道路体系の確立を図ります。また、圏民に身近な市町村道などの生活道路は、住民生活の利便性向上を図るため、圏域内のスムーズな移動が可能となるよう、各市町村の調整を行い、計画的な整備を推進します。

鉄道については、交通手段の中でも大量輸送手段として重要な役割を果たしており、JR 総武本線・成田線の複線化や運行体制の充実などを中心に、利便性向上を図ります。

バス路線については、日常生活の利便性確保のため、路線バスネットワークの維持を促進するほか、コミュニティバスによる補完を図ります。

成田国際空港は、この圏域に対し、産業の集積、働く場の提供、勤務者の定住、交通基盤の整備、観光客の増加、税収増など、多くの恩恵をもたらしてくれる重要な施設であり、整備を促進していきます。

情報通信ネットワークの整備を促進し、圏域に居住する住民、立地する企業に対し、快適な情報通信環境の提供を行います。また電子自治体を進め、行政サービスの効率化、手続きの簡素化、行政や圏域の情報発信手段の確保などに努めます。

2) 生活基盤の整備

生活基盤については、各地域の実情に応じた整備を促進し、快適な生活がおくれる圏域を目指します。

都市化の著しい進展のなか、快適で住みやすい住宅を確保するために、住宅需要の増加に対応した土地区画整理事業の推進や公営住宅の建設を進めるとともに、民間による宅地・住宅供給などの計画的な誘導に努めます。

公園・緑地については、地域特性に応じた公園整備を進めるほか、緑化を推進します。

上水道は、人口増加をはじめとする水需要に対応するため、水資源の確保を図るとともに、広域給水体制の充実と、上水道施設等の整備を推進します。

下水道については、区域の拡大、普及率の向上を図ります。

2. 豊かな自然と共生し、災害に強い安全な圏域づくり(環境・安全)

1) 良好な環境の創造

急速な都市化の進展に伴い、年々自然環境が悪化していますが、本圏域に残された自然は、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与える財産です。印旛沼、利根川などの親水空間や緑豊かな田園、里山など圏域のかけがえのない自然の保全に努めるとともに、圏民や都市住民と自然とのふれあいの場、憩いの場としての活用にも配慮します。

近年の経済・社会活動の活発化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下等の環境問題をもたらし、圏民の生活に深刻な影響を与えています。このような環境対策に広域的に取り組んでいきます。

また、環境保全対策を推進するためには住民参加が不可欠です。身近な生活環境における自然や景観を大切にし、共生する暮らしを実現するための活動を推進します。

ごみ処理では、排出量の増加と多様化に対応するため、ごみの再資源化や減量化を圏民の協力のもとに推進します。的確な将来予測のもとに処理施設の拡充と近代化を図るとともに、ごみ処理施設等の広域化についても検討します。

し尿処理では、収集体制の合理化を図るとともに、既存施設の整備を進めます。下水道、合併処理浄化槽などと併せ、地域の特性に応じた整備を進め、河川や湖沼の水質保全など生活環境の向上を図ります。

火葬場・斎場については、印西地区での整備を進めるほか、施設の整備を進めます。

2) 安全な生活の確保

都市化の進展に伴う人口の集中、市街地の拡大等は、風水害や地震の発生により二次災害の拡大化の危険性を増大させています。これら災害から圏民の生命及び財産を守り、より一層、安心して日常生活が送れるよう、危機管理の仕組みの強化、広域的な防災体制の充実により、安全で暮らしやすい居住環境が実感できる広域圏の創造を推進します。

消防については、常備消防力の強化を図るとともに、広域的な消防体制の充実を図ります。救急については、救急医療需要の増加に対応した救急体制の整備、医療機関との連携強化などを進めます。

また、犯罪や事故などから圏民を守り、安全な生活を送れる環境づくりを推進します。

3. 健康で思いやりに満ち安心して暮らせる圏域づくり(福祉・保健・医療)

1) 社会福祉の充実

少子・高齢社会の到来、障害発生要因の増大等、社会状況の変化に伴い、福祉に対する需要は多様化し増大しています。住みなれた地域で安心して暮らせる圏域をつくるために、ノーマライゼーションを基本とし、地域福祉体制を強化、地域に密着した福祉を推進するとともに、住民の社会参加の機会を拡大するため、NPO活動やボランティア活動などを支援し、活動拠点の整備を推進します。

高齢者対策としては、介護予防事業への積極的な取り組み、在宅福祉サービスの充実と介護施設サービス等の整備など介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、福祉体制の拡充に努めます。

また、健康な高齢者向けには、生きがい対策として生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などの充実を図るとともに、働く意欲のある高齢者にはシルバー人材センター等を通じて仕事を斡旋していきます。

障害者福祉については、障害の発生予防、早期治療に取り組むとともに、障害者が地域社会の中で共に生活でき、持てる能力が最大限に発揮され、喜びと生きがいのある生活が送れるよう社会参画の促進や各種施設の整備を総合的に進めます。

児童福祉については、少子化対策として、公園や保育所など子育て環境の整備に努めるとともに、家庭教育、学校教育、社会教育、地域教育と連携し、家庭だけでなく、住民、行政も含め地域で支え合う福祉を推進します。

2) 保健・医療体制の充実

人口増加、疾病構造の変化、高齢化等に伴い、保健・医療需要は増大、多様化しています。これらに対応し、地域住民の生命を守り、豊かな長寿社会を実現するために、医療施設と密接な連携のもと、いつでもどこでも疾病と症状に応じた治療が受けられるよう、地域医療体制や救急医療体制の整備を推進します。圏民の健康維持促進に対する自発的な努力を促すとともに、健康管理、予防、治療、リハビリテーション等の包括的保健医療体制を確立し、子どもから高齢者まで健康で安心して暮らすことができる広域圏の創造を推進します。

4 . 心豊かな人材を育む、文化の香り高い圏域づくり(教育・文化)

1) 実り豊かな教育の推進

次代を担う子供たちに対しては、幼児・義務教育において、心の豊かさを育て、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を推進します。変化の激しい時代に対応できる確かな学力を持ち、感性や創造性豊かな人材の育成に努めます。さらに、学校・家庭・地域が一体となり、青少年の健全育成に努めます。

大学等の高等教育については、恵まれた立地環境と自然環境など優れた教育環境を活かし、大学や研究機関の誘致について検討を加えます。

高齢化の進展、自由時間の増大等により、生涯各時期にわたる学習機会への欲求が高まっています。そこで、生涯学習については、ライフステージ別の学習機会の充実を図るほか、既存施設や学校施設の社会教育の場としての積極的活用、生涯学習拠点施設の整備を進めていきます。

2) 歴史・文化の保全と活用

本圏域は古い歴史と豊かな文化を有しており、圏民の貴重な財産としてこれらを保護・保全・伝承します。さらに、地域のアイデンティティーを育てるため、圏民がこれらを自分たちのものとして日常的に親しめる環境を整えるとともに、これらを基礎とした新たな芸術・文化活動の推進により豊かな地域文化の創造を図るため、地域に根ざした、特色ある芸術文化活動のための諸条件の整備を促進します。

3) スポーツ・レクリエーションの振興

余暇時間の増大や健康づくりの気運の高まりのなかで、圏民のスポーツ・レクリエーションに対する欲求は増大かつ多様化しています。これらに対応して、身近なところで、日常的にスポーツ・レクリエーションが楽しめる環境づくりを推進するため、施設の整備拡充や学校施設の一般開放などに努めます。また、軽スポーツ等の普及や各種スポーツイベント開催などに積極的に取り組みスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、指導者の養成・確保に努めます。

5. 多彩な産業が集積する自立性の高い圏域づくり(産業)

1) 農林水産業の振興

農業は、担い手不足や国際化の進展等厳しい情勢の中にあります。首都圏に立地する優位性を活かし、生産性の高い豊かな農業の振興を図り、地域の特性を活かした体質の強い特色ある主産地の形成を目指します。そのため、大規模ほ場整備、用水・排水事業などの生産基盤の整備を進め、農地の高度利用による生産性の向上、農地流動化の促進による経営規模の拡大を図るとともに、農村環境の整備、農業後継者・担い手確保など総合的な農業振興施策を展開します。農産物の付加価値を高める加工・流通分野や体験農園や農産物直売所などグリーン・ツーリズム等との連携強化を図り、幅広い農業の形成に取り組みます。また、農地の環境資源としての活用や産業活動における資源循環などの環境的配慮への取組みを支援します。

林業については、下総台地がもつ豊かな自然は地域の財産であるという認識のもとに、これを維持・保全するとともに、観光・レクリエーション活用も視野に入れて、多角的な経営により、収益の向上を目指します。

水産業については、圏域の主要内水面漁場である印旛沼のより効率的な利用を図っていくものとします。

2) 商工業・業務の振興

商業については、多様化・高度化する消費者ニーズに対応し、圏域にふさわしい商業機能の集積を確保し、圏民の消費生活の利便性を向上させるとともに、中心市街地や商店街を中心に、商店経営の近代化、空き店舗・後継者対策等を基本に、消費者ニーズに応じた商店づくり・商店街づくりを促進します。

工業については、その振興が直接的に圏域内の就業機会の増大をもたらすとともに、地域経済全体への波及効果も大きいことから、環境の保全や土地利用に配慮しながら工業団地や物流団地などの整備を進め、企業の積極的な誘致を図ります。

既存工業については、中小企業の経営体質の改善、経営基盤の強化を図るとともに、新製品、新技術の開発、情報通信技術(IT)の活用等を促進し、活力ある地場産業を育成します。

また、成田国際空港に隣接し交通網が整備された立地を活かし、業務核都市の成田・千葉ニュータウンを中心に、業務機能の積極的な誘致・集積を図り、首都東京の一極集中の分散及び職住近接の圏域づくりを推進します。

3) 観光の振興

余暇時間の増大、価値観の変化等に伴い、増大かつ多様化する観光需要に対応し、圏域内多方面に波及効果ができる産業として観光産業を育成していきます。そのため、地域の特性を活かした観光開発や既存の観光施設の整備充実に努め、集客の核である成田国際空港や成田山新勝寺を中心に、圏域に点在している自然資源や歴史的文化遺産などを結ぶ広域観光ネットワークの形成に努めます。新たな観光資源の開発、農業や印旛沼を活かした体験型観光の開発などを推進します。

6. 連携により新しい行政課題に対応する広域づくり

1) 連携・交流の推進

地方分権時代の地域振興においては、地域が広域的にまとまり、住民、企業、行政が一体となった取り組みが必要です。圏民と行政が力を合わせて、より良い圏域づくりを進めるためには、圏民に広域行政に対する関心と認識を持ってもらう必要があることから、今後、より一層の広報活動に努めます。

住み良い地域社会づくり・圏域づくりのために、住民の圏域づくりに対する意識の醸成、住民相互の交流や連帯感を培い、自主的なコミュニティ活動への参加意識の高揚を図ります。コミュニティ活動の活性化のため、組織の連携体制の強化、情報交換、交流の場の設定等を支援するとともに、地域の特性にあわせ各種コミュニティ施設の整備充実を図ります。

NPO活動の支援、ボランティア活動の促進に努めるとともに、リーダーの養成に取り組みます。

国際社会における日本の経済的役割の向上に伴い、人・物・金・情報等の国境を越えた往来が増加し、地域においても海外との直接的な結びつきがより一層強まることが予想されています。このような「国際化時代」に対応するため、今後も姉妹都市の提携・文化交流、職員の派遣や技術研修生の受け入れ等多岐にわたる国際交流を促進します。また、日本の表玄関である成田国際空港を擁する本地域では国際理解を深め、国際性豊かな人材の育成を図ります。

2) 新しい行政課題への取り組み

広域的な連携によって、圏民の生活圏にあった住民サービスの提供や事業運営の効率化が期待できる分野は広くあります。単独の市町村では非効率な施策の広域処理を推進し、最少のコストで最大の効果を挙げる行政運営の展開に努めます。

現在、ごみ処理、し尿処理、火葬、消防事業などについては、一部事務組合や直営事業が混在しており、共通事務経費の削減等のため、合理化を推進します。併せて、広域行政に移管することにより効率化が図れる事務事業については、住民サービスを考慮しながら検討します。

さらに、広域行政機構の調査・研究を進め、市町村合併や広域連合についても、県が18年度に策定予定の「千葉県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」に基づき県との連携を深めていきます。

地方分権の時代では、地域間競争が激しくなり、行政職員の企画立案能力や法務能力の向上が地域の競争力に反映されることから、職員研修の充実・強化、人事交流などにより、職員の資質の向上に取り組みます。さらに、地方分権時代における新しい行政課題についても、情報収集や調査・検討を重ね、速やかな実施に取り組みます。

女性の社会進出意識の高まり等を背景として、伝統的な男女の役割分担の見直しが求められている現在、個々の人間が性差にかかわらず、それぞれの生きがいや個性を發揮できる社会を実現させていく必要があります。男女の人権が等しく尊重され、女性が生き生きと社会で能力を發揮できるような環境を整えていきます。

関係市町村の性格と役割

1. 成田市

成田市は、圏域の東端に位置し、豊かな緑と水に恵まれた北総の風土に生まれ、圏域の産業、経済、交通の拠点として着実な発展を遂げてきました。近年に至り、成田国際空港の開港に伴い、空港関連事業が推進され、民間の経済活動も活発化してきました。

また、多極分散型国土形成促進法において業務核都市として位置付けられ、業務機能をはじめとした諸機能の集積を重点的に図ることとしています。

今後は、高度な都市的・業務的機能の集積に加え、成田国際空港の完全化を促進するとともに、交通ネットワークや中心地づくりなどの都市機能の充実を図り、国際交流都市としての圏域のより高次な産業、経済、交通の要衝としての役割を担っていきます。

さらに、周辺市町村との連携をもとに、世界に開ける成田国際空港と歴史と伝統ある成田山新勝寺等に代表される恵まれた地域資源との融合と活用により、観光・レクリエーション地域の拠点としての役割を担います。

2. 佐倉市

佐倉市は、圏域の中央に位置し、古くから城下町として栄え、圏域の政治行政の中心地として発展してきており、現在も国、県（千葉県印旛合同庁舎等）、一部事務組合等の行政施設が集まる圏域の政治行政の中心的役割を果たしています。

首都圏のベッドタウンとして、総武本線、京成成田線沿線を中心に急速に人口が増加し、印旛郡市最大の都市となっています。

その他、国立歴史民俗博物館を核とした文教都市として、また、印旛沼とその周辺丘陵地等の恵まれた自然環境、圏域に点在する歴史的文化遺産と連携したレクリエーション地域の拠点としての役割を担っていきます。

3. 四街道市

四街道市は、圏域の南西に位置し、戦前においては軍都として、また、戦後は農業を中心として発展してきました。

千葉市に隣接していること及び東京への通勤が可能なことから、昭和40年代以降、首都圏のベッドタウンとして急速に人口が増加し、圏域の中では最も早く宅地化が進行しました。これに伴い人口が急増し、成田市、佐倉市に続き、昭和56年4月、市制が施行されました。これまで印旛郡市3番目の市として安定的な人口増加のもと、首都近郊のみどりに恵まれた住宅都市として成長を遂げてきました。

今後は、高齢化率の上昇が予想されますが、特性であるみどりと調和した住宅都市としての魅力をさらに高める土地利用により、良好な居住環境整備を図るとともに、成田国際空港や幕張新都心の間際に位置する立地性を活かし、広域的な機能連携も視野に入れながら、産業機能の適正配置に努め、活力に富む自立都市を目指す地域整備が求められます。

4. 八街市

八街市は、圏域の南端に位置し、明治初期に開墾されて以来、本市の代名詞となっている落花生に加え、西瓜、人参などの野菜を中心に多くの農産物を生産・出荷し、農産物の供給地として発展してきたまちです。

今後も、付加価値の高い農産物の生産や、多様な形態による安定した農業経営を確立することにより農業を魅力ある産業とし、首都圏や圏域における食料生産基地としての役割を担っていきます。

また、東京への通勤圏内にあることや成田国際空港に近い地域であることから、人口が増加しています。このことから、農業都市としての役割のほか住宅都市としての役割も期待されていることから、各種生活基盤施設等の整備を進めることにより、安全で安心して暮せる、自然と共生するまちづくりを展開していきます。

5. 印西市

印西市は、利根川水運の要衝であった木下河岸として繁栄し、以降農業を中心に発展してきました。その後、千葉ニュータウン事業等の進展により近代的な住宅都市の形成と、企業の進出が進み、更に、近年では大規模商業施設の立地などの各種の都市機能の集積により、大きな変化を遂げつつあります。

今後は、成田新高速鉄道や、北千葉道路の整備等も予定されており、快適な住機能と広域からの集客力をもつ地域としての発展と本圏域西部の中心的役割を担う都市として期待されます。

また、都市化が進行するなかにも、農業生産基盤の整備や農家の担い手の育成等により農業経営の近代化を図り、近隣や首都圏への農産物の供給地としての役割が期待されます。

6. 白井市

白井市は、圏域の西端に位置し、東京都心、千葉市中心、成田国際空港のいずれにも、25~30kmと、さまざまな産業・市民活動にとって好条件となっており、里山など自然環境に恵まれ、農地や工業及び商業地がバランスよく立地しています。

本市は千葉ニュータウン事業等により首都圏の近郊都市として発展し、国道16号と国道464号が、市を縦横に走るとともに、北総線が都心に直結しています。さらに、北千葉道路や成田新高速鉄道の開通も予定されており、今後交通利便性がいっそう高まる見通しです。

今後は、千葉ニュータウンの入居も安定期を迎え、開発初期の入居者が今後老年人口入りし、急速に高齢化が進むとみられることから、市民が心安らかに生活し、活動できるよう、福祉、防犯・防災、みどりの環境など、安全・安心の視点でのまちづくりを行い、圏域の西端に位置する市として東京・東総地域とを結ぶ玄関口の役割を担っていきます。

なお、農業については、近郊農業による首都圏の食料供給地としての役割が期待されます。

7. 富里市

富里市は圏域の東南に位置し、下総台地の優良農地に恵まれた首都圏有数の農産物の供給地として発展してきました。

近年、成田国際空港の開港を契機に、自然環境に恵まれた住宅適地として、人口が急増し、空港関連企業及び大型店等の進出も見られ、空港周辺地域として大きく変貌を遂げています。

今後、優良農地の保全に努めるとともに、生産性の高い農業の発展を図り、首都圏の野菜等農産物の供給地としての役割を一層高めます。

さらに、急激な都市化に対する生活基盤の整備を図りつつ、空港周辺の良い住宅都市としての役割を担います。

8. 酒々井町

酒々井町は、圏域のほぼ中央部にあり、成田国際空港の10km圏内に位置しています。町内には、鉄道は3線4駅あり、道路も国道51号、296号が交差しているほか、県道が3路線、さらに東関東自動車道が町南部地域を通過しており、酒々井ICの設置が決定され事業化されています。

町の将来都市像は「人と自然と文化が奏でるしあわせハーモニー・酒々井」として掲げ、「環境」「都市」「生活」「文化」が相互にバランスを保ちながら「調和」のなかで発展していくことにより、町民が暮らしのなかで幸せを感じられる、活気とうるおいに満ちた町へと発展していくものとして、将来都市像の実現に向けたまちづくりに取り組んでいます。

今後は、酒々井ICの早期開設と酒々井南部地区の整備促進に強力に取り組んでいくとともに、里山に囲まれた良好な自然環境と調和を図りながら、首都圏の住宅都市として、更には歴史的文化遺産である本佐倉城跡を活用した、文教・レクリエーション地域としての役割を担っていきます。

9. 印旛村

印旛村は、印旛沼に三方を囲まれるように位置し、水稻を中心とした農産物の供給地としての役割を果たしてきました。今後も農業は、本村の基幹産業として、担い手農家の育成を図るとともに、農地の流動化・集約化、高度利用、高付加価値化等による農業経営の安定化・高度化を進めていきます。

近年、千葉ニュータウンの入居、北総線の開通等に伴い、住宅都市としても発展しており、今後、成田新高速鉄道・北千葉道路等広域的な交通体系が整備されることにより、さらなる都市化が期待されます。

また、総合病院の開院や体育系大学の開校などにより、地域医療、健康増進活動の拠点としての役割が期待されます。

10. 本埜村

本埜村は北部印旛沼の西岸に位置し、稲作を中心に農業を基幹産業として自然と調和した中で各種の農業施策を展開してきました。

しかしながら、千葉ニュータウン計画の進展に伴い「滝野のまちづくり」によって村の人口が倍増しています。今後は、農村と都市とが共存・調和した新しい型の村づくりが求められます。また、北千葉道路、成田新高速鉄道等の建設促進に併せ千葉ニュータウン区域を中心に一層の宅地化が進むことが予想されることから住宅地や工業地などの計画的な土地利用による村づくりが求められます。

さらには広域市町村圏を始め様々な計画に関連する市町村との連携を図りながらより良い市町村合併を模索し推進していきます。

11. 栄町

栄町は、圏域の北部に位置し、利根川をはじめ長門川、将監川、印旛沼に囲まれた豊かな水辺環境を有しています。また、首都東京から45km、日本の空の表玄関「成田国際空港」を擁する成田市から10km圏内と比較的交通至便な位置にあることから、現在は、自然と融合した快適な住宅地が形成されています。

今後は、恵まれた自然環境、県立房総のむら等の歴史的文化遺産及び成田国際空港と隣接する地の利を最大限に活用し、国際的な観光レクリエーションゾーンとしての一翼を担っていきます。

また、若草大橋の完成により、北関東方面と本圏域との交通結節点となり得ることから、人・もの・情報の交流拠点としての役割を果たしていきます。

基本計画

1. 策定の目的

基本計画は、基本構想で定めた圏域づくりの将来像『活力ある自立都市圏 人と自然が調和する豊かなふるさと』を具現化するための施策を定めるとともに、構成市町村、一部事務組合及び県が実施する広域事業に関する計画を示すものです。

2. 目標年次

基本計画の計画期間は、平成18年度(2006年度)から平成22年度(2010年度)の5か年とします。

3. 主要指標

《将来人口》

計画の目標年次である平成22年度(2010年度)の総人口を710,000人と想定します。

	平成17年度実績	平成22年度目標
人 口	684,131人	710,000人

資料：平成17年度は国勢調査(速報値)、22年度は目標値

注：平成17年度人口には、旧下総町、旧大栄町を含む

重点プロジェクト

印旛広域圏は、時代の潮流の変化や多種多様化する圏民ニーズに的確に対応した、新しい時代にふさわしい圏域づくりを推進するため、将来像を『活力ある自立都市圏 人と自然が調和する豊かなふるさと』と決めました。

重点プロジェクトは、この将来像の実現に向けて、圏域づくりを進めていくうえで、特に何を重要課題と捉え基本計画全体を先導する施策を進めていくか、その政策の方針を明らかにするとともに、6つの分野別計画を越えて横断的に関連する施策を連携させることにより、相乗効果を生じさせることをねらいとして策定するものです。

第1節 圏域の基盤づくりの促進

圏域の自立性を高めるため、その基盤となる道路、鉄道などについて、広域的な移動を円滑にするための広域交通網の整備を図ります。また、住民生活の利便性向上を図るため、圏域内のスムーズな移動が可能となるよう国道・県道・市町村道などの計画的な整備を推進します。

成田国際空港の立地等を活用して、成田空港周辺地区、成田都心地区、千葉ニュータウン地区の一体的な整備を図り、業務機能の積極的な誘致・集積を図り、業務核都市として整備を推進します。業務核都市を中心に、職住近接、都市サービスの充足等が確保された自立都市圏を形成するために、隣接地域についても業務核都市の機能を補完・分担する地域として各種整備を推進します。

《主な施策》

- ・ 成田新高速鉄道・北千葉道路の整備促進
- ・ 総合的な交通体系の構築
- ・ 成田国際空港の整備促進と立地の活用・周辺整備
- ・ 業務核都市の育成・整備等

第2節 住みよい生活環境の整備と安全・安心対策

本地域に居住する圏民の誰もが満足する豊かなふるさとづくりを行うため、上水道・下水道・ごみ・し尿処理・環境対策などを広域で取り組んでいきます。また、事業の効率化をさらに高めていきます。

また、安全・安心で住みよい圏域づくりのため、地域防災、消防、救急医療、防犯などについても、広域体制の一層の充実を図ります。

《主な施策》

- ・ 広域水道用水供給事業の推進
- ・ 水質汚濁防止対策の充実
- ・ ごみ処理広域化の推進・ごみ処理施設の整備拡充
- ・ 地域防災体制の充実
- ・ 消防体制の充実
- ・ 防犯体制の充実
- ・ 救急医療体制の充実

第3節 広域行政の推進強化

広域的な連携によって、圏民の生活圏にあった住民サービスの提供や事業運営の効率化が期待できる分野は広くあります。単独の市町村では非効率な施策の広域処理を推進し、最少のコストで最大の効果を挙げる行政運営の展開に努めます。

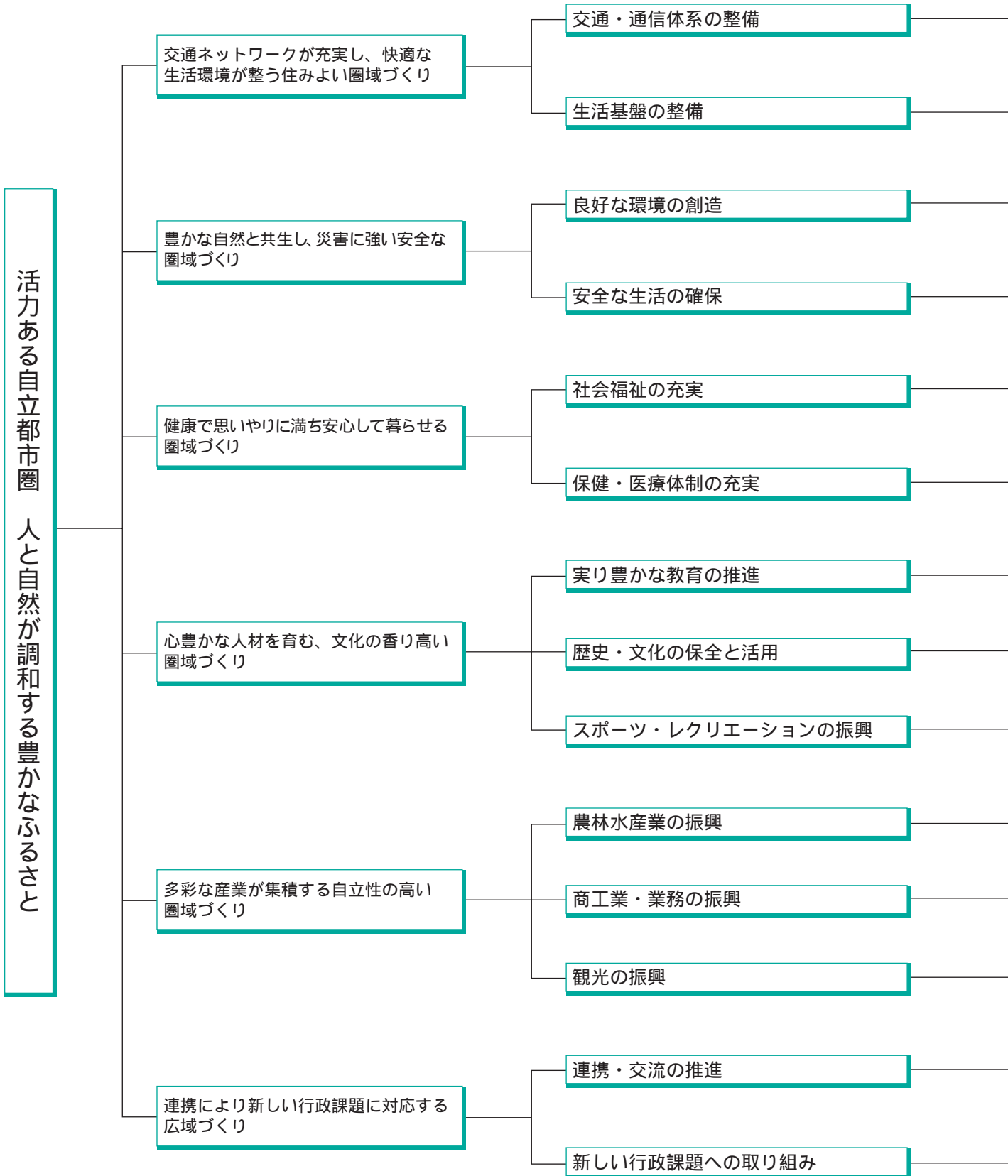
さらに、広域行政機構の調査・研究を進め、市町村合併や広域連合についても県との連携を深めていきます。

地方分権の時代では、行政職員の企画立案能力や法務能力の向上が地域の競争力に反映されることから、職員研修の充実・強化、人事交流などにより、職員の資質の向上に取り組みます。さらに、地方分権時代における新しい行政課題についても、情報収集や調査・検討を重ね、速やかな実施に取り組みます。

《主な施策》

- ・ 広域行政の推進と効率的な運営
- ・ 新たな行政需要への対応

部門別計画



・鉄道の整備 ・道路の整備 ・バス運行の確保 ・成田国際空港の整備促進 ・情報通信ネットワークの整備

・都市整備の推進 ・上水道の整備 ・下水道の整備

・自然環境の保全 ・環境対策の推進 ・ごみ処理の推進 ・し尿処理の推進 ・火葬場・墓園の整備

・災害対策の強化 ・消防・救急体制の強化 ・治山・治水の強化 ・防犯体制の強化 ・交通安全の推進

・地域福祉の推進 ・高齢者福祉の推進 ・障害者福祉の推進 ・児童福祉の推進

・保健衛生の充実 ・医療体制の充実

・学校教育の充実 ・生涯学習の推進

・歴史・文化の保全と活用

・スポーツ・レクリエーションの振興

・農業の振興 ・林業の振興 ・水産業の振興

・商業の振興 ・工業の振興 ・業務機能の集積推進

・観光の振興

・圏民参加型行政の推進 ・コミュニティの育成 ・国際化への対応

・広域行政の推進 ・男女共同参画社会の実現

交通ネットワークが充実し、快適な生活環境が整う住みよい圏域づくり

第1節 交通・通信体系の整備

第1節 交通・通信体系の整備	1. 鉄道の整備
	2. 道路の整備
	3. バス運行の確保
	4. 成田国際空港の整備促進
	5. 情報通信ネットワークの整備

1. 鉄道の整備

1-1 現状と課題

本圏域の鉄道は、JR総武本線や京成本線など、大別すると4路線あり、主に東京都心と圏域とを繋ぐ形で構成されています。

これらのうち、千葉ニュータウンと都心を結ぶ北総線・印旛日本医大駅までが平成12年7月に、空港南部地域の振興基盤となる芝山鉄道線・芝山千代田駅までが14年10月にそれぞれ開通し、圏域から東京都心への公共交通の利便性が向上しています。

圏域全体の鉄道乗客数(1日平均)は、12年度までは21万人台で推移していましたが、近年は20万人台に低下してきています。

その中で、成田国際空港の利用客は増加傾向にあります。そこで都心とのアクセス時間の短縮と輸送力の強化を目指し、成田新高速鉄道が13年8月に都市再生プロジェクト(第2次決定)に内閣官房都市再生本部から指定されました。現在、22年度開業に向けて整備が進められており、沿線の千葉ニュータウンへのアクセス向上も併せ、早期完成が望まれています。

一方、圏域内には鉄道駅がない市町村もあり、また、鉄道駅へのアクセスが不便な地域も多く存在します。これらの鉄道利用不便地域の解消及び鉄道輸送力の強化が今後の大きな課題です。

【圏域内の主要鉄道路線】

JR成田線：上野～我孫子～成田～銚子間（上野～我孫子間は常磐線）

JR総武本線：東京～千葉～銚子間（八街回り）（佐倉～成田間はJR成田線）

京成本線・芝山鉄道線：上野～船橋～成田空港～芝山千代田間

北総線・成田新高速鉄道アクセス線：京成高砂～千葉ニュータウン中央～成田空港間

（うち北総線区間：京成高砂～印旛日本医大間が開通済）

1-2 基本方針

成田新高速鉄道の早期開業に努め、東京都心と成田国際空港とを結ぶ広域幹線軸を形成します。新規路線の整備により圏域と東京方面、その周辺地域のアクセス強化を図ります。

既存路線の複線化及び増発、施設改善を促進し、利用者の利便性・快適性の向上を図ります。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 新規路線の整備等

① 成田新高速鉄道の整備促進

成田国際空港のアクセスを向上し、本圏域と首都圏の結びつきの強化を図るため、空港と北総線を結ぶ成田新高速鉄道の整備を促進します。併せて、千葉ニュータウン、成田ニュータウンと都心や成田国際空港との利便性向上を図ります。

- ・成田新高速鉄道アクセス線(印旛日本医大～成田空港間)の整備促進
- ・北総線(京成高砂～印旛日本医大間)の軌道改良促進

② その他の路線の整備

圏域南西部と東京方面のアクセス強化のため、都営新宿線へ乗り入れ計画を持つ東京10号線延伸新線(本八幡～新鎌ヶ谷間)の早期事業化を促進します。

- ・東京10号線延伸新線の早期事業化促進

2) 既存路線・施設の改善

① 輸送力増強

本圏域からの通勤・通学者や空港利用者の需要増大に対応し、利便性向上を図るために、既存路線の複線化、列車や快速の増発など鉄道輸送力の増強を促進します。

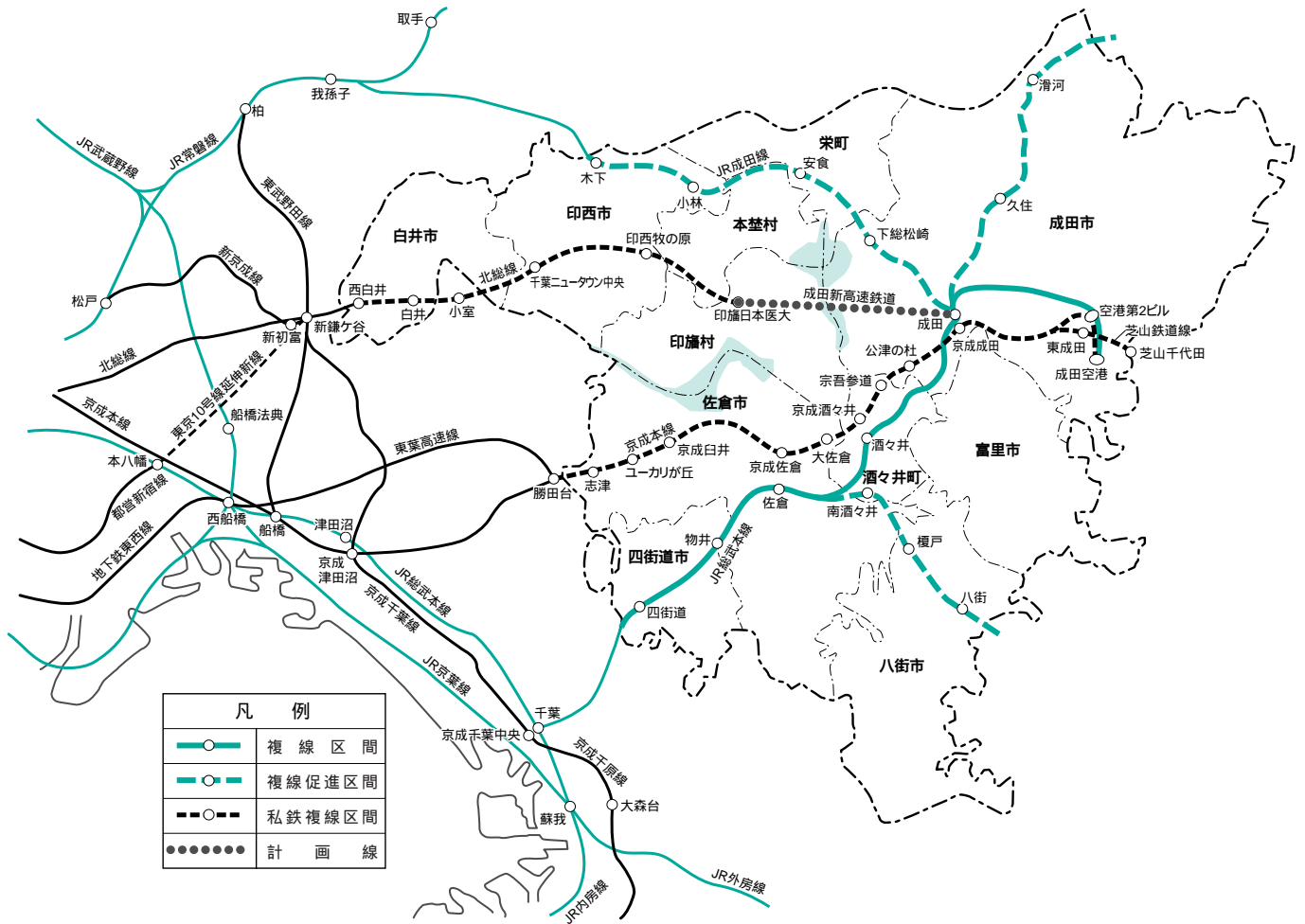
- ・JR成田線複線化等促進
- ・JR総武本線複線化等促進
- ・鉄道輸送力増強促進

② 駅舎及びコンコース等の整備

鉄道利用者の利便性向上や快適性向上のために、駅舎等の橋上化やバリアフリー化などの整備を促進します。

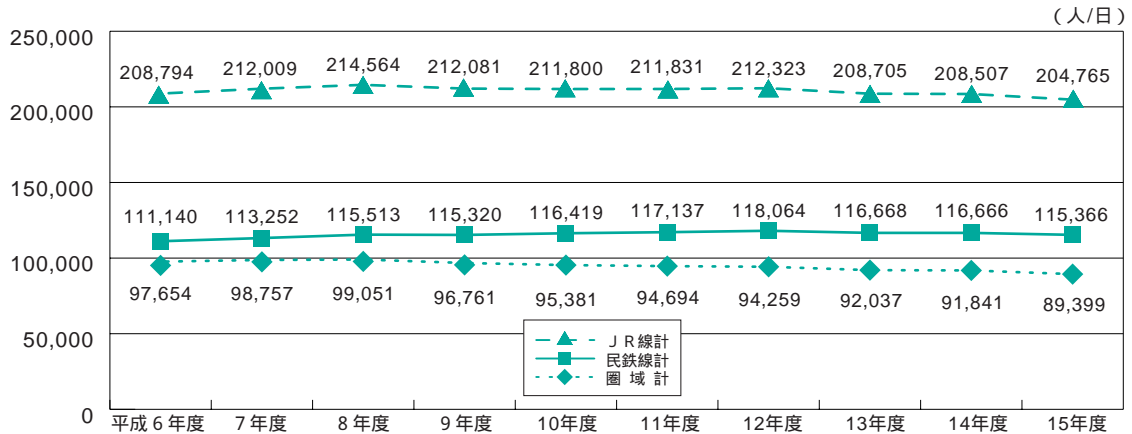
- ・駅舎整備の促進
- ・バリアフリー化の推進

圏域内鉄道路線図・新線建設計画(平成18年3月時点)



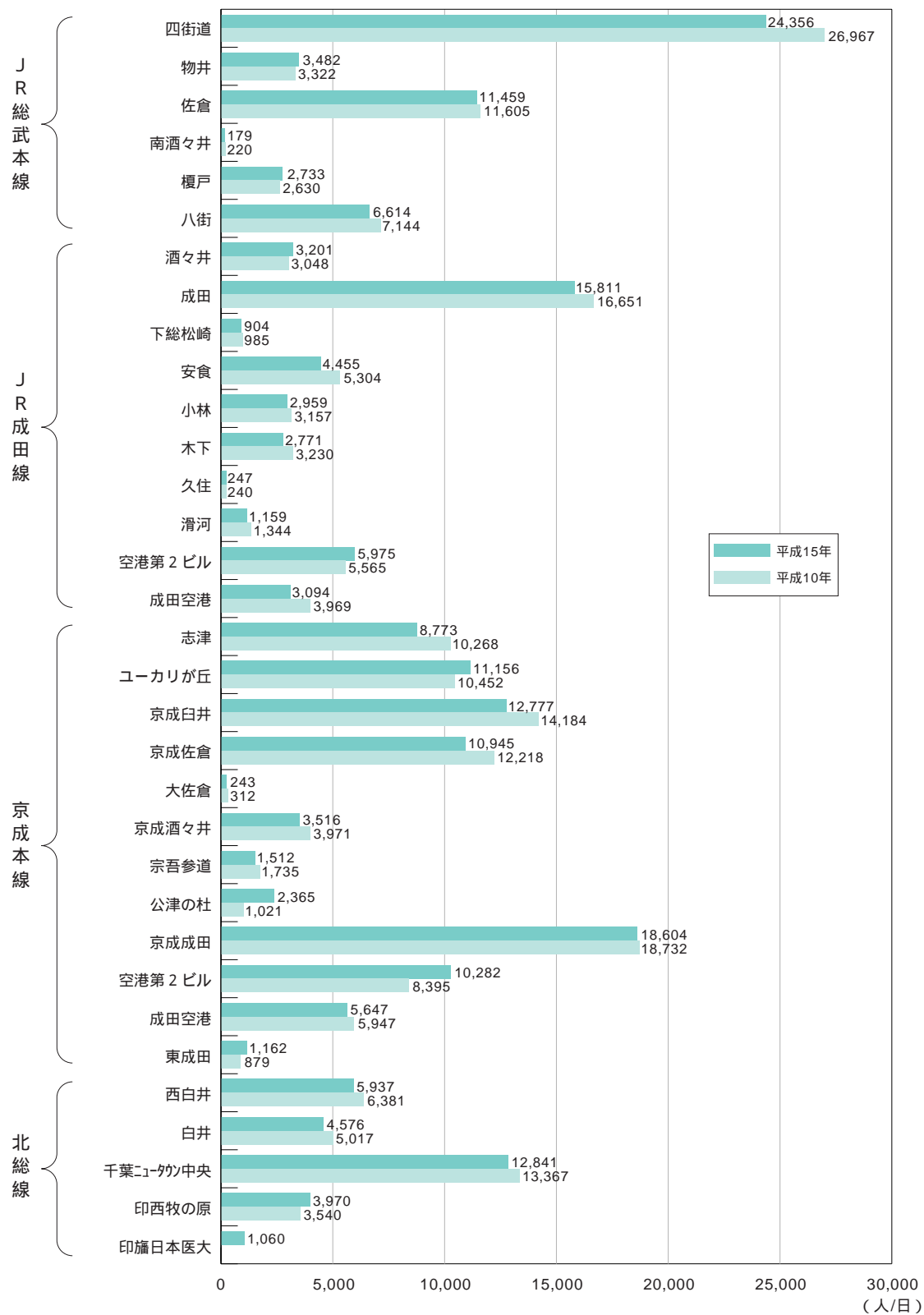
資料：千葉県、成田高速鉄道アクセス(株)

圏域内鉄道乗客数の推移



資料：千葉県

圏域内鉄道駅別乗客数の推移



資料：千葉県

2. 道路の整備

2-1 現状と課題

1) 広域幹線道路等

圏域のほぼ中央を東関東自動車道水戸線が通り、東京へは京葉道路や湾岸道路を經由して連絡されています。成田から成田国際空港を結ぶ新空港自動車道と合わせると、圏域内のインターチェンジは、四街道、佐倉、富里、成田、新空港、大栄の6箇所です。現在、東関東自動車道の佐倉～富里間の酒々井町に新たなインターチェンジを設置する事業が進められています(完成目標年次平成21年)。

このほか広域幹線軸として、東総飾地域～千葉ニュータウン～成田国際空港を結ぶ北千葉道路の整備が、成田新高速鉄道の整備と一体的に進められようとしており、今まで印旛沼により分断されていた圏域の東西を結ぶ骨格道路として期待されています。

また、東京都心の半径40～60km圏域を環状に結び、本圏域の東部を南北に縦貫する首都圏中央連絡自動車道については、大栄ジャンクション～横芝間の路線が示され、事業化に向けて着実に進んでいます。

さらに、圏域西側の連絡を図る核都市広域幹線道路及び千葉環状道路、千葉と茨城を結ぶ千葉茨城道路の整備計画があり、早期実現が望まれています。

2) 国道・県道

国道は、東西方向では東関東自動車道と併走する国道51号、296号をはじめ、356号、464号があり、南北方向では国道408号、409号が圏域東部を縦貫しています。

これらの国道を補完する形で主要地方道と一般県道が整備され、これら国道・県道により、圏域内外を連絡する交通ネットワークが形成されています。

道路交通上の問題点として、国道を補完して走る主要地方道及び一般県道網が不十分なために生じる国道の慢性的な交通渋滞が挙げられます。国道のバイパス整備や拡幅、県道整備による国道の機能補完などにより渋滞緩和を図るとともに、高規格幹線道路や市町村道を含めた総合道路網体系の整備を進め、これらの問題への対応を図る必要があります。さらに、沿道環境の改善や歩道設置による安全性や快適性の確保などの促進も必要とされています。

3) 市町村道

圏民の日常生活と密接な関わりをもつ市町村道は、平均舗装率は80%ですが、未舗装道路が多い地域が存在します。これらの整備を今後も引き続き推進し、圏民の日常生活の利便性の向上を図るとともに、快適で安全な環境を保つための道路の維持管理も図る必要があります。

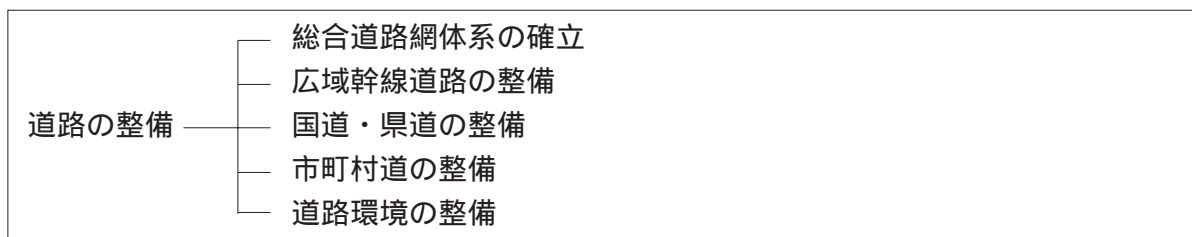
2-2 基本方針

高規格幹線道路等の長期的な整備方針を視野に入れ、国道・県道・市町村道を含めた圏域内の総合道路網体系の確立を図ります。

広域的な移動を円滑にするための高規格幹線道路等の早期実現を図ります。

交通渋滞緩和や安全性確保のため、国道・県道や市町村道の整備と維持管理の強化を図ります。

2-3 施策の体系



2-4 主な施策

1) 総合道路網体系の確立

圏域と首都圏の連携や、圏域内での連携を視野に入れ、高規格幹線道路等の長期的な整備を中心に地域の骨格となる道路の整備を推進します。これら道路と国道・県道・市町村道を組み合わせ圏域内の総合道路網体系の確立を図ります。

2) 広域幹線道路の整備

盧 北千葉道路等の整備促進

印旛沼で分断された圏域の東西を結び、連携・交流による圏域の一体感の醸成、発展に寄与する骨格道路として、北千葉道路と成田新高速鉄道との一体的な整備を促進するとともに、北千葉道路にアクセスする道路網の整備を進めます。

- ・北千葉道路の整備(事業の促進)
- ・北千葉道路へアクセスする道路の整備推進

邊 高規格道路の整備

圏域と首都圏各地域との交流促進に資する広域高規格幹線道路の整備を促進します。

- ・首都圏中央連絡自動車道の整備(大栄ジャンクション~横芝町間の都市計画決定、事業化)
- ・千葉環状道路の実現化促進
- ・千葉茨城道路(調査の促進)

蘆 酒々井インターチェンジの設置促進

広域幹線道路の利用利便性向上のために、新規インターチェンジの設置を促進します。

- ・酒々井インターチェンジの設置促進
- ・酒々井インターチェンジへのアクセス道路の整備促進

3) 国道・県道の整備

盧 国道の整備

慢性的な交通渋滞を解消し、国道の本来の機能の確保を図るとともに、圏民の安全・快適な生活確保のために、国道のバイパスや、歩道を含めた道路拡幅等の整備を促進します。

- ・国道296号八千代バイパスの整備促進
- ・国道408号押畑拡幅の整備促進
- ・国道409号成田富里拡幅の整備促進
- ・一般国道整備事業の促進

④ 県道の整備

都市間交通の円滑化と国道の機能補完、また沿道住民の環境・安全対策等のために、以下の事業を推進します。

- ・ 県道富里酒々井線整備事業
- ・ 県道成東酒々井線整備事業(酒々井町、八街バイパス)
- ・ 県道鎌ヶ谷本埜線バイパス整備事業
- ・ 県道佐倉印西線バイパス建設促進
- ・ 一般県道の整備事業の促進

4) 市町村道の整備

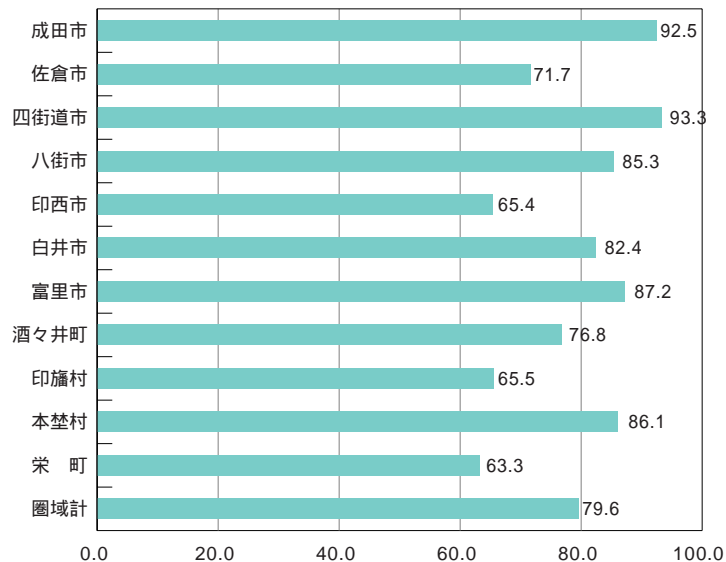
市町村道については、都市計画道路の整備を図り良好な市街地の形成に努めるとともに、路線の改良、路面の舗装等道路の維持管理を強化します。

- ・ 都市計画道路の整備
- ・ 幹線市町村道整備事業
- ・ 一般市町村道整備事業
- ・ 道路の維持管理の強化

5) 道路環境の整備

歩行者・自動車交通と他の交通機関との結節を円滑に行うため、路上駐車、路上駐輪の問題に対応する駐車場及び駐輪場の整備を推進します。また歩車道分離など安全で快適な運転ができる道路環境を整備します。

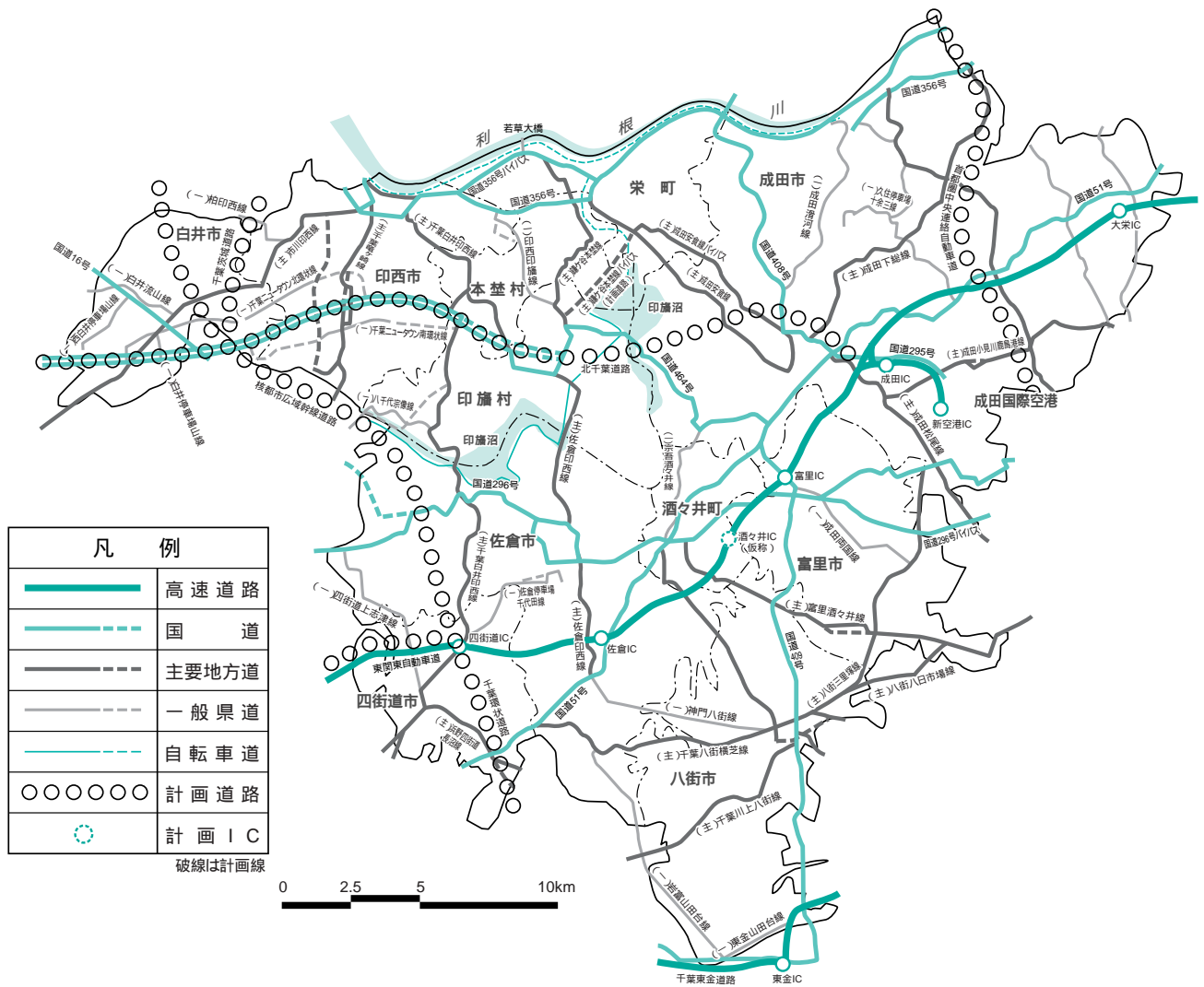
市町村道の整備状況（舗装率）



資料：千葉県「市町村公共施設状況調べ(H15)」

(%)

圏域内道路網図(平成18年2月時点)



資料：千葉県、国土交通省他

3. バス運行の確保

3-1 現状と課題

バスは鉄道を補完し、通勤・通学・通院・買い物等を支える日常生活に欠かせない交通手段です。特に子供や高齢者などをはじめ自動車等を運転できない人にとって、生活の足として重要な役割を果たしています。圏域のバスは、京成バス、千葉交通バスなど12社により、主に鉄道駅を中心に放射状に運行されています。

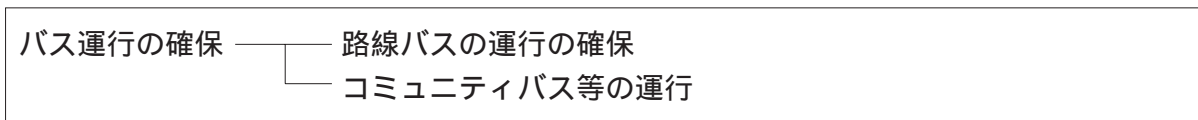
近年は、モータリゼーションの進展によるバス利用者の減少や、慢性的な道路混雑による定時性確保の困難等によって各バス会社の経営が悪化し、各社懸命の経営努力をしているものの路線の維持が難しくなっています。そこで乗合バスの需給調整規制廃止を機に不採算路線からの退出加速といった影響も出始めています。そのため、今後は、赤字路線に対しては助成金の交付等を行い、路線の存続に努めるとともに、効率的な路線の配置や運行計画等を立てることによる路線の維持が必要です。

また、やむを得ず路線が廃止となったところや路線バスでカバーできない地域を中心に、10市町村で行政によるコミュニティバス等が運行されています。高齢化時代を支える住民の足として路線や便数の確保が求められています。

3-2 基本方針

高齢化や環境対策の面からバスの果たす役割を重視し、生活の足を確保していくため、バス路線の存続を図り、路線バスでカバーされない地域を中心にコミュニティバス等により補完を図ります。

3-3 施策の体系



3-4 主な施策

1) 路線バスの運行の確保

人口の増減等に対応した、柔軟な路線配置及び運行計画を実施し、利便性を確保します。また、赤字路線に対しては助成金の交付等を行い、その存続に努め、子どもや高齢者、自動車等を運転できない人の生活の足を確保します。

- ・バス路線維持、既設路線増発の要望

2) コミュニティバス等の運行

路線バスが廃止となったところや路線バスでカバーできない地域を中心に、行政によるコミュニティバス等を運行し、高齢化時代を支える住民の足として路線や便数の確保を図ります。

- ・コミュニティバス等の運行
- ・乗り合い型タクシーの運行(巡回・ディマンド複合型新総合交通システム)

コミュニティバスの運行状況

(平成18年2月1日現在)

市町村名 (バス名)	実施までの経緯 (運行開始日・運行目的)	ルート (市町村外・ルート数・便数)	料 金
成田市 (コミュニティバス) (成田市)	・運行開始日：H17.4.1より試験運行 H18.4.1本格運行予定 ・運行目的：交通不便地域と市街地を結ぶ。	3ルート・大空・小泉ルート1日7循環 ・遠山ルート1日6往復 ・水掛ルート1日往路7回、復路6回	大人200円、小学生100円 幼児・障害者手帳所持者無料
(旧下総町)	・運行開始日：H15.4本格運行 H17.4.1、路線バス成田～滑河間の廃止に伴い拡充 ・運行目的：路線バス廃止に伴い、交通利便性を確保するために実施。	3ルート・滑河・名古屋方面循環ルート/4便 ・名古屋方面循環ルート/4便 ・高岡・名木方面循環ルート/4便 運休日：土日、祝日、振替休日、年末年始期間(12月29日～1月3日)	一律100円 無料扱い ・中学生以下 ・身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・療育手帳所持者
(旧大栄町)	・運行開始日：H7.10本格運行 H7.10.1、路線バスの廃止に伴い実施 H15.1.20、大栄支所を中心に循環運行 ・運行目的：路線バス廃止に伴い、交通利便性を確保するために実施。	3ルート・津富浦空港線 朝夕は、中野原から大栄支所、成田空港間を往復運行 日中は、大栄支所を中心に2回の循環運行	一律100円 無料扱い ・身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・療育手帳所持者
佐倉市 (循環バス)	・運行開始日：H14.12.2より試験運行、H15.12.1本格運行へ移行 ・運行目的：交通空白地域において、特に高齢者や子供など自らの交通手段を持たない人に対して、公共交通機関を確保することにより、生活の利便を図る。	・内郷地区内に2ルート ・1日合計19便 ・毎日運行	一律100円 ただし、小学校就学前の子供と身体障害者手帳または、療育手帳所持者は無料
四街道市 (ヨッピー)	・運行開始日：H13.3.16 ・運行目的：市役所、四街道駅、商業施設等の公共施設を結び交通利便性の向上を図るとともに、バス不便地域の改善を図り、もって市民福祉の向上に資する。	市内(大日・鹿放ヶ丘地区) ・ルート数1コース2ルート(左右回り) ・便数(1日)右回り10便、左回り10便 通年運行	運賃：100円均一(小学生以上) ・バス共通カード利用可能 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその介助者は無料
八街市 (ふれあいバス)	・運行開始日：H11.10.1(H13.2.12より第1回改正運行)(H15.9.8より第2回改正運行) ・運行目的：交通空白地域の公共交通手段を確保することにより、市民の日常生活の利便性を確保し、福祉の増進を図る。	市内5コース ・北コース 6便(朝、夕便あり) ・中コース 6便(朝、夕便あり) ・南コース 6便(朝、夕便あり) ・西コース 5便 ・東コース 6便	1回の乗車につき200円 小中学生は100円、就学生前の幼児および障害者手帳を所持する方は無料
印西市 (ふれあいバス)	・運行開始日：H2.9.11(H10.8.10より現在の運行形態) ・運行目的：市内に点在する公共施設等の利用について、市民の足を確保し、利便及び福祉の向上を図る。	・市内循環3ルート。各ルート1日5便。	均一料金200円 先払い、小学生以下、障害者手帳保持者は無料。バス共通カード利用可
白井市 (ナッシー号)	・運行開始日：H12.4.1、H15.4.1(見直し) ・運行目的：市内の各公共機関を結ぶバス不便地域を運行。高齢者等の交通の確保。	・市内 ・2コース4系統 ・1日各4～6便 ・運行日：月曜日～土曜日 運休：日曜、祝日、休日、年末年始。通学日は学校休業日運休	中学生以上100円 小学生及び障害者50円(障害者の介添者1人まで50円) ・小学生未満は無料
富里市 (さとバス)	・運行開始日：H14.9.1 ・運行目的：路線バスが運行されていない交通空白地域を解消するとともに、高齢者をはじめとしたいわゆる交通弱者の日常生活における移動手段を確保する。	・市内 ・4コース17便/1日 ・新橋循環/7便 ・根本名循環/4便 ・十倉循環/3便 ・高松循環/3便	一回利用料金 ・一般/200円 ・医療受給者証あり、小学生/100円 1日乗り放題 ・一般/300円 ・医療受給者証あり、小学生/200円
酒々井町	注：コミュニティバスに変わるものとしてふれ愛タクシー(巡回・ダイヤモンド複合型新総合交通システム事業)を実施中		
印旛村	・運行日：H9年7月～17年7月まで循環バス(ひまわりバス)実施。その後は、路線バス(イーバス)のみ運行。 ・運行目的：村民の通勤・通学等の大切な交通手段。	3ルート ・六合路線/平日片道35便、休日同22便 ・宗像路線/通年片道10便 ・印旛学園線/通年片道11便	六合路線 ・京成佐倉駅～印旛村内間 300円 ・JR小林駅～印旛村内間 300円 ・JR小林駅～京成佐倉駅間 600円 宗像路線 ・京成臼井駅～印旛村内間 300円 印旛学園線 ・京成酒々井駅～印旛村内間 300円
栄町 (循環バス)	・運行日：H8.8.8 ・運行目的：町内の公共交通空白地域の解消及び車等を運転できない高齢者や子供等が町内公共施設の利便性の向上又、購買活動や病院への通院等の日常活動の支援を図る。	2ルート ・安食循環ルート/8便、布鎌循環ルート/7便 布鎌循環ルートの一部(印西小林駅)が町外乗り入れ ・2路線4系統(各循環を右廻り、左廻りで運行) ・運休日：なし(H18.4.1より日曜日及び年末年始は運休) ・国道及び既存路線バスとの重複ルートを除き、バス停以外でも乗降できる「自由乗降区間」を設定	小学生以上一律100円 無料扱い ・障害者手帳保持者 ・療育手帳保持者 ・旧布鎌小東分校の遠距離通学児童 ・安食小学校言葉の教室通学児童

資料：各市町村(旧下総町、旧大栄町は合併後の表示)

4. 成田国際空港の整備促進

4-1 現状と課題

成田国際空港は、平成14年に暫定平行滑走路(長さ2,180m、幅60m)が、開港(昭和53年)から24年目にして供用開始となり、これにより、一日当たりの発着枠は370回から546回へと約1.5倍に増加、新たに13社の航空会社が新規参入し、定期便乗り入れ航空会社は、35か国1地域54社から38か国2地域67社に増加しました(平成18年1月末現在)。

運用状況を見ると、暫定平行滑走路が供用開始以降は、テロやイラク戦争、SARSなどの影響による増減はあるものの増加基調で推移しています。その需要に対応するため、空港周辺に物流関連企業の立地が進んでいます。また、成田国際空港の従業員も順調に増加し、地域における巨大な雇用の場を創出しています。

さらに16年4月には空港を設置・管理している新東京国際空港公団が民営化され、成田国際空港株式会社となりました。

17年8月には、北伸案による平行滑走路の整備について国から空港会社に指示があり、空港会社は2009年度内の供用を目標にするとしています。2,500m滑走路の整備により、ジャンボジェット機の離着陸が可能となり完全空港化が近づきます。また、発着便数の増加、乗り入れ航空会社の増加が期待されます。

4-2 基本方針

北伸案による平行滑走路の整備など成田国際空港の整備を促進します。

4-3 施策の体系

成田国際空港の整備促進

成田国際空港の整備促進

4-4 主な施策

1) 成田国際空港の整備促進

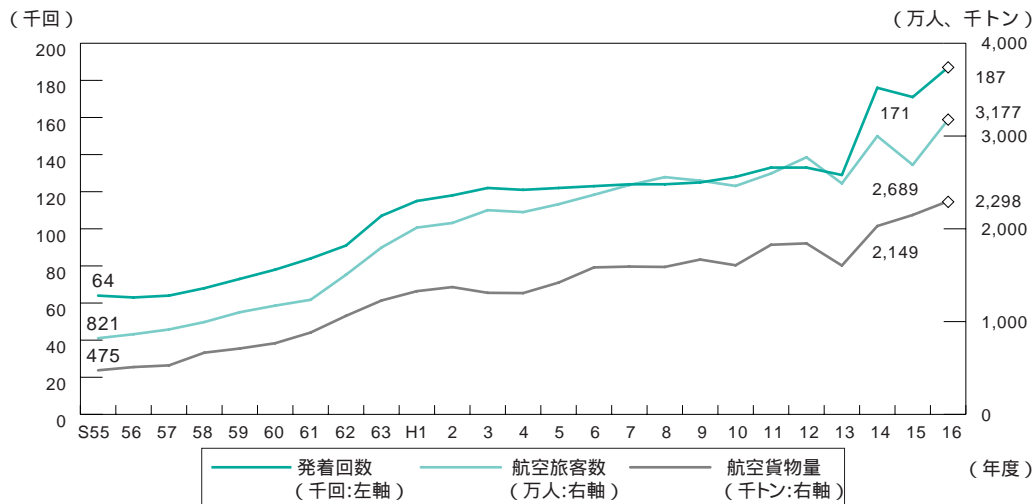
この圏域に対し、産業の集積、働く場の提供、勤務者の定住、交通基盤の整備、観光客の増加、税収増など、多くの恩恵をもたらしてくれる成田国際空港の北伸案による平行滑走路の整備などを促進していくとともに、その立地の活用を図り、周辺地域の整備を推進します。

成田国際空港の歩み

年 月	出 来 事	乗り入れ国航空会社数
昭和53年 5月	成田国際空港開港	29カ国34社
61年11月	平行滑走路建設のための2期工事に着手	34カ国40社
平成3年 3月	JR、京成電鉄が「成田空港駅」への乗入開始	
11月	第1回成田空港問題シンポジウム開催（以後15回開催）	38カ国52社
4年12月	第二旅客ターミナルビル供用開始	38カ国53社
5年 9月	第1回成田空港問題円卓会議開催（以後、12回開催）	
11月	反対派との合意に基づき、2期工事中断	38カ国51社
8年 4月	輸入貨物仕分け基準解消	
10月	開港以来の国際線航空貨物取扱量2,000万トン達成	37カ国49社
10年 4月	発着枠を1日360回から370回へ改定	
7月	国が騒音対策、地域振興策などの「共生大綱」を発表	
11月	成田空港 - 羽田空港間直通列車運転開始	
12月	開港以来の航空機発着回数200万回達成	34カ国1地域49社
11年 6月	成田空港域外における保税蔵置場の設置が認可	
13年 2月	開港以来の航空旅客4億人達成	
9月	アメリカ同時多発テロ発生	35カ国1地域54社
14年 4月	暫定平行滑走路供用開始（発着枠は1日370回から546回に）	39カ国2地域68社
7月	東京税関通関地域の拡大(4市町 11市町村) 成田新高速鉄道の許可下りる	
10月	南ゲート（第6ゲート）が入場ゲートとして供用開始 芝山鉄道線開業（芝山千代田駅～東成田駅間2.2km）	
16年 4月	新東京国際空港公団から成田国際空港株式会社（略称：NAA） へ移行(民営化へ)	
17年 8月	北伸案による平行滑走路(2,500m)の整備が決定	

資料：成田国際空港(株)

成田国際空港運用状況推移



資料：成田国際空港(株)

5. 情報通信ネットワークの整備

5-1 現状と課題

情報通信技術(I T)の飛躍的な発展とパソコンや携帯電話をはじめとする情報通信機器の急速な普及は、生活全般、産業活動に大きな変化を及ぼしており、情報通信ネットワークの整備は重要な課題となっています。

本圏域においても、近年、情報通信基盤整備及びC A T V網や電話回線を利用した地域情報システムづくりが推進されています。そして、これにより、生活の利便性・快適性が向上してきており、今後も様々な分野において情報技術を活用した圏域づくりが期待されています。

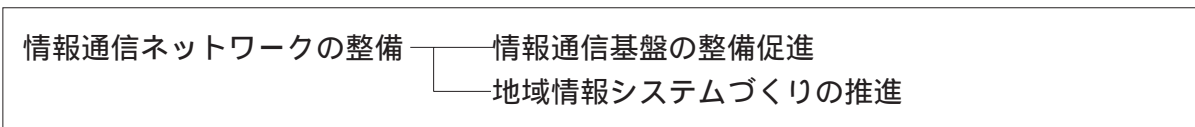
パソコンを使えない人の不利益に対応するため、学校教育や生涯教育でのパソコン教育など情報化に対応した人材の育成を続ける必要がある一方で、インターネット等を通じた違法行為やプライバシーの侵害といった問題も発生しています。今後は、ますます進展することが予想される高度情報化社会に対応した情報通信基盤ならびに地域情報システムづくりを推進するとともに、その安全管理システムを確立していくことが必要とされます。

このような中、行政においても、電子自治体化による事務の効率化、ホームページによる圏民と行政相互の円滑な情報交流の場の整備が望まれます。さらに、観光情報や圏域の情報発信も含め、地域情報化の一翼を担う行政として、より一層推進していく必要があります。

5-2 基本方針

圏域の誰もが高度情報社会のメリットを享受できるよう情報通信基盤の整備を推進します。行政の電子自治体化に取り組み、地域情報システムづくりを推進します。

5-3 施策の体系



5-4 主な施策

1) 情報通信基盤の整備促進

産業活動の活性化と住民生活の利便性向上を図るため、民間C A T V事業の促進など、高度情報社会に対応した情報通信基盤の整備を図ります。

2) 地域情報システムづくりの推進

行政の電子自治体化に取り組み、事務の効率化を図るとともに、ホームページによる圏民と行政相互の円滑な情報交流の場を構築します。

広域で行なわれる様々な事業の情報提供基盤として、また行政情報の広報機能の強化を図る点から印旛都市広域市町村圏事務組合のホームページの充実を図ります。

第2節 生活基盤の整備

第2節 生活基盤の整備	1. 都市整備の推進
	2. 上水道の整備
	3. 下水道の整備

1. 都市整備の推進

1-1 現状と課題

東京都心から30～70kmと通勤・通学圏内であり、しかも自然に恵まれた本圏域は、東京への通勤・通学者を含めた圏民に良好な居住地を提供しています。これと併せて、千葉ニュータウン等の宅地開発の推進により、県内においても、特に人口増加率が高い地域となっています。しかし一方では、このような人口増加による急激な都市化の進行に対して、道路や公園等の都市基盤整備が追いついていない地域も生じています。

今後は、秩序ある土地利用計画を確立し、自然環境や歴史と調和のとれた住環境の整備が求められます。

公園については、快適な生活環境の確保、子供の遊び場、レクリエーションや憩いの場、災害時の避難場所等の視点から整備が求められています。また、都市計画道路の整備、歩道の設置等による圏民の安全性の確保を図っていく必要があります。

住宅需要の増加に対応した土地区画整理事業や市街地再開発事業によって質の高い居住空間の供給及び市街地の整備を計画的に進めていくとともに、民間の宅地開発事業等の適正な誘導を図っていく必要があります。

なお、千葉ニュータウン事業については、北総地域の中核都市としてふさわしい、情報化・国際化に対応した高度な業務集積を図り、住宅地と業務施設用地を兼ね備えた多機能複合都市として早期完成することが望まれています。

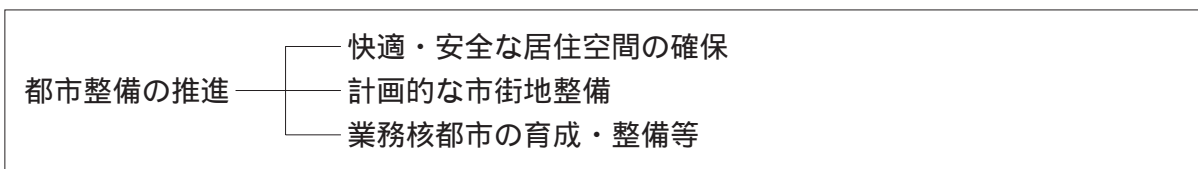
1-2 基本方針

秩序ある土地利用計画を確立し、景観に配慮するとともに、自然環境や歴史と調和のとれた市街地の整備を推進します。

地域特性を活かし、快適、安全で質の高い居住空間づくりを計画的に推進します。

千葉ニュータウンの早期完成を目指します。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 快適・安全な居住空間の確保

慮 都市公園等の整備

都市環境の保全、レクリエーション需要の充足、都市防災の強化及び都市景観の向上等に資するため、地域性を考慮した特色ある都市公園の整備を推進します。

盪 緑地の保全及び緑化の推進

急激な都市化に伴い、失われつつある圏域の自然環境保全のために、各種の緑化施策を実施します。

2) 計画的な市街地整備

慮 民間開発の適切な誘導

無秩序な宅地開発やミニ開発等によるスプロール化を抑制するため、建築基準法や開発指導要綱に基づき、総合的かつ適切な規制や誘導を行います。

盪 土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進

既成市街地の過密化等による居住環境の悪化を解消し、良好な宅地の供給を図るために、土地区画整理事業を推進します。市街地再開発事業を推進し、既成市街地における土地の有効利用を図るとともに、都市基盤の整備を進めます。

盪 公営住宅の整備

公営住宅の整備を促進し、高齢者、身体障害者、低所得者等の住宅確保に努めます。

盼 都市計画道路等の整備

圏域内の国道や県道等の整備により慢性的になりつつある交通渋滞を解消し、通過交通の円滑化を図るとともに、市街地の実状に合わせた都市計画道路等の整備を推進します。

3) 業務核都市の育成・整備等

成田国際空港の立地等を活用して、成田空港周辺地区、成田都心地区、千葉ニュータウン地区の一体的な整備を図るとともに、業務機能の積極的な誘致・集積を図り、業務核都市として整備を推進します。

業務核都市を中心に、職住近接、都市サービスの充足等が確保された自立都市圏を形成するために、隣接地域についても業務核都市の機能を補完・分担する地域として各種整備を推進します。

都市計画区域面積(H16)

(単位: ha)

	市 街 化 区 域												小計	市街化調整区域	都市計画区域面積
	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準居住地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域			
成田市	929	-	296	12	650	54	28	51	73	55	13	141	2,302	11,073	21,384
佐倉市	1,330	-	144	9	338	164	-	61	36	41	28	258	2,409	7,950	10,359
四街道市	689	13	163	-	254	20	-	25	13	36	-	32	1,245	2,225	3,470
八街市	41	1	50	193	230	47	-	9	18	5	-	-	594	-	7,487
印西市	472	-	482	8	148	117	-	77	55	112	29	-	1,500	3,851	5,351
白井市	301	170	-	33	56	33	19	39	-	4	-	193	848	263	3,541
富里市	272	-	4	-	82	17	-	10	-	39	3	52	479	4,912	5,391
酒々井町	171	4	9	2	81	-	18	10	-	72	-	-	367	1,535	1,902
印旛村	144	-	54	-	18	22	-	15	-	17	-	-	270	4,387	4,657
本埜村	34	-	22	-	18	11	-	1	-	48	4	-	138	2,234	2,372
栄町	175	-	34	-	86	-	-	11	-	-	-	37	343	2,903	3,246
圏域計	4,558	188	1,258	256	1,961	485	65	309	195	429	77	713	10,496	41,333	69,160

資料: 各市町村統計、都市計画図等

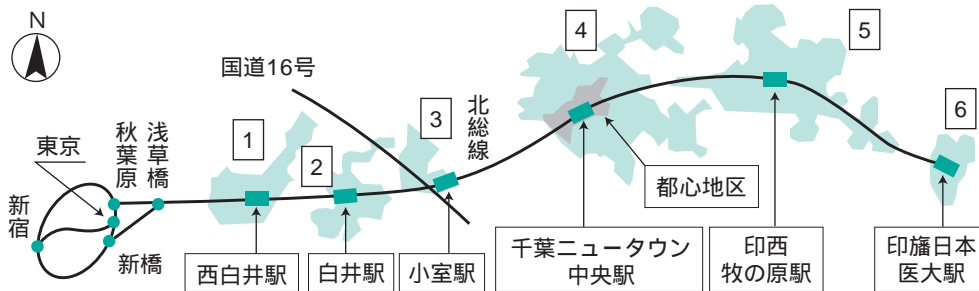
土地区画整理事業の状況(H17.4.30現在)

	市 町 村				県				組 合			
	換地処分		施 工 中		換地処分		施 工 中		換地処分		施 工 中	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
成田市	2	30.0							5	223.4	3	94.6
佐倉市	4	50.0							17	289.0	3	58.1
四街道市	1	6.2	1	11.3					5	87.4	2	60.9
八街市			1	7.9								
印西市							1	58.3	2	44.8	1	16.0
富里市			2	40.8					2	58.2		
酒々井町									1	25.4		
栄町									2	53.9		

	独立行政法人都市再生機構				合 計					
	換地処分		施 工 中		換地処分		施 工 中		合 計	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
成田市					7	253.4	3	94.6	10	348.0
佐倉市	1	66.7	1	46.3	22	405.7	4	104.4	26	510.1
四街道市	2	68.2	1	95.7	8	161.8	4	167.9	12	329.7
八街市							1	7.9	1	7.9
印西市					2	44.8	2	74.3	4	119.1
富里市					2	58.2	2	40.8	4	99.0
酒々井町					1	25.4	0	0.0	1	25.4
栄町					2	53.9	0	0.0	2	53.9

資料: 千葉県土地利用

千葉ニュータウン計画(平成16年12月現在)



ブロック	1	2	3	4	5	6	合計
計画面積(ha)	199	197	90	764	579	104	1,933
計画人口	19,000	16,300	8,500	61,900	40,700	6,600	153,000
入居人口(H16.12現在)	15,870	11,620	5,566	34,156	11,034	2,489	80,735
入居率	83.5	71.3	65.5	55.2	27.1	37.7	52.8
住区数	3	2	1	8	5	1	20

資料: 独立行政法人都市再生機構 千葉地域支社 千葉ニュータウン事業本部ホームページより

2. 上水道の整備

2-1 現状と課題

本圏域の上水道は、市町村営水道(本埜村、栄町は長門川水道企業団)と県営水道(千葉ニュータウン、成田ニュータウン、成田国際空港等)により給水されています。

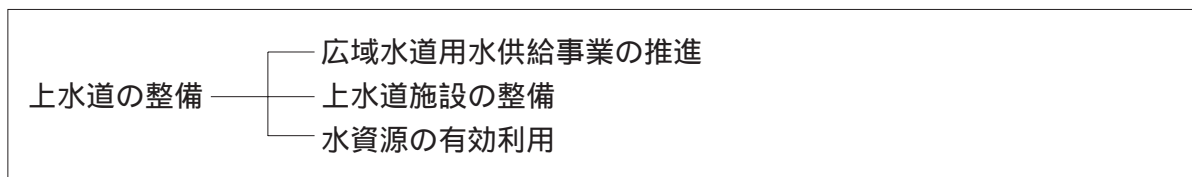
市町村営水道は、昭和47年に圏域全体が千葉県公害防止条例による地下水採取規制の対象となったため、水道水源を地下水から表流水へ転換する必要が生じ、昭和56年度に印旛郡市広域市町村圏事務組合内に印旛広域水道用水供給事業を創設し、現在は圏域内全市町村に用水供給を行っています。同事業では今後の水需要の増加に対処するため、計画1日最大給水量166,700m³の変更認可を取得しました。

また、市町村別の上水道普及率は、80%を超えているものの、依然低い地域があります。今後、さらなる施設の整備拡充、老朽化した給配水管の整備等を積極的に進め、圏民への安全・良質で安定した供給を図るとともに、限りある水資源の有効利用を図るため、節水意識を高めていくことが重要です。

2-2 基本方針

広域水道用水供給事業を推進するとともに、供給施設及び浄水施設の整備を進めます。安全で良質な水の安定的な供給に努めます。

2-3 施策の体系



2-4 主な施策

1) 広域水道用水供給事業の推進

生活水準の向上、人口増加、工業団地の開発等による水需要の増大に対処し、良質な水の安定供給を図るため、印旛郡市広域市町村圏事務組合で実施している広域水道用水供給事業を推進します。

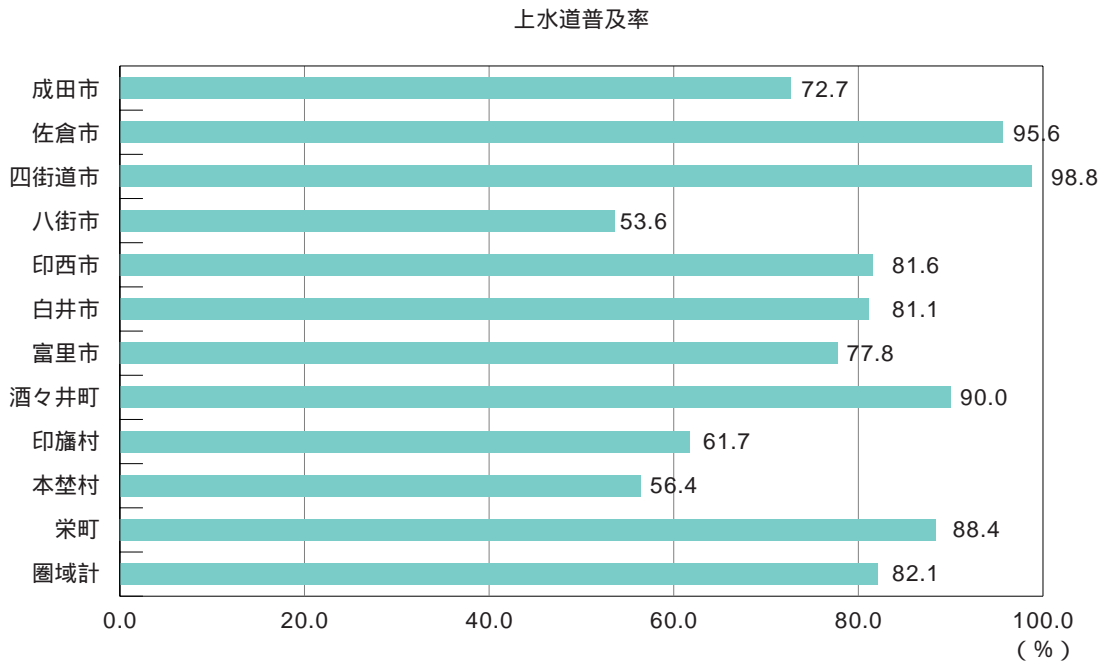
2) 上水道施設の整備

人口増加に伴う給水区域の拡大による水需要に対応した上水道施設の整備を促進するとともに、老朽化した施設・配水管の更新を実施します。

3) 水資源の有効利用

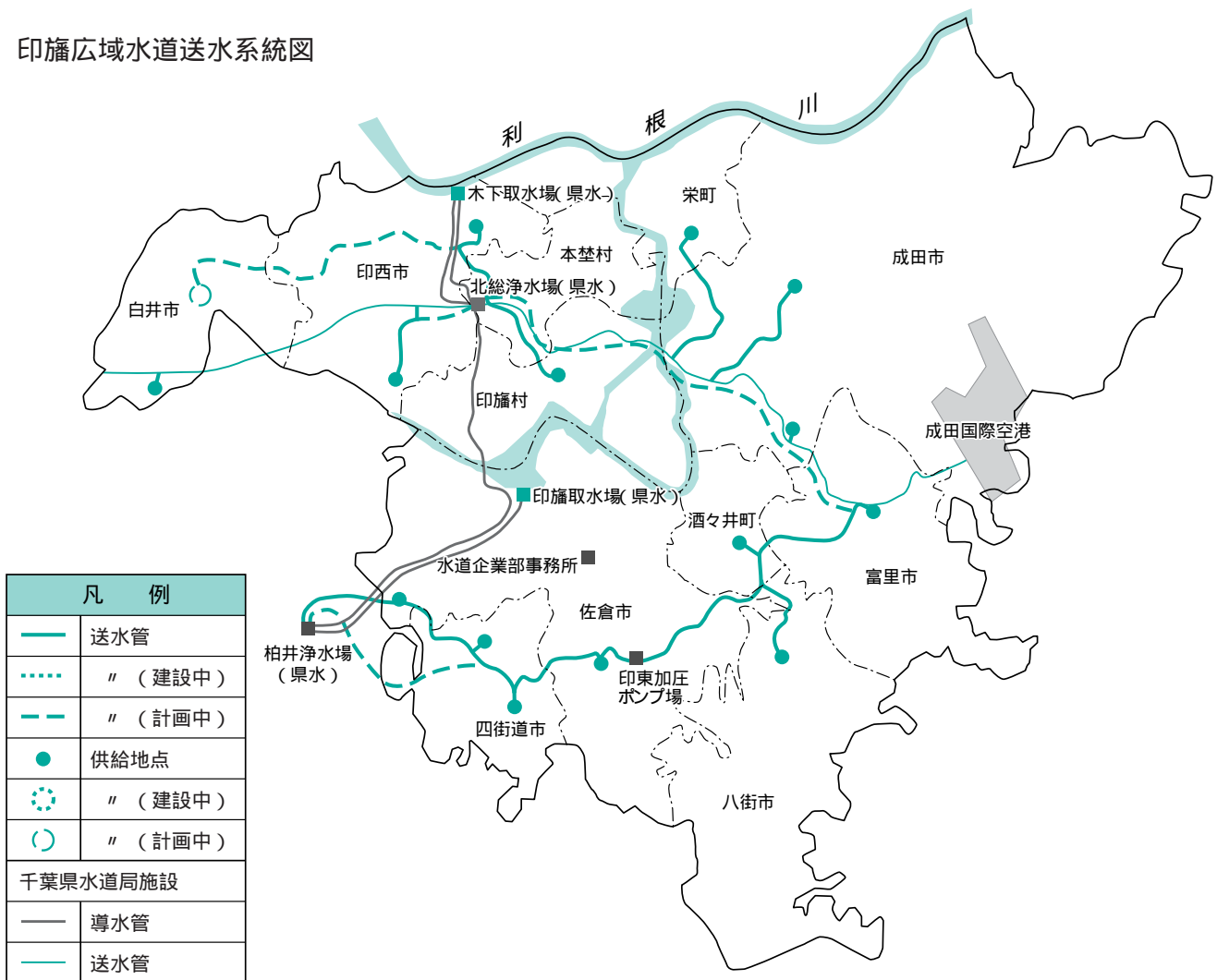
限りある水資源の有効利用を図るため、節水意識の高揚を図り、節水型社会の定着化に努めます。

市町村別の上水道普及率（H15）



資料：千葉県「千葉県の水道」

印旛広域水道送水系統図



資料：印旛郡市広域市町村圏事務組合「印旛広域水道用水供給事業年報」

3. 下水道の整備

3-1 現状と課題

下水道事業は、印旛沼、手賀沼流域下水道(県事業)と流域関連公共下水道及び単独公共下水道(市町村事業)に分けられ、整備が進められています。

印旛沼流域下水道は、千葉市他14市町村にまたがり、都市計画決定面積29,671ha、計画処理人口143万人であります。また、手賀沼流域下水道は、松戸市他6市にまたがり、都市計画決定面積12,731ha、計画処理人口72万人であります。これら2流域下水道について、今後も市町村が行う公共下水道との整合を図りつつ整備を進めていく必要があります。

なお、市町村が行う公共下水道の普及率は圏域平均で75%を超えているものの、依然低い地域があります。これらのことから、今後は国庫補助等により財源を確保し、認可区域の未整備地域の整備及び拡大を図っていく必要があります。

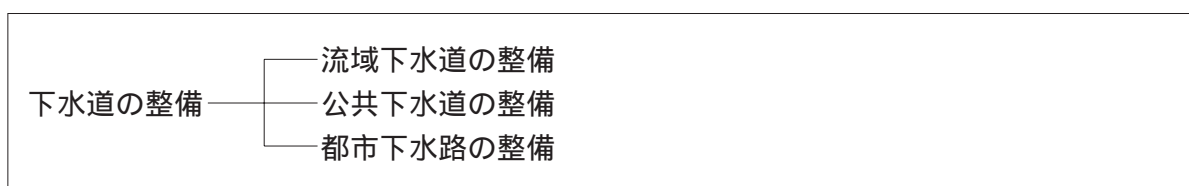
また、宅地化の進展による雨水の急激な河川への流出を防ぐため、調整池を含めた都市下水路の整備を推進していく必要があります。

3-2 基本方針

生活環境の向上と水質の保全を図るために、流域下水道の整備及び、流域下水道の整備に合わせた公共下水道整備の区域拡大を図ります。

宅地化の進展に伴う雨水の急激な流出に対応するため、都市下水路の整備を促進します。

3-3 施策の体系



3-4 主な施策

1) 流域下水道の整備

圏民の生活環境の向上と、河川や湖沼の水質の悪化防止を図るため、流域下水道の整備を促進します。

- ・印旛沼流域下水道の整備促進
- ・手賀沼流域下水道の整備促進

2) 公共下水道の整備

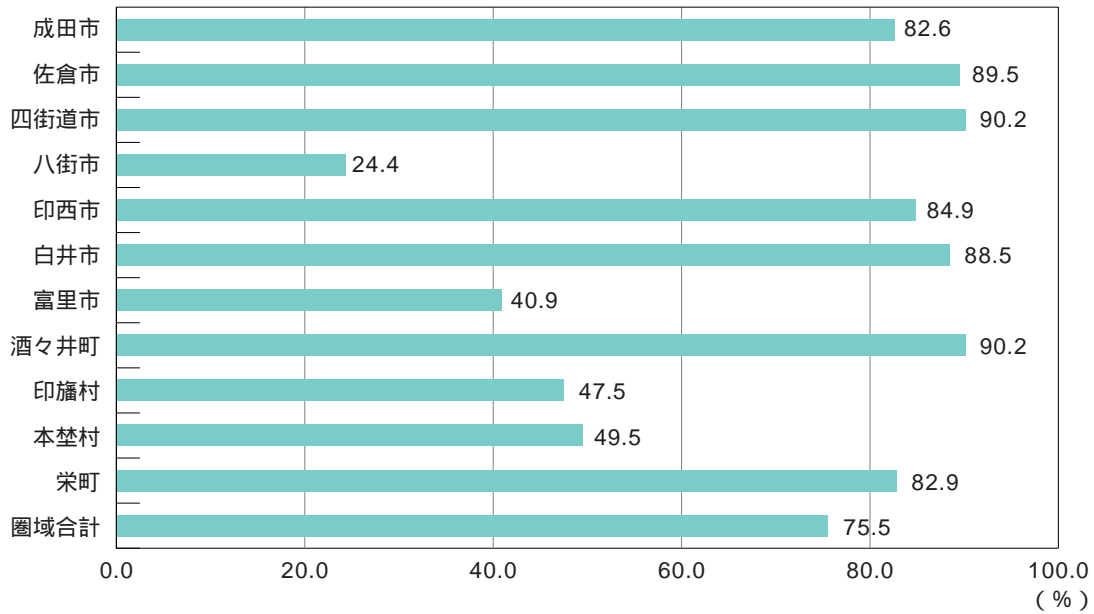
生活雑排水等による河川、湖沼の水質汚濁防止や、また雨水の迅速な排水による浸水防止のために、公共下水道整備を推進します。

3) 都市下水路の整備

都市下水路の整備を推進し、宅地化の進展に伴う雨水量の増大に対処します。

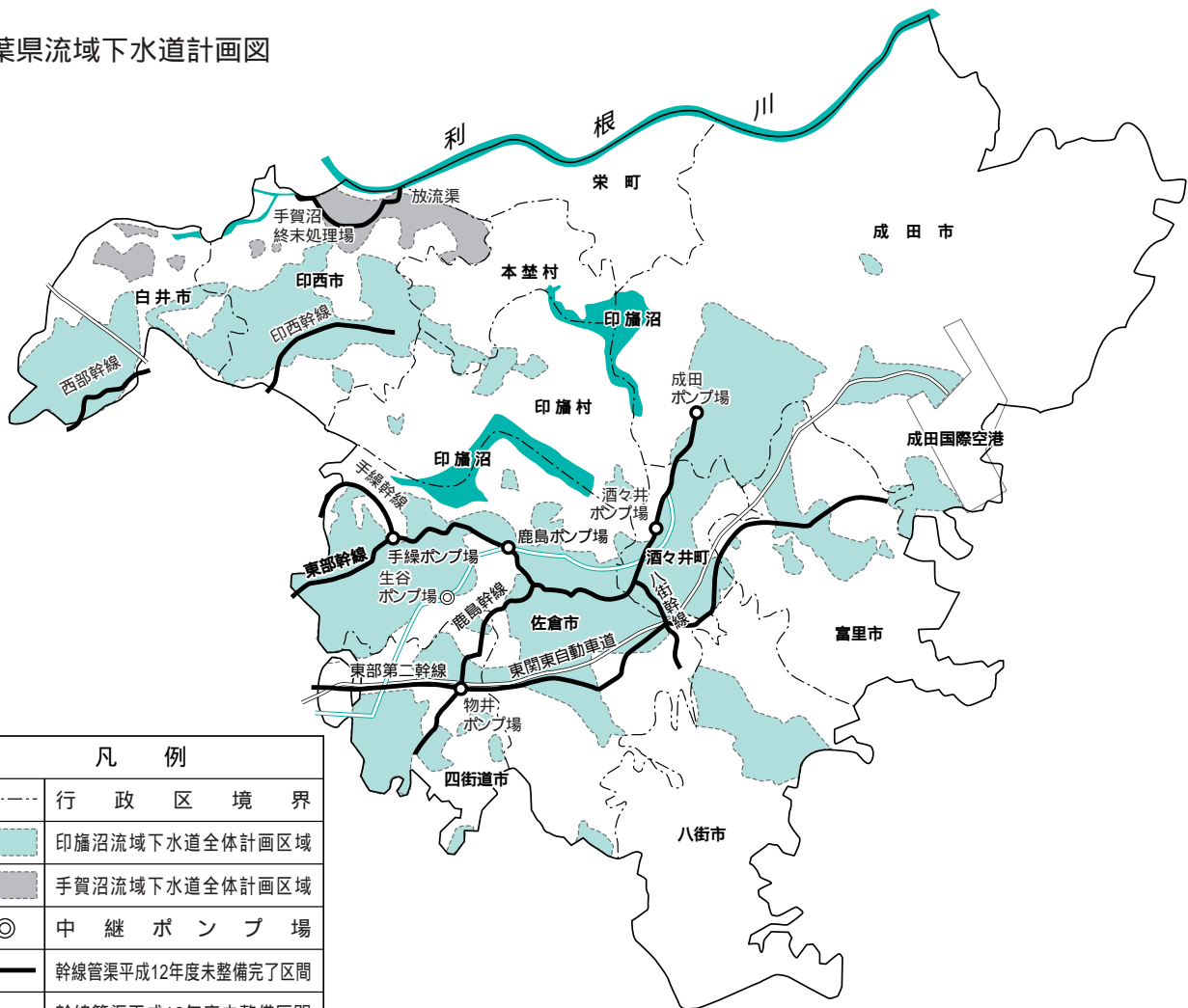
市町村別の下水道普及率（H16）

下水道普及率



資料：千葉県「千葉県の下水道」

千葉県流域下水道計画図



凡 例	
-----	行政 区 界 界
■	印旛沼流域下水道全体計画区域
■	手賀沼流域下水道全体計画区域
◎	中 継 ポ ン プ 場
—	幹線管渠平成12年度未整備完了区間
—	幹線管渠平成12年度未整備区間

資料：千葉県「千葉県の下水道」

豊かな自然と共生し、災害に強い安全な圏域づくり

第1節 良好な環境の創造

第1節 良好な環境の創造	1. 自然環境の保全
	2. 環境対策の推進
	3. ごみ処理の推進
	4. し尿処理の推進
	5. 火葬場・墓園の整備

1. 自然環境の保全

1-1 現状と課題

本圏域の地形は、北西部に印旛沼、東南部には下総台地とこれを侵食した谷津と呼ばれる樹枝状の浸食谷等からなっており、旧来は、台地上は畑や平地林、谷や低地部は水田として利用されてきました。しかし、その後の急激な都市化の波により、その姿も変貌しつつあり、農林地といった自然的環境の減少も進んでいます。

今後、さらに都市化が進み、人口の増加が見込まれるなか、自然と都市とが共生する住宅都市圏を形成するためには、印旛沼を中心とした豊かな水と緑、歴史と伝統・文化を保全し、都市と自然との調和のとれた生活空間を確立していく必要があります。

そのためには、行政の適切な対応と、圏民一人ひとりが自然環境の保全を意識し、保護・育成に努めることが重要です。自然公園や市町村の森の整備や自然との触れ合いを深めるイベントの創出により、圏民に自然と触れ合う機会を提供していくことが求められます。

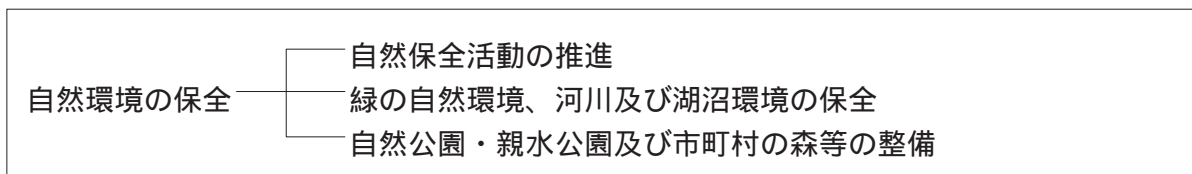
1-2 基本方針

自然保護に対する圏民の意識の高揚を図り、自然保全活動を推進します。

緑の自然環境や、河川及び湖沼環境の保全を図ります。

自然公園、親水公園、市町村の森などを整備し、自然保護学習や交流、レクリエーションの場として活用を図ります。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 自然保全活動の推進

自然との触れ合いを深めるイベントの実施などにより、圏民に自然と触れ合う機会を提供し圏民の自然保護に対する意識の高揚を図ります。市町村の環境政策の基本方針をまとめた環境基本計画や環境の現状について分かりやすくまとめた環境白書を作成します。

2) 緑の自然環境、河川及び湖沼環境の保全

圏域のかけがえのない自然環境、自然景観の保全を図ります。また、圏域全体で生活雑排水対策や河川改修を実施し、河川や湖沼の環境保全を図ります。

3) 自然公園・親水公園及び市町村の森等の整備

昆虫や野鳥とのふれあいの場である自然公園、水辺を利用し水遊びや魚釣りのできる親水公園、圏民の健康増進と青少年の健全な育成等に資するための市町村の森、自然とふれあえる自転車道などを整備し、自然保護学習や交流、レクリエーションの場として活用を図ります。

鳥獣保護区設定状況

(平成17年11月1日現在)

名 称	所 在 地	面 積
印旛沼北部鳥獣保護区	成田市 印旛村 本埜村	626ha
本埜鳥獣保護区	本埜村 印西市	807ha
印旛沼西部鳥獣保護区	印旛村 佐倉市	825ha
大竹鳥獣保護区	成田市 栄町	556ha
成田市中郷鳥獣保護区	成田市	996ha
佐倉市鍋木鳥獣保護区	佐倉市	11ha
成田市公津鳥獣保護区	成田市	32ha
計		3,853ha

資料：千葉県自然保護課

圏域内自然公園一覧

(平成17年4月1日現在)

公園	面積 (ha)	地 域	概 要	指定年月日
県立印旛手賀自然公園	6,606	柏市、我孫子市、印西市、本埜村、栄町、印旛村、酒々井町、成田市、佐倉市	古東京湾の遺跡湖である印旛沼と手賀沼を中心とする地域で、その景観は、広々とした印旛沼、手賀沼の湖沼と田園風景及び周囲の台地の斜面林とから成り、都心に近い自然公園として貴重な存在である。また、四季を通じ魚釣りの場としてもにぎわっている。	昭和27年 10月24日 最終指定 平成7年 5月2日

資料：平成16年千葉県統計年鑑

圏域内湖沼一覧 (H16)

水系	湖沼名	所 在 地	周囲(km)	面積(km ²)
利根川	北印旛沼	成田市、栄町、本埜村、印旛村	14.6	8.87
"	西印旛沼	佐倉市、八千代市、印旛村	11.1	
"	手賀沼	柏市、我孫子市、白井市、印西市	16.7	4.12
"	下手賀沼	柏市、白井市、印西市	6.1	

資料：千葉県各地域整備センター

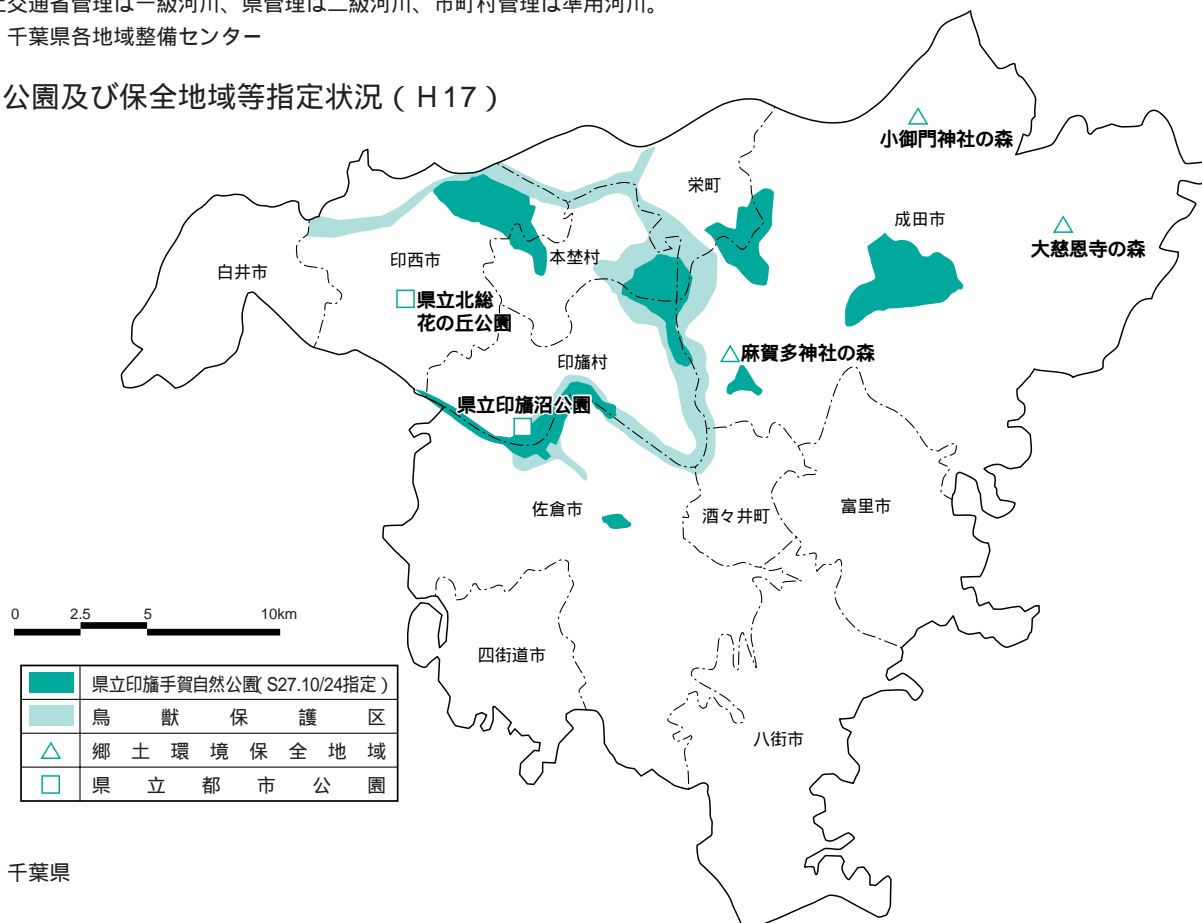
圏域内河川一覧 (H16)

水系	河川管理者	河川名	延長 (km)	水系	河川管理者	河川名	延長 (km)
利根川	国土交通省	利根川	左岸22.5 右岸100.6	利根川	千葉県	小竹川	0.7
"	"	手賀川	7.7	"	"	戸神川	2.5
"	千葉県	根木名川	16.2	"	"	七次川	0.7
"	"	派川根木名川	3.3	"	"	法目川	1.5
"	"	尾羽根川	3.5	"	"	富ヶ沢川	0.5
"	"	荒海川	4.6	"	"	二重川	6.4
"	"	小橋川	4.8	"	"	印旛放水路	19.0
"	"	取香川	4.9	"	"	神崎川	14.6
"	"	十日川	5.0	"	"	師戸川	6.7
"	"	派川十日川	1.7	"	"	古新田川	1.4
"	"	竜台川	1.9	"	"	大森川	1.5
"	"	弁天川	1.5	"	"	鹿黒川	1.3
"	"	下手賀川	1.9	"	"	和泉川	1.8
"	"	亀成川	7.2	"	"	浦部川	2.6
"	"	長門川	5.1	"	"	造谷川	0.2
"	"	旧長門川	2.9	"	"	野口川	0.4
"	"	印旛水路	4.3	"	市町村	佐倉川	1.2
"	"	鹿島川	18.9	"	"	南部川	3.1
"	"	高崎川	6.1	"	"	上小竹川	1.3
"	"	手繰川	2.8	"	"	上手繰川	3.5

国土交通省管理は一級河川、県管理は二級河川、市町村管理は準用河川。

資料：千葉県各地域整備センター

自然公園及び保全地域等指定状況 (H17)



資料：千葉県

2. 環境対策の推進

2-1 現状と課題

近年の人口増加や、都市化による産業構造の高度化から、本圏域においても環境対策は重要になっています。

特に、圏域内の湖沼及び河川では環境基準を満たしていない箇所が多く、特に印旛沼、手賀沼の水質汚濁は依然として深刻な状態です。これ以外にも自動車や航空機等による騒音、振動や地下水採取による地盤沈下、産業廃棄物の不法投棄、環境ホルモン・ダイオキシン類・アスベストなどの有害物質等、環境問題は多岐にわたっています。さらに地球規模での環境問題として、温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少等が深刻化しています。

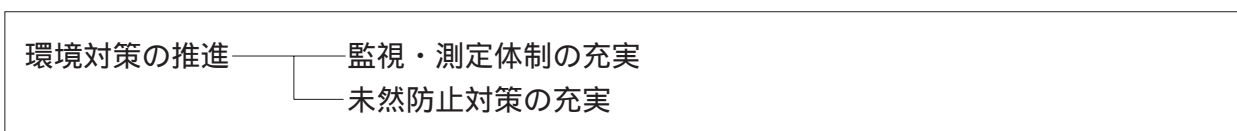
これらは人間の諸活動における利便性・快適性の追求の結果、環境に過重な負荷を与えることによって生じるものです。公害・環境汚染の発生源である企業・圏民の一人ひとりの努力によって、循環型システムの構築をはじめ、地球にやさしい生活や企業活動への転換を図っていく必要があります。

併せて、発生源の監視・指導体制の充実等により公害・環境汚染を未然に防ぐことが必要です。

2-2 基本方針

生活環境の保全を基本に公害・環境汚染の未然防止を図り、発生源に対しては監視・指導・規制を強化するとともに、環境保全意識の高揚に努めます。

2-3 施策の体系



2-4 主な施策

1) 監視・測定体制の充実

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、産業廃棄物、有害物質等の環境問題に対処するために、測定器の整備、測定地点の増設、専門技術員の配置等、監視体制を強化し、公害・環境汚染の未然防止及び原因調査に努めます。

2) 未然防止対策の充実

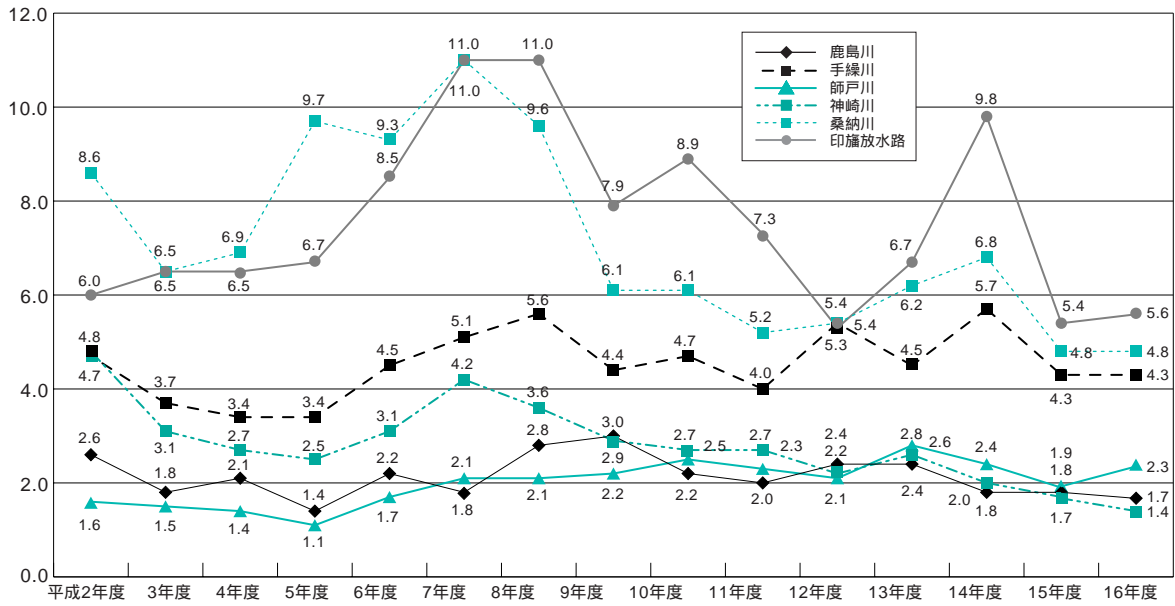
各種環境調査を実施し、環境保全計画の策定や環境白書等の作成に反映します。大規模開発に対しては、環境アセスメントを推進し、公害・環境汚染の未然防止を図ります。

圏域河川及び印旛沼、手賀沼の水質汚濁を防止するために、公共下水道の整備と合併処理浄化槽等の普及を推進します。地下水くみ上げ適正化指導等により、地盤沈下対策を推進します。

成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策のために、騒音測定調査を推進するとともに、住宅等の防音工事を促進します。

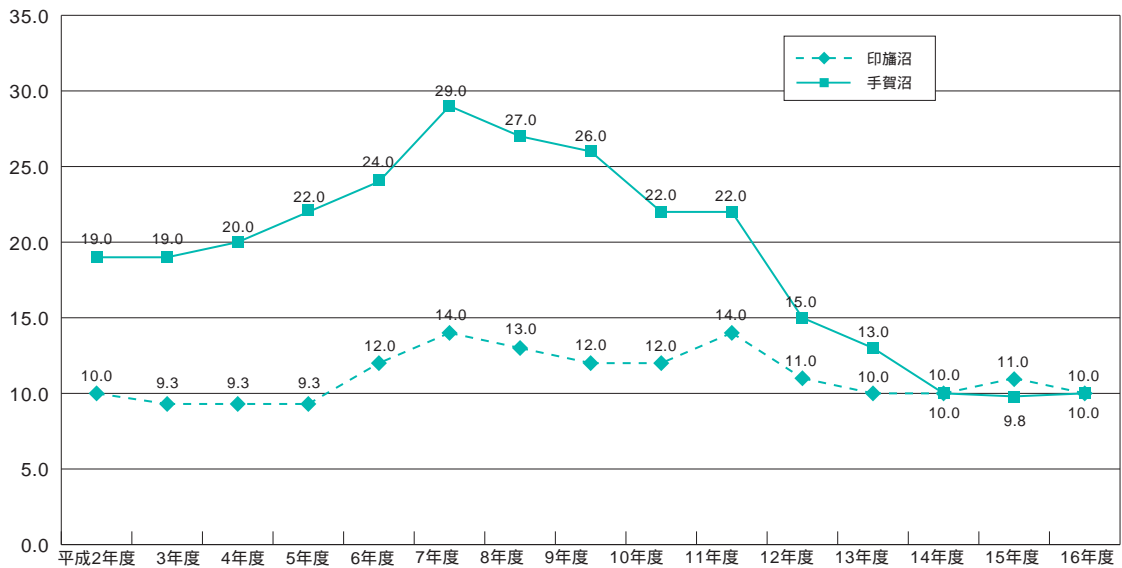
企業の新規立地に対しては公害防除施設を完備させるとともに、公害防止協定を締結し、主たる発生源となり得る企業の公害防止意識の高揚を図ります。

印旛沼流入河川環境基準達成状況 (BOD)



資料：千葉県「千葉県環境白書」

印旛沼・手賀沼の環境基準達成状況 (COD)



資料：千葉県「千葉県環境白書」

印旛沼流入河川環境基準達成状況 (BOD)

(単位: mg/l)

水域名	類型	測定地点	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
			75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
鹿島川	A	鹿島橋	2.0	×	2.4	×	2.4	×	1.8	○	1.8	○	1.7	○
手繰川	C	手繰橋	2.7	○	2.2	○	2.6	○	2.0	○	1.7	○	1.4	○
師戸川	B	師戸橋	2.3	○	2.1	○	2.8	○	2.4	○	1.9	○	2.3	○
神崎川	A	神崎橋	4.0	×	5.4	×	4.5	×	5.7	×	4.3	×	4.3	×
桑納川	D	桑納橋	5.2	○	5.4	○	6.2	○	6.8	○	4.8	○	4.8	○
印旛放水路	C	八千代橋	7.3	×	5.3	×	6.7	×	9.8	×	5.4	×	5.6	×

資料: 千葉県「千葉県環境白書」

印旛沼・手賀沼の環境基準達成状況 (COD)

(単位: mg/l)

水域名	類型	測定地点	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
			75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
印旛沼	A	上水道取水口下	14.0	×	11.0	×	10.0	×	10.0	×	11.0	×	10.0	×
手賀沼	B	手賀沼中央	22.0	×	15.0	×	13.0	×	10.0	×	9.8	×	10.0	×

資料: 千葉県「千葉県環境白書」

河川・湖沼の環境基準

	河 川		湖 沼	
	利用目的の適応性	生物化学的酸素要求量 (BOD)の基準値	利用目的の適応性	化学的酸素要求量 (COD)の基準値
A A	水道1級・自然環境保全及びA以下の目的に掲げるもの	1mg/l 以下	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/l 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/l 以下	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	3mg/l 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/l 以下	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	5mg/l 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/l 以下	工業用水2級・環境保全	8mg/l 以下
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/l 以下		
E	工業用水3級・環境保全	10mg/l 以下		

資料: 千葉県「千葉県環境白書」

公害苦情およびその他相談等の受理件数

(単位: 件)

	受 理 件 数			処 理 件 数	
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	直接処理	他へ移送
住居内空気環境	11	29	2	2	-
水 道 等	109	121	132	132	-
衛 生 害 虫	51	45	61	61	-
営 業 施 設	43	35	37	37	-
そ の 他	-	1	15	15	-
総 数	214	231	247	247	-

資料: 事業年報(千葉県印旛健康福祉センター)

(注) 旧下総町、旧大栄町は除く。

3. ごみ処理の推進

3-1 現状と課題

本圏域におけるごみ処理は、成田市、四街道市、八街市、富里市は単独で、佐倉市と酒々井町は佐倉市、酒々井町清掃組合で、印西市、白井市、本埜村、印旛村、栄町は印西地区環境整備事業組合により共同で行っています。

ごみ排出量は、本圏域の急激な都市化の進展に応じて増加しており、平成16年度では25万t/年に達しています。また、生活水準の向上や産業の発展等により、ごみの種類や質の多様化も進行しています。今後も、ごみの減量化を図るため、分別の徹底、新たな分別方式の導入、生ゴミ堆肥化容器の普及拡大等の推進や、資源の活用を図るため、再利用啓発が必要です。

また、施設の整備拡充・収集体制の強化も図る必要があります。特に、最終処分場の延命化と資源の有効利用の面で効果が期待される灰溶融資源化施設等について、広域的見地も含めた整備の可能性を検討する必要があります。

ごみの不法投棄については関係機関と連携をとりながら、監視・指導の強化を図る必要があります。

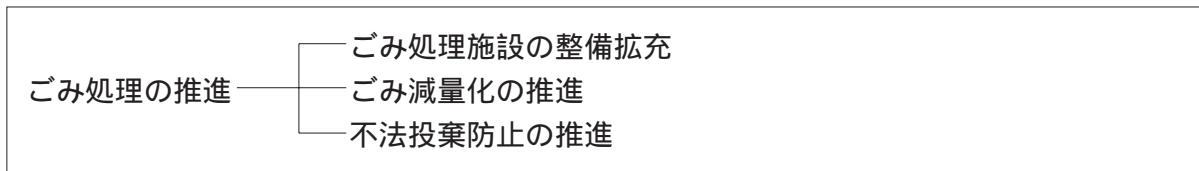
3-2 基本方針

環境に負荷の少ない循環型社会の形成に向け、再利用可能な物質のリサイクル化を図り、ごみの減量化を推進します。

ごみの多量化、多様化に対応した処理施設の整備を推進します。

不法投棄を防止するため監視体制の強化を図ります。

3-3 施策の体系



3-4 主な施策

1) ごみ処理施設の整備拡充

ごみの多量化、多様化に対応した処理施設の整備を推進します。ごみ処理広域化の可能性について検討します。

2) ごみ減量化の推進

資源再利用のため分別収集、リサイクル活動に加え、生ゴミ処理機購入助成、買い物袋持参運動などを実施し、ごみの減量化を図ります。

3) 不法投棄防止の推進

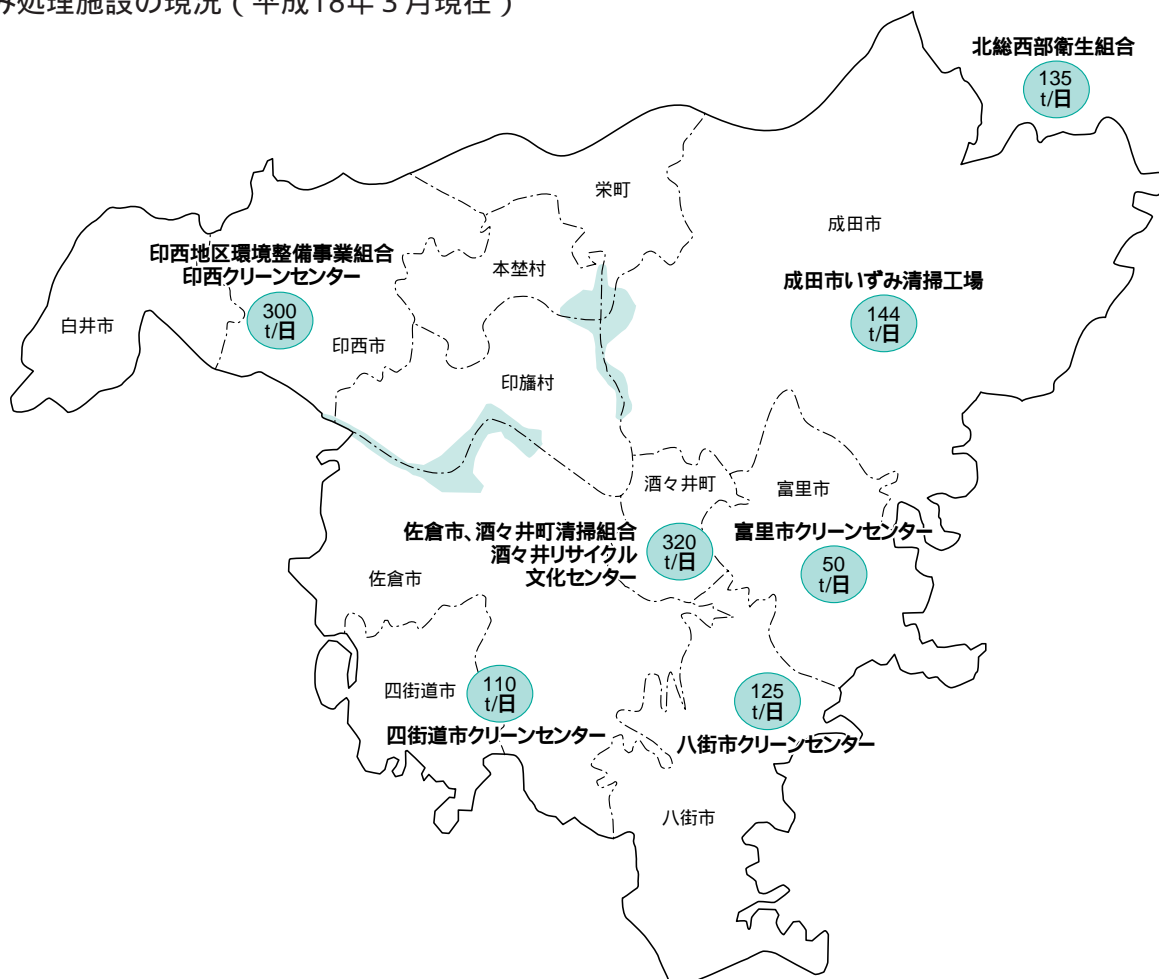
廃棄物の不法投棄を防止するため、啓発の推進と広域監視体制の整備を図ります。

市町村別のごみ処理状況（H16）

	計画処理 区域人口	計 画 処 理				自家処理量 (t)	総排出量 (t)
		収集ゴミ (t)	粗大ゴミ (t)	直接搬入ゴミ (t)	計画処理総量 (t)		
成 田 市	118,827	57,525	413	3,252	61,190	-	61,190
佐 倉 市	175,561	50,208	1,978	1,808	53,994	-	53,994
四 街 道 市	84,317	28,412	225	2,081	30,718	-	30,718
八 街 市	76,355	23,319	40	3,443	26,802	-	26,802
印 西 市	60,815	18,983	680	1,160	20,823	-	20,823
白 井 市	52,447	17,995	833	1,498	20,326	-	20,326
富 里 市	49,716	13,252	212	4,498	17,962	-	17,962
酒 々 井 町	20,697	5,875	103	628	6,606	-	6,606
印 旛 村	12,334	3,942	251	45	4,238	-	4,238
本 埜 村	8,288	2,077	109	-	2,186	-	2,186
栄 町	25,424	7,374	556	37	7,967	-	7,967
圏 域 計	684,781	228,962	5,400	18,450	252,812	-	252,812
県 計	6,003,942	2,131,117	36,824	149,508	2,317,449	3,130	2,320,579
シ ョ ア (%)	11.4	10.7	14.7	12.3	10.9	-	10.9

資料：千葉県「清掃事業の現況と実績」

ごみ処理施設の現況（平成18年3月現在）



資料：千葉県、各市町村・一部事務組合

4. し尿処理の推進

4-1 現状と課題

平成16年度における本圏域の水洗化率は92%で、これは、千葉県平均(93%)を若干下回っています。しかし、7年前(平成9年度:85%)と比較すると約7ポイント上昇しており、かなり改善されています。

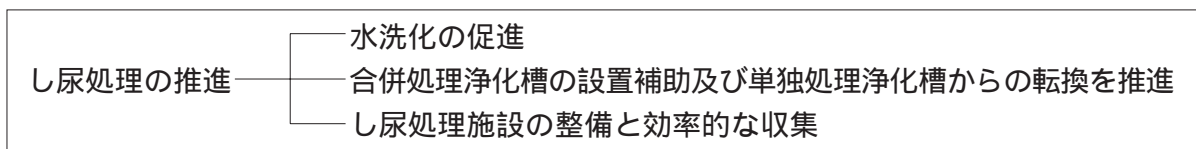
し尿処理状況については、平成16年度の年間し尿総排出量が91,387kl、そのうち計画収集率は99.8%で自家処理はごくわずかとなっています。処理は、成田市が単独(旧下総町・大栄町分は北総西部衛生組合)、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町は印旛衛生施設管理組合で、印西市、印旛村、本埜村、栄町は印西地区衛生組合で、白井市は柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の共同処理で実施しています。

今後はさらに下水道の普及に努め、水洗化率を向上させていくとともに、下水道処理区域外については合併処理浄化槽の普及を推進し、また、単独処理浄化槽は設置状況を的確に把握し、合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

4-2 基本方針

水洗化の促進を図るとともに、下水道区域外について合併処理浄化槽の普及を推進します。単独処理浄化槽の設置状況を的確に把握し、合併処理浄化槽への転換を推進します。し尿処理施設の整備と、し尿の効率的な収集・処理に努めます。

4-3 施策の体系



4-4 主な施策

1) 水洗化の促進

下水道の整備に合わせた、水洗化の普及を推進します。

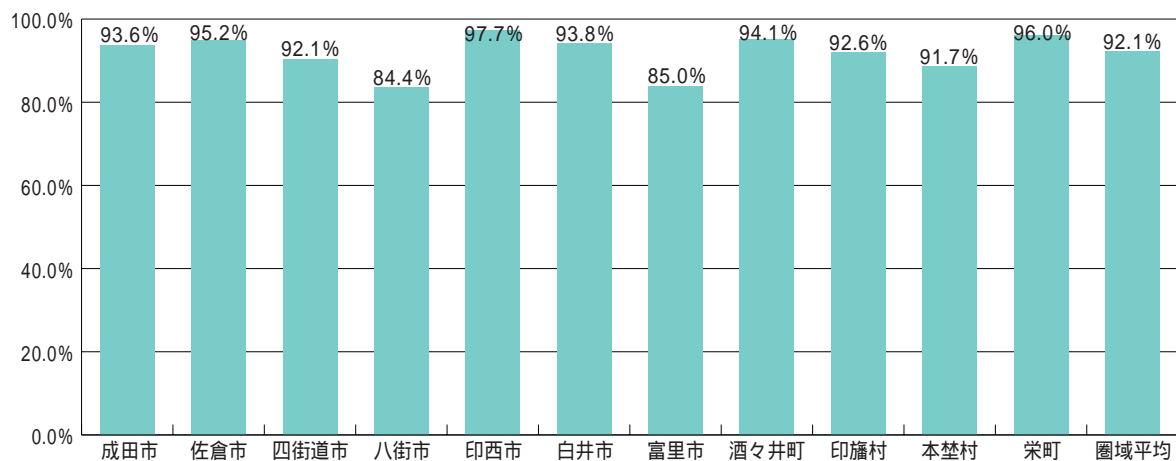
2) 合併処理浄化槽の設置補助及び単独処理浄化槽からの転換を推進

下水道区域外について合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、単独処理浄化槽についても、設置状況を的確に把握し、合併処理浄化槽への転換を推進します。

3) し尿処理施設の整備と効率的な収集

し尿を適正に処理するために、処理施設を整備するとともに、効率的な収集・処理に努めます。

市町村別の水洗化率の状況（H16）



資料：千葉県「清掃事業の現況と実績」

し尿処理施設の現況（平成18年3月現在）



資料：千葉県、各市町村・一部事務組合

5. 火葬場・墓園の整備

5-1 現状と課題

今日の地域社会において火葬場・墓地は不可欠な都市施設となっています。本圏域では、今後も人口の伸びが予想されるうえ、高齢社会の到来や衛生処理思想の普及から火葬処理件数の増加が見込まれ、これらの施設の需要も増加するものと予想されます。一方、本圏域におけるこれらの現有施設は一部老朽化が進み、今後の対応がさらに困難となることが予想されています。

本圏域には、現在、火葬場は3箇所あります。このうち最も利用度が高い佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の火葬場は、平成8年に開設したさくら斎場の利用が大きく増加したことにより、平成14年に成田市、八街市、富里市の共同事業による八富成田斎場の火葬場を抜きました。一方、栄町の火葬場は施設の老朽化が目立ち、近年は利用度もほとんど横ばいで、適切な維持管理が必要です。

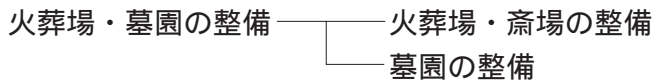
なお、千葉ニュータウンが立地する印西市、白井市、本埜村及び印旛村の4市村には現在火葬場がないことから、印西地区環境整備事業組合が主体となり、斎場、墓地と一体となった火葬場の事業が進められているところです。

さらに、墓地・霊園についても、火葬場と同様に用地、環境面の問題を考慮しながら計画的な整備を図っていく必要があります。

5-2 基本方針

人口増加や高齢社会による社会的需要等に対応するため、火葬場・斎場の整備を推進します。公園的機能を併せもった墓地公園の整備を推進します。

5-3 施策の体系



5-4 主な施策

1) 火葬場・斎場の整備

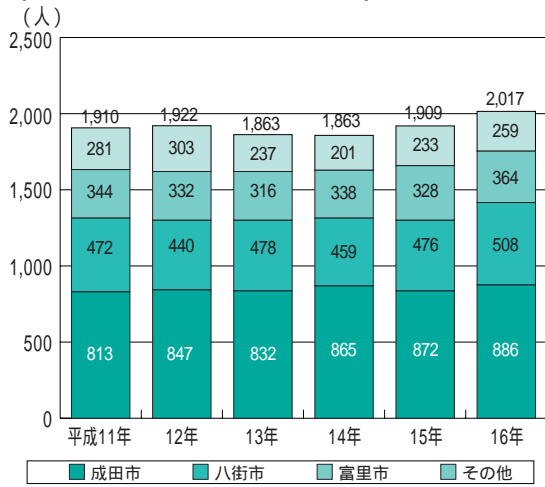
火葬場・斎場の適正な維持管理に取り組むとともに、印西地区においては(仮)平岡自然公園整備事業(火葬場・斎場・墓地)を推進します。

2) 墓園の整備

公園的機能を併せもった墓地公園の整備や、納骨堂などの施設整備を推進します。

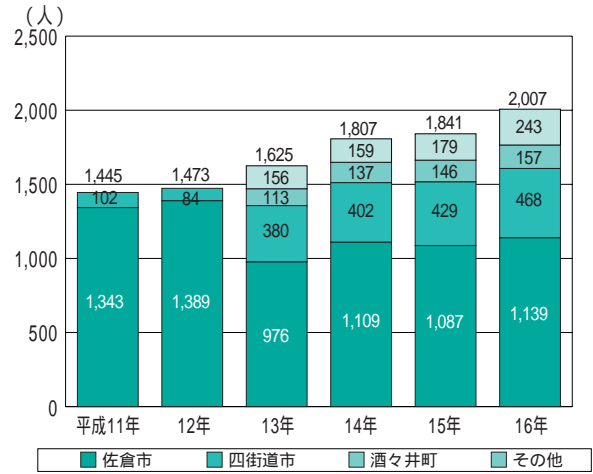
火葬場の利用状況

(成田市・八街市・富里市)



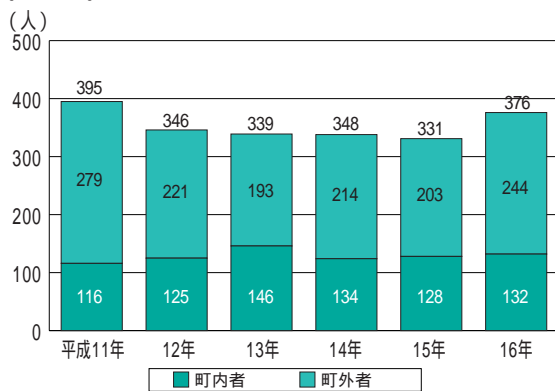
資料：八富成田斎場(成田市には北総西部衛生組合(旧下総町・旧大栄町)分を含むので八富成田斎場のみの利用状況ではない。)

(佐倉市・四街道市・酒々井町)



資料：佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

(栄町)



資料：栄町

第2節 安全な生活の確保

第2節 安全な生活の確保	1．災害対策の強化
	2．消防・救急体制の強化
	3．治山・治水の強化
	4．防犯体制の強化
	5．交通安全の推進

1．災害対策の強化

1-1 現状と課題

日本各地で巨大地震による被害が起こっており、もし、このような地震が発生した場合、本圏域においても、都市化による市街地への人口集中や住居の密集等の要因によって、大きな被害となる可能性が高くなっています。

被害拡大の防止・軽減を図るためには、防災情報伝達体制の確立、住宅密集地における避難路の確保と合わせ、圏民による自主的な防災活動が不可欠であるため、防災思想の普及・啓発活動や防災訓練による防災意識の高揚、防災行動力の向上を図り、各地域・事業所における自主的な防災組織の整備を推進していく必要があります。

また、地震災害に対応するため、避難地となりうる公共施設の耐震対策を強化し、圏民の食糧や飲用水など生活必需品の備蓄施設等を整備するとともに、ライフラインの確保を図る必要があります。

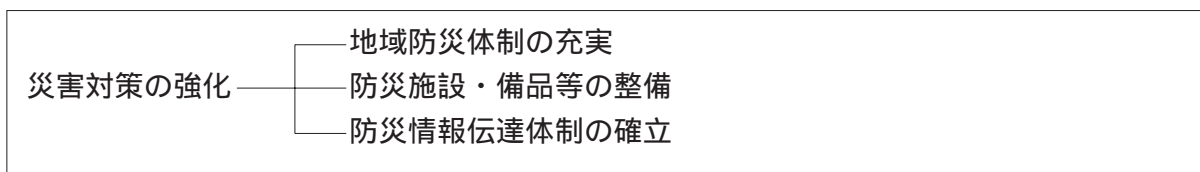
1-2 基本方針

地震による広域災害に対処するため、地域防災体制の充実に努めます。

災害時に備えて、防災機器の整備及び食糧等の備蓄を推進します。

災害時における的確な情報の収集、伝達手段の確立に努めます。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 地域防災体制の充実

地震による広域災害に対処するため、広域的な応援体制の組織化、随時地域防災計画の見直し、基幹病院とのネットワーク化による防災体制の強化、圏民の防災意識の高揚、防災知識の普及、自主防災組織の育成、実践的な防災訓練の実施等を図り、地域防災体制の充実に努めます。

2) 防災施設・備品等の整備

災害時に備えて、避難場所施設や避難経路の耐震強化を図るほか、防災機器の整備及び非常用食糧の備蓄、飲用水の確保等を推進します。

3) 防災情報伝達体制の確立

災害時における情報の収集体制の整備と、伝達手段である防災行政無線の充実を図ります。

市町村別指定避難場所箇所数(平成18年3月)

		成 田 市	佐 倉 市	四 街 道 市	八 街 市	印 西 市	白 井 市	富 里 市	酒 々 井 町	印 旛 村	本 埜 村	栄 町	圏 域 計
避 難 場 所	学 校	43	40	2	13	20	14	11	4	5	5	8	185
	公 園 ・ 広 場	2	10	1	1	1	1		3	2	2		23
	河 川 敷												0
	グ ラ ウ ン ド	2		1						1			4
	そ の 他	49	2	1	14		12		4	4	3	3	92
	合 計	96	52	25	28	21	27	11	11	12	10	11	304

資料：各市町村

2. 消防・救急体制の強化

2-1 現状と課題

本圏域の市街地には、木造住宅が密集している地域が多く、火災の際に大規模な延焼を引き起こす恐れがあり、安全性の確保について十分検討する必要があります。そのためには、市街地やその周辺道路の幅員の見直し、公共オープンスペース及び避難路確保、建築物の鉄筋化等、都市化に見合った整備を進める必要があります。さらに消防体制についても施設・設備のより一層の整備による消防力の強化と広域的な整備が求められています。

本圏域の消防体制は、佐倉市、八街市、酒々井町が佐倉市八街市酒々井町消防組合、印西市、白井市、印旛村、本埜村が印西地区消防組合で、成田市、四街道市、富里市、栄町が単独常備消防として運営されています。また、各市町村においては、非常備消防体制として消防団があり、常備消防と連携をとりながら消防活動を行っています。団員の多くが市外就業者に変わり、緊急時における団員の招集が難しい状況にあります。今後は、圏民の防火意識を高めるため広報活動を行い、自主防火管理体制の強化を図ることも重要です。

救急体制については、急病、交通事故、災害等において、適切な医療を迅速に受けられるよう、受入れ医療機関との連携を密にするとともに、救急需要に対応できる装備の近代化、消防職員の資質及び専門技術の向上を図っていく必要があります。

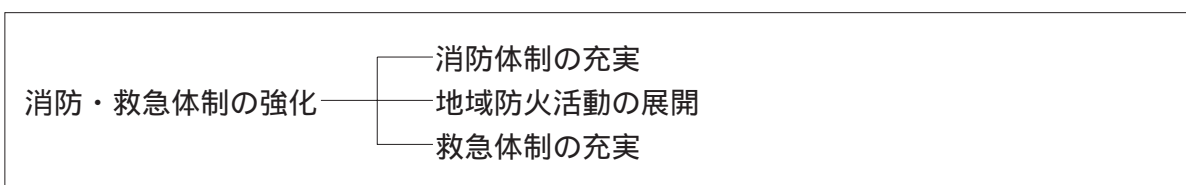
2-2 基本方針

消防施設や装備の近代化等、消防団組織の強化を図り、火災や災害に備えます。

自主防火管理体制の強化を図り、各種火災予防運動等、地域防火活動を展開します。

急病、交通事故、災害等に備え、装備の近代化、消防職員の専門技術の向上等を図ります。

2-3 施策の体系



2-4 主な施策

1) 消防体制の充実

増大する消防業務に対処するため、消防本部・消防署及び防火水槽等の防災設備の整備を促進します。消防力の強化を図るため、常備消防及び消防団の装備の近代化、高度化を推進します。さらに、大規模火災時の相互の応援、協力体制の充実など、広域消防体制の一層の充実を図ります。

2) 地域防火活動の展開

圏民の防火意識の高揚を図るため、積極的な広報活動等により自主防火管理体制の強化を図るとともに、各種火災予防運動等をはじめとする地域防火活動を展開します。

3) 救急体制の充実

救急体制については、急病、交通事故、災害等において、適切な医療を迅速に受けられるよう、受入れ医療機関との連携を密にするとともに、救急需要に対応できる救急車や装備の近代化、救急隊員の資質及び専門技術の向上を図ります。

出火件数および損害状況

(単位：件、世帯、千円)

	平成11年			平成12年			平成13年			平成14年			平成15年		
	出火件数と損害状況			出火件数と損害状況			出火件数と損害状況			出火件数と損害状況			出火件数と損害状況		
	出火件数	り災世帯数	損害見積額	出火件数	り災世帯数	損害見積額	出火件数	り災世帯数	損害見積額	出火件数	り災世帯数	損害見積額	出火件数	り災世帯数	損害見積額
成田市	86	36	361,946	84	21	193,680	84	21	134,548	92	22	44,328	73	28	40,199
佐倉市	74	62	338,333	85	40	164,508	81	31	141,994	89	61	249,255	57	61	161,185
四街道市	42	23	110,958	48	16	65,748	50	18	53,106	41	11	23,095	37	10	10,410
八街市	37	25	207,852	45	20	152,898	48	14	52,532	42	24	101,532	49	28	142,524
印西市	22	9	110,019	25	7	44,893	33	7	87,429	34	7	33,872	26	17	65,716
白井市	37	22	172,009	33	11	41,024	46	5	53,086	45	12	165,888	26	11	84,657
富里市	39	19	157,870	41	5	66,372	45	25	163,934	26	6	27,741	40	10	78,467
酒々井町	13	14	37,957	11	3	7,286	10	2	25,766	15	9	14,007	7	4	12,218
印旛村	13	2	13,915	8	6	118,569	12	3	14,926	10	2	23,059	7	0	591
本埜村	6	2	102,961	2	0	1,358	2	0	9	6	1	6,582	8	0	1,710
栄町	17	3	224	21	5	87,839	18	4	24,956	14	7	55,853	8	2	23,652
圏域計	386	217	1,614,044	403	134	944,175	429	130	752,286	414	162	745,212	338	171	621,329
千葉県計	2,974	1,534	7,396,647	3,215	1,246	5,783,795	3,292	1,244	5,694,842	3,029	1,266	5,643,811	2,552	1,263	5,603,082
シェア(%)	13.0	14.1	21.8	12.5	10.8	16.3	13.0	10.5	13.2	13.7	12.8	13.2	13.2	13.5	11.1

資料：消防防災年報

消防力の状況

(H15.4.1現在)

	消防署数	消防 吏員数	消防 団員数	消 防 機 械 台 数							
				化学 消防車	はしご付 消防車	普通消防 ポンプ車	水槽付 ポンプ車	救助 工作車	小型動力ポ ンプ積載車	小型動力 ポンプ	救急車
成田市	3	167	983	2	2	3	5	1	0	0	6
四街道市	1	112	302	1	2	1	4	1	0	0	4
富里市	1	82	407	1	1	2	2	1	1	0	3
栄町	1	45	309	0	0	1	1	1	1	6	2
佐倉市八街市 酒々井町消防組合	4	366	1,514	4	2	9	10	1	0	0	10
印西地区消防組合	5	225	1,069	1	2	3	6	2	0	0	7
圏域計	15	997	4,584	9	9	19	28	7	2	6	32
千葉県計	82	7,592	29,134	55	69	142	199	54	19	193	238

注：印西地区消防組合の構成市村は、印西市、白井市、印旛村、本埜村。

資料：消防防災年報

3. 治山・治水の強化

3-1 現状と課題

本圏域には、関東ローム層で形成された台地に谷津田が入り込むという地形上、73箇所の法指定による急傾斜地崩壊危険区域があります。このほか法指定以外の危険箇所も多数あり、これらの崩落・崩壊を未然に防止するため、各種対策事業が推進されています。

また、印旛沼流域の急激な都市化による沼への洪水流入量の増加や、沼の堤防の沈下などに起因する水害の危険性が一層顕在化しており、抜本的な治水対策が必要となっています。なお、圏域内の水防活動については、印旛利根川水防事務組合が組織されており、水防団体の育成及び強化に努めています。

災害による被害拡大の防止・軽減を図るためには、早期の避難活動が不可欠であるため、急傾斜地崩壊危険箇所図やハザードマップの整備を進め、情報を提供していきます。

3-2 基本方針

山地及び急傾斜地等の崩落、崩壊を防止するため、急傾斜地崩壊対策事業等を推進します。河川の氾濫等を防止するため、河川整備及び印旛沼・流域河川の治水安全度向上を推進します。

3-3 施策の体系

治山・治水の強化

山地・急傾斜地等の保全

河川整備の推進・治水安全度の向上

3-4 主な施策

1) 山地・急傾斜地等の保全

法指定による急傾斜地崩壊危険区域に加え、法指定以外の危険箇所も含め、崩落・崩壊による事故を未然に防止するため、各種対策事業を推進するとともに、当該地区の圏民への情報提供により安全な避難に結びつけます。

2) 河川整備の推進・治水安全度の向上

河川の氾濫等を防止するため、流域の土地利用と調和のとれた河川整備を推進するとともに、下水道施設（雨水）や調整池の整備などによる排水対策を推進します。印旛沼及び流域河川の治水安全度について一層の向上を推進します。

一級河川・急傾斜地崩壊危険区域指定図（平成16年）



番号	河川名	指定延長
①	根木名川	16.2km
②	尾羽根川	3.5km
③	荒海川	4.6km
④	小橋川	4.8km
⑤	取香川	4.9km
⑥	十日川	5.0km
⑦	竜台川	1.9km
⑧	長門川	5.1km
⑨	旧長門川	2.9km
⑩	印旛水路	4.3km
⑪	鹿島川	18.9km
⑫	高崎川	6.1km
⑬	手繰川	2.8km
⑭	小竹川	0.7km
⑮	師戸川	6.7km
⑯	神崎川	14.6km
⑰	二重川	6.4km
⑱	亀成川	7.2km
⑲	弁天川	1.5km
⑳	浦部川	2.6km
㉑	和泉川	1.8km
㉒	鹿黒川	1.3km
㉓	大森川	1.5km
㉔	古新田川	1.4km
㉕	野口川	0.4km
㉖	七次川	0.7km
㉗	戸神川	2.5km
㉘	造谷川	0.2km
㉙	派川十日川	1.7km
㉚	派川根木名川	3.3km
㉛	法目川	1.5km
㉜	手賀川	7.7km
㉝	大須賀川	2.2km

指定番号	地域名	指定箇所	面積(m ²)
86	花崎	成田市花崎町	3,239
94	仲町	成田市仲町	6,271
95	土屋	成田市土屋	5,767
120	押畑	成田市押畑	26,079
173	押畑(2)	成田市押畑	23,301
178	東金山	成田市東金山	29,298
242	下金山	成田市下金山	17,380
243	新町	成田市新町	2,886
275	船形	成田市船形	14,189
341	宝田	成田市宝田	23,761
348	大生	成田市大生	11,955
349	芦田	成田市芦田	12,115
350	押畑(3)	成田市押畑	7,609
375	田町	成田市田町	4,648
382	宝田(4)	成田市宝田	16,501
383	荒海	成田市荒海	6,041
389	台方	成田市台方	6,309
390	宝田(3)	成田市宝田	17,886
391	関戸	成田市関戸	25,753
395	幡谷	成田市幡谷	11,821
398	下金山(2)	成田市下金山	12,663
411	北羽鳥	成田市北羽鳥	7,868
421	下金山(3)	成田市下金山	8,532
422	花崎町(2)	成田市花崎町	2,973
423	新町(2)	成田市新町	9,098
424	和田	成田市和田	8,343
425	宝田(5)	成田市宝田	7,833
437	成毛(1)	成田市成毛	9,251
442	大竹(2)	成田市大竹	10,965
443	成毛(2)	成田市成毛	5,611
444	赤荻	成田市赤荻	2,494
446	新妻	成田市新妻	19,799
453	宝田(2)	成田市宝田	11,359
458	大竹(4)	成田市大竹	5,942
475	東和泉(1)	成田市東和泉	9,069
141	高倉	成田市高倉	15,592
181	西大須賀	成田市西大須賀	18,139

指定番号	地域名	指定箇所	面積(m ²)
193	滑川	成田市滑川	19,235
291	下門前	成田市名古屋	9,863
292	下門前(2)	成田市名古屋	10,441
293	名木	成田市名木	7,176
296	大和田	成田市大和田	5,015
297	四谷	成田市西大須賀	5,051
298	成井	成田市成井	5,265
371	大和田(2)	成田市大和田	1,710
396	下門前(3)	成田市名古屋	4,327
334	伊能	成田市伊能	9,949
339	津富浦	成田市津富浦	16,487
340	柴田	成田市柴田	11,724
379	所	成田市所	4,137
451	所(2)	成田市所	13,682
22	裏新町	佐倉市裏新町	9,351
99	海隣寺	佐倉市海隣寺	10,723
213	並木町	佐倉市並木町	2,328
214	六崎	佐倉市六崎	6,354
220	右京谷津	佐倉市鍋木町	1,842
286	飯田(1)	佐倉市飯田	19,219
303	臼井台	佐倉市臼井台	10,350
360	角来	佐倉市角来	21,165
400	鍋木町	佐倉市鍋木町	2,676
404	高座木	佐倉市高座木	21,058
457	鍋木町(2)	佐倉市鍋木町	22,145
463	寺崎	佐倉市寺崎	16,311
471	羽鳥	佐倉市羽鳥	6,771
474	山崎	佐倉市山崎	7,047
268	四街道	四街道市四街道	5,662
72	松虫	印旛村松虫	3,574
290	花台	印旛村花台	43,359
409	株木	印旛村株木	11,948
67	辺田前	本埜村中根	13,954
356	笠神	本埜村笠神	8,803
412	戸崎	本埜村戸崎	13,054
472	興津	栄町興津	23,720

(注) 住居表示は平成18年4月1日現在

資料：千葉県各地域整備センター

4. 防犯体制の強化

4-1 現状と課題

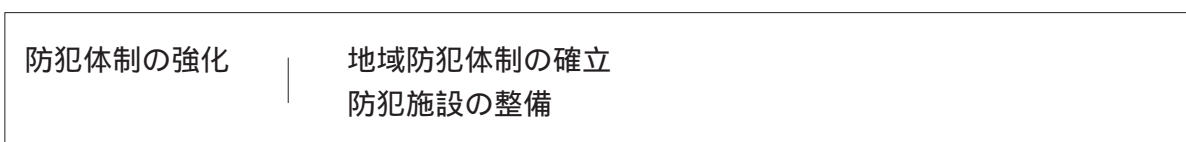
最近の犯罪の発生件数は、平成15年度以降減少傾向にあるものの、都市化、情報化、生活様式の変化などに伴い、低年齢化、スピード化、多様化が進んでおり、治安に関する住民の不安はまだまだ大きく、防犯体制の強化が求められています。

消費者を取り巻く環境は、社会経済情勢の急速な変化に伴い、通信・訪問販売、インターネットによる販売など、販売形態の多様化とともに過当な販売競争が進んでいます。消費者の知識不足や情報不足につけ込む悪質商法による消費者被害も増加してきており、社会経験や情報に乏しい若者や高齢者が被害を受けることのないよう、消費者を保護する体制づくりが求められています。

4-2 基本方針

家庭、地域住民、学校、行政、警察等関係機関との連携を強化し、地域の防犯体制の充実や防犯教育を推進します。

4-3 施策の体系



4-4 主な施策

1) 地域防犯体制の確立

家庭、地域住民、学校、行政、警察等関係機関との連携により、防犯、消費者保護対策や犯罪を起こさせないような啓発活動・教育活動を推進し、安全・安心で住みよい圏域づくりを進めます。

2) 防犯施設の整備

警察署や交番の整備を促進するとともに、防犯灯や防犯看板等を設置し、安全な環境づくりに努めます。

5. 交通安全の推進

5-1 現状と課題

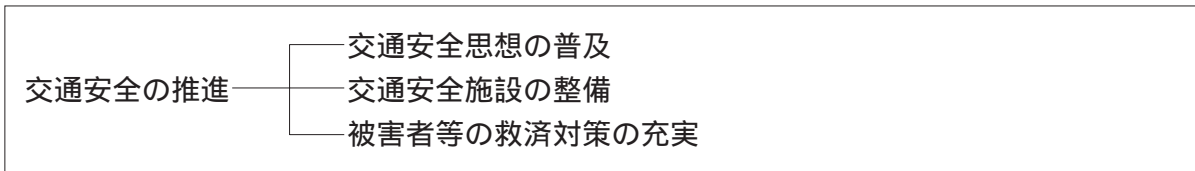
本圏域の自動車保有台数は年々増加しており、圏民の生活の広域化とともに、車社会が拡大しており、交通事故の危険は引き続き高い状況にあります。

圏民の交通安全確保のためには、交通ルールの徹底や交通違反の取り締まりの強化等、ソフト面での対策強化を図るとともに、主要幹線道路を中心とした交通体系の整備や都市計画道路の整備、歩道・信号・ガードレール・カーブミラー等の交通安全施設の設置・改良等、施設整備に重点をおいた施策も推進していく必要があります。

5-2 基本方針

交通事故の発生防止を図るため、交通安全思想の普及に努め、交通安全教育を推進します。交通量、交通事故発生状況等を調査し、総合的な交通安全施設の整備を推進します。被害者等の救済体制の充実を図ります。

5-3 施策の体系



5-4 主な施策

1) 交通安全思想の普及

交通弱者を対象とした交通安全教室や広報紙などの活用により、交通安全思想の普及に努めるとともに、交通ルールの徹底や交通違反の取り締まりの強化により、交通事故の発生防止を図ります。

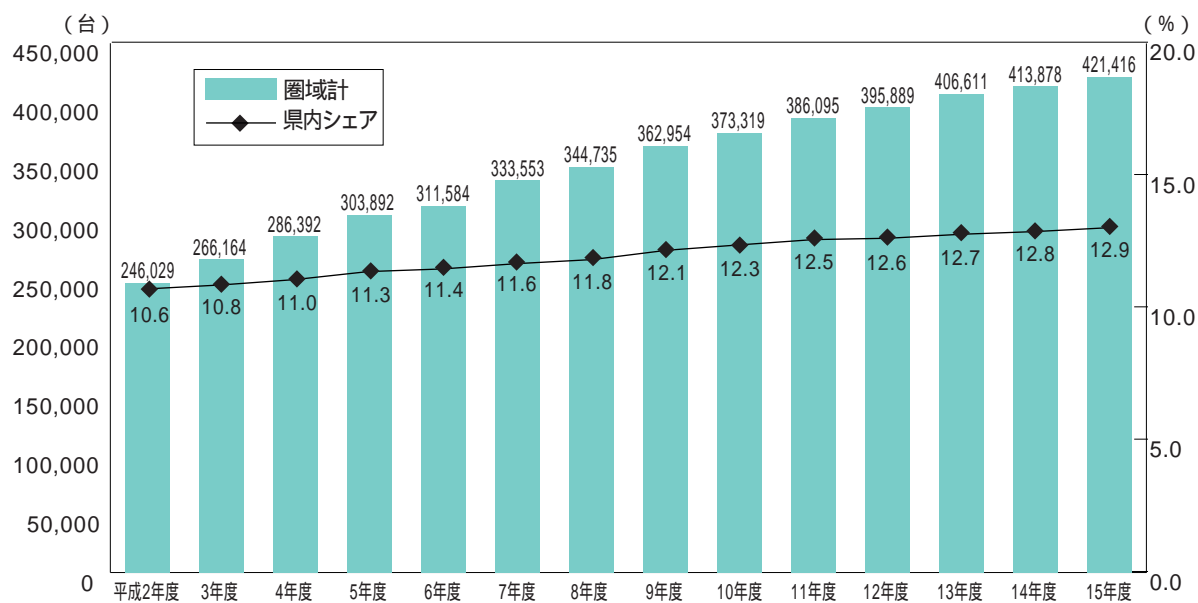
2) 交通安全施設の整備

歩道・自転車歩行者道・信号・ガードレール・カーブミラー等の交通安全施設の設置・改良等を推進し、安全な道路環境の整備を図ります。

3) 被害者等の救済対策の充実

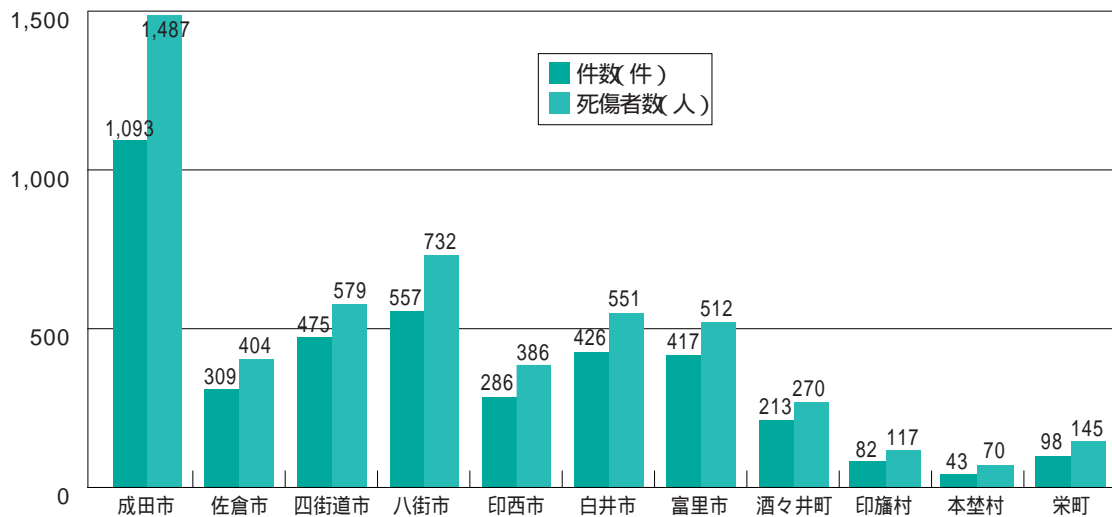
救急医療体制の整備充実を推進するとともに、交通事故相談業務の充実及び交通災害共済制度への加入促進に努めます。また、交通遺児に対しては交通遺児就学資金手当の改善等に努めます。

自動車保有台数の推移



資料：千葉県警察本部交通企画課

市町村別の交通事故件数（H15）



資料：千葉県警察本部交通企画課

健康で思いやりに満ち安心して暮らせる圏域づくり

第1節 社会福祉の充実

第1節 社会福祉の充実	1. 地域福祉の推進
	2. 高齢者福祉の推進
	3. 障害者福祉の推進
	4. 児童福祉の推進

1. 地域福祉の推進

1-1 現状と課題

都市化の進展や核家族化、高齢社会への移行等により、福祉に対するニーズはますます高まってきている一方で、地域連帯意識が低下するとともに、それを基礎とする地域社会の相互扶助機能が衰退してきています。

こうした中、ノーマライゼーションの理念のもと、すべての人々が地域社会の一人として尊重されるよう、地域全体で福祉マインドの醸成を図り、福祉への理解と関心を深めるため、地域福祉ネットワーク事業を推進する必要があります。

そのためには、行政だけでなく、圏民一人ひとりの意識を高め、NPOやボランティアを育成し、その活動を支援するとともに、地域住民の助け合いや自立的活動をさらに進めることが必要です。また、福祉・保健・医療等各分野間の連携強化や、社会福祉協議会をはじめとする各種福祉団体の育成といった推進体制を強化していく必要があります。

本圏域においては、各市町村による福祉センターの設置や各種福祉サービスの他に、社会福祉団体や圏民の自主的な福祉活動が活発化し、地域福祉活動が展開されています。また、ボランティア養成講座修了者も年々増加しており、地域福祉に対する圏民の意識も高まりつつあります。

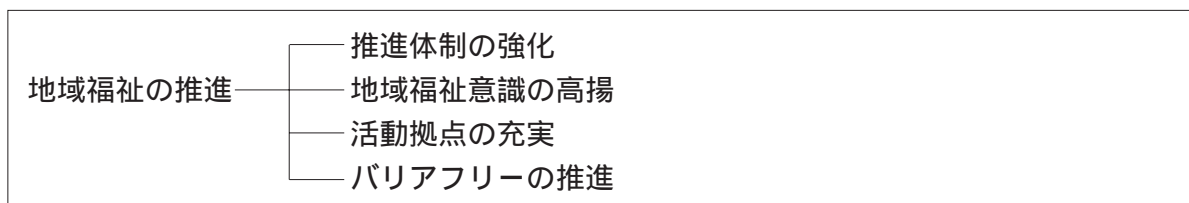
また、障害のある人もない人も共に地域社会で生活できるよう、公共施設や歩行空間等をはじめ、まち全体のバリアフリー化を推進する必要があります。

1-2 基本方針

ノーマライゼーション理念の普及を推進し、圏民自らの参加と協力のもとに、家庭・地域・行政が一体となった地域福祉活動を推進します。

地域福祉の推進体制の育成・強化、NPO・ボランティア活動の推進、活動拠点の充実を図ります。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 推進体制の強化

地域福祉を推進していく体制づくりのため、中核的役割を担う社会福祉協議会をはじめ、各種福祉団体の強化・育成を図ります。また、各種関係機関、民生委員、児童委員、NPO及びボランティア等との連携を図り、高度で専門的な福祉サービスを提供する広域ネットワークの充実を図ります。

2) 地域福祉意識の高揚

地域福祉に対する理解と関心を深めるため、身近なNPO活動、ボランティア活動等を通じて相互扶助意識の高揚を図ります。また、学校教育、生涯学習等の連携をもとに、福祉の心を育てる教育を推進します。ボランティア及びNPOの育成に努めるとともに、活動を支援し、参加を促進します。

3) 活動拠点の充実

地域福祉活動の活動拠点となる福祉センターの維持・充実に努めるとともに、各種福祉団体に対する援助を推進します。

4) バリアフリーの推進

公共施設や交通機関などにおけるバリアフリー化を推進します。

NPO法人数、ボランティア数（平成16年）

NPO法人数

	県認定	国認定		計	うち福祉関係
		主たる事業所	従たる事業所		
成田市	12	-	1	13	5
佐倉市	21	1	4	26	8
四街道市	13	1	1	15	8
八街市	10	-	1	11	4
印西市	18	1	3	22	7
白井市	12	-	1	13	2
富里市	9	-	1	10	6
酒々井町	2	-	1	3	1
印旛村	1	-	1	2	-
本埜村	1	-	-	1	1
栄町	4	-	1	5	3
圏域計	103	3	15	121	45

資料：千葉県

ボランティア数

	登録ボランティア数			
	個人	グループ数	グループ所属人数	合計
成田市	579	104	1,766	2,345
佐倉市	146	101	3,170	3,316
四街道市	330	61	1,712	2,042
八街市	173	60	1,027	1,200
印西市	357	44	643	1,000
白井市	383	43	1,039	1,422
富里市	76	48	1,119	1,195
酒々井町	69	14	537	606
印旛村	50	9	128	178
本埜村	23	11	204	227
栄町	129	30	854	983
圏域計	2,315	525	12,199	14,514

資料：千葉県社会福祉協議会

2. 高齢者福祉の推進

2-1 現状と課題

圏域の65歳以上の人口比は年々増加しており、平成17年には10万人を超え、14.9%を占めています。千葉県平均(16.7%)と比較すると、高齢化の進捗は緩やかです。しかし、大規模宅地開発にあわせて転入してきた40~50代の年齢層が歳を重ねていくに従って、急激に高齢化が進行すると予想され、高齢者福祉は圏域の今後の最重要課題の一つになります。

高齢化に伴い、寝たきり老人、認知症老人等が増加している一方で、女性の社会参加、扶養意識の変化、介護者の高齢化等によって、家庭の介護機能は低下傾向にあり、在宅サービス及び施設サービスに対する需要が高くなっています。

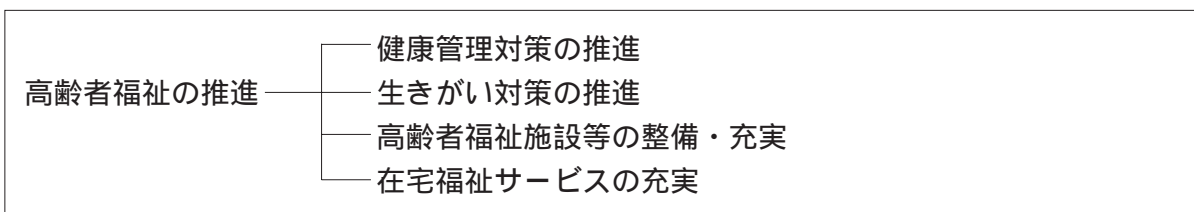
今後は、健康な高齢者には、より生きがいを高めるため生涯学習やスポーツ・レクリエーションの機会を拡充するとともに、働く意欲のある高齢者に対しては、その豊かな経験、知識、技能などを活かし、職場や地域社会に積極的に参加できるよう、必要な機会の提供と環境の整備を図るシルバー人材センター等の整備を推進する必要があります。また、健康な期間を延伸する介護予防の充実も求められます。また、援護を必要とする高齢者には、介護保険制度の活用などにより、よりきめ細かいサービスを提供できる施策を推進していく必要があります。

2-2 基本方針

健康な高齢者に対して、健康年齢の伸長、安心して生きがいを持ち、社会参加ができるような環境整備を推進します。

援護を必要とする高齢者に対して、介護保険制度の活用等により、本人及び介護者の負担軽減を図ります。

2-3 施策の体系



2-4 主な施策

1) 健康管理対策の推進

健康診断、健康教育、健康相談等の総合的な健康管理対策により早期発見・治療に努めるとともに、地域支援事業等介護予防のための介護保険事業と組み合わせ健康年齢の伸長を図ります。

2) 生きがい対策の推進

シルバー人材センター等の充実により、豊富な経験や技能を活かせる就業の場の創出に努めます。また、老人クラブ等各種サークル活動の支援やボランティア活動を助長し、学習・文化・スポーツ等の社会的活動に参加する機会を提供します。

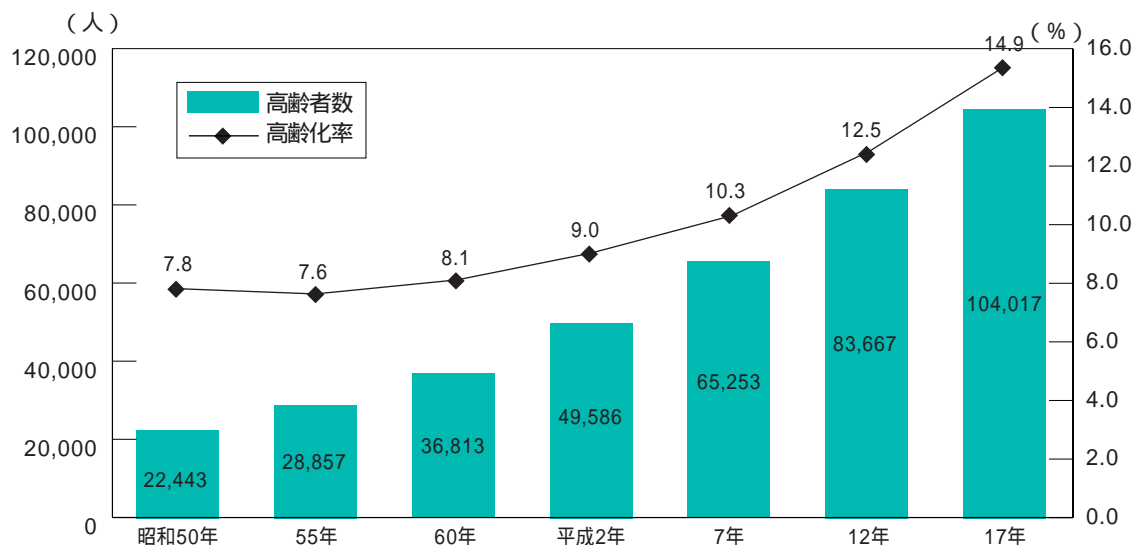
3) 高齢者福祉施設等の整備・充実

高齢者の保養、保健、交流の場としての福祉施設の整備、充実を図ります。

4) 在宅福祉サービスの充実

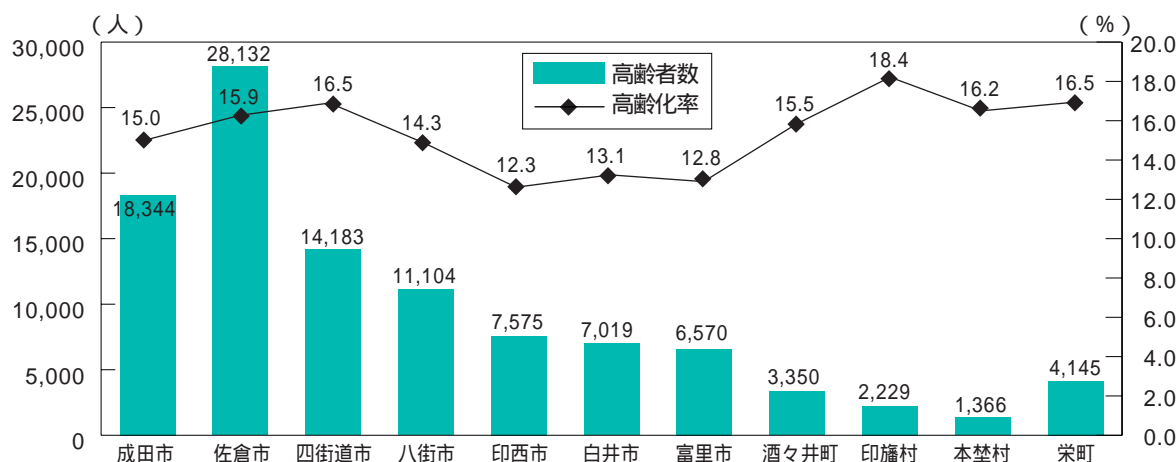
寝たきりや一人暮らし老人の支援及び介護者の負担軽減のために、ホームヘルパーの派遣、配食サービス、緊急通報装置設置、SOSネットワーク等を行い、介護サービスの充実を図ります。また、寝たきり等の要介護老人の家族を支援するための事業の充実を図ります。

圏域の高齢者数・高齢化率の推移



資料：千葉県「昭和50～平成12年：国勢調査（10月1日）、平成17年：千葉県年齢別・町丁字別人口（4月1日）」

市町村別の高齢者数・高齢化率（H17）



資料：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」

市町村別の老人医療費給付状況（H15年度）

	受給者数	受診件数	給付額(千円)	受診率
成田市	11,340	188,508	5,732,769	138.5%
佐倉市	15,132	272,316	7,950,036	150.0%
四街道市	7,000	116,031	3,619,715	138.1%
八街市	6,328	104,248	2,985,125	137.3%
印西市	4,599	77,922	2,550,642	141.2%
白井市	3,587	58,505	2,057,358	135.9%
富里市	3,834	59,878	1,870,005	130.1%
酒々井町	1,772	30,196	898,170	142.0%
印旛村	1,483	23,826	753,903	133.9%
本埜村	891	14,604	457,024	136.6%
栄町	2,592	42,732	1,252,204	137.4%
圏域計	58,558	988,766	30,126,951	140.7%
千葉県計	573,242	9,761,548	299,364,767	141.9%

注1：受給者数は3月から翌年2月までの各月末の平均値。

注2：受診率 = $\frac{\text{医科・歯科の受診件数}}{\text{受給者数}} \div 12 \times 100$

資料：千葉県統計年鑑

介護保険の状況（要介護・要支援認定者数）（H17年3月末現在）

	受給者計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
成田市	2,192	335	696	331	305	289	236
佐倉市	4,057	481	1,366	677	546	516	471
四街道市	1,546	151	528	244	221	237	165
八街市	1,484	223	524	181	193	197	166
印西市	1,006	109	364	158	149	116	110
白井市	934	27	274	213	143	151	126
富里市	796	157	195	118	127	120	79
酒々井町	387	51	137	52	63	43	41
印旛村	258	38	77	37	43	35	28
本埜村	183	45	54	22	29	16	17
栄町	525	49	164	70	72	103	67
圏域計	13,368	1,666	4,379	2,103	1,891	1,823	1,506
千葉県計	135,983	18,358	43,792	20,975	18,663	18,628	15,567
シェア(%)	9.8	9.1	10.0	10.0	10.1	9.8	9.7

資料：厚生労働省

3. 障害者福祉の推進

3-1 現状と課題

社会環境の変化等に伴い、身体障害者や知的障害者といった心身に障害を抱える人の数は年々増加傾向にあり、高齢者にも重度の障害をもった人が増えています。これら心身に障害を持つ人にとって、不自由なく社会生活をおくることは極めて困難であり、その家族の精神的・経済的負担も大きいものがあります。障害者を取り巻く環境は、障害者自身の高齢化・重度化とともに、核家族化や介護者の高齢化により、家庭介護機能の低下が生じています。

このような状況に対応するため、障害の発生予防・早期発見から早期治療、機能回復訓練に至る連携やその体制を整備することが重要です。そして、障害者への相談・指導体制の充実、在宅サービスの充実、援護施設の整備・拡充等の諸施策を推進していく必要があります。

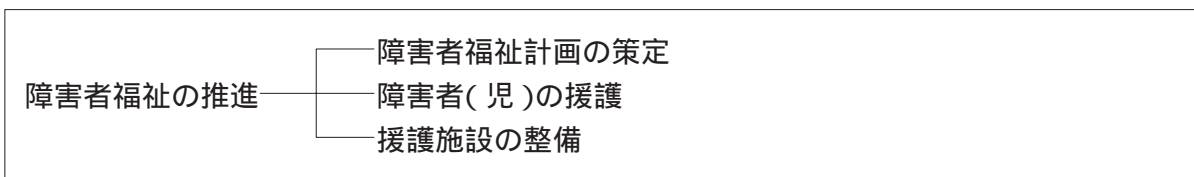
また、障害者の社会参加と社会的自立を図るため、それを支える就労機会の拡大、社会活動の受け皿づくり等を促進していく必要があります。

3-2 基本方針

障害者が、地域社会の一員として希望をもって生活できるような環境づくりを進めます。

障害者福祉計画に基づき、一貫した方針のもとで、サービスの充実、施設の整備・拡充等の諸施策を実施します。

3-3 施策の体系



3-4 主な施策

1) 障害者福祉計画の策定

障害者福祉計画を策定し、一貫した方針のもとで、障害者の援護、在宅福祉サービスの充実、援護施設の整備・拡充等の諸施策を実施します。

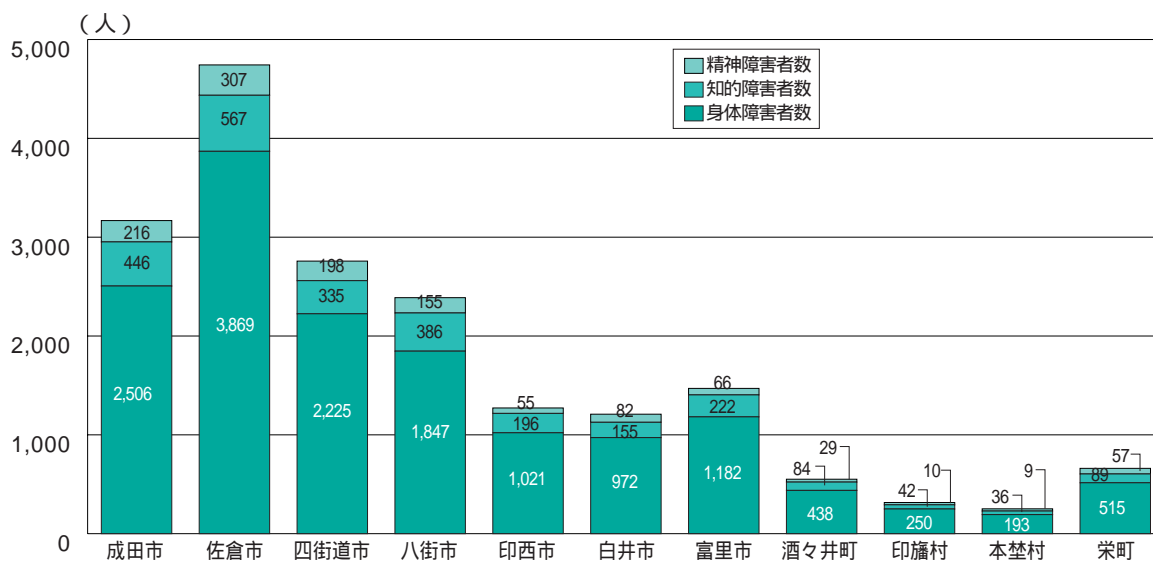
2) 障害者(児)の援護

母子健康管理や生活習慣病予防等の健康管理対策の充実により、障害の発生予防と早期発見・早期治療に努めます。機能回復訓練や生活適応指導等の援護活動により、障害者が社会参加できる環境づくりを推進するとともに、各種助成の拡充を図り、安定した生活が送れるよう努めます。在宅障害者に対する在宅サービスの充実を図ります。

3) 援護施設の整備

障害者が地域社会の一員として日常生活が円滑に営めるよう、障害者の通所施設や福祉作業所等援護施設など各種（更生・授産等）施設の整備の充実に努めます。

市町村別の障害者の状況（H16年度）



資料：千葉県「社会福祉行政の概要」

4. 児童福祉の推進

4-1 現状と課題

核家族化の進行や女性の社会進出によって、児童の保育需要は複雑化・多様化していく傾向にあります。また、近年は、児童虐待といった家庭環境上の問題も急増し、社会問題化しています。このような状況を背景として、家庭、地域、学校、行政が一体となって児童の健全育成に取り組むことが重要な課題となっています。

本圏域の保育所数は、公立41箇所、私立24箇所の計65箇所あり、各市町村に1箇所以上整備されています。社会動向としては少子化が進んでいますが、本圏域では宅地開発等に伴う人口増加率が高いこと、女性の社会進出が進んでいることから、各地域での人口動向を考慮し、保育所を整備することが必要となります。

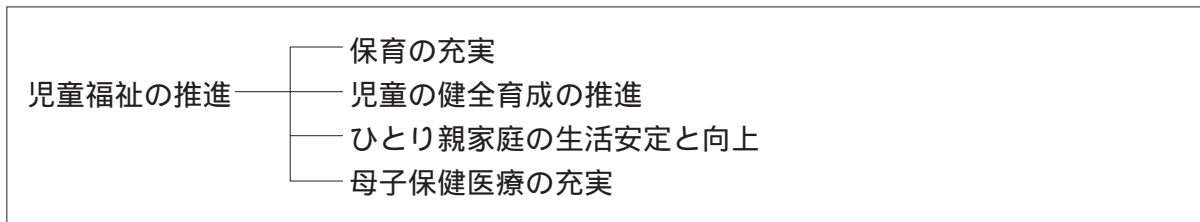
ひとり親家庭については、一般に社会的・経済的に不安定な状況にあり、就労や家事等の本人自身の問題の上に、児童の養育等についての悩みや孤立感などを抱えていることが多い傾向にあります。そのため、これらひとり親家庭への相談・援助の強化や児童ホームの整備、各種手当の充実等を推進していく必要があります。

4-2 基本方針

家庭や地域社会が一体となって、子育てのしやすい環境づくりを進めます。

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、各種施策の充実に努めます。

4-3 施策の体系



4-4 主な施策

1) 保育の充実

要保育児童の動向や多様な保育需要に対応できるよう、地域の状況に即した保育の充実に努めます。

2) 児童の健全育成の推進

相談機能、放課後児童対策の充実や児童センター等の育成施設の整備などにより、地域で子育てを支援し、児童に望ましい環境づくりを推進します。また、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、その自立を支援する施設や施策の充実を図ります。

3) ひとり親家庭の生活安定と向上

ひとり親家庭の生活安定、経済的自立と児童の健全な育成を図るため、相談・援助体制の強化や各種手当・貸付資金制度の充実に努めます。

4) 母子保健医療の充実

母子保健事業、予防接種、医療費助成等、乳幼児に対する保健医療の充実を図ります。

市町村別の保育所設置状況（H16年度）

	保育所数			定員		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計
成田市	12	7	19	1,280	547	1,827
佐倉市	8	6	14	850	372	1,222
四街道市	2	4	6	240	330	570
八街市	6	-	6	770	-	770
印西市	6	1	7	690	60	750
白井市	3	2	5	400	120	520
富里市	1	2	3	90	330	420
酒々井町	2	-	2	180	-	180
印旛村	-	1	1	-	120	120
本埜村	1	-	1	120	-	120
栄町	-	1	1	-	150	150
圏域計	41	24	65	4,620	2,029	6,649
千葉県計	461	211	672	47,709	19,831	67,540
シェア(%)	8.9	11.4	9.7	9.7	10.2	9.8

資料：千葉県統計年鑑

圏域の母子家庭数・寡婦数

	母子家庭数(戸)			寡婦数(人)		
	14年度	15年度	16年度	14年度	15年度	16年度
圏域計	4,158	4,492	4,750	2,996	3,150	3,190
千葉県計	32,968	35,218	36,480	32,596	33,202	33,349
シェア(%)	12.6	12.8	13.0	9.2	9.5	9.6

資料：千葉県各健康福祉センター

第2節 保健・医療体制の充実

第2節 保健・医療体制の充実	1. 保健衛生の充実
	2. 医療体制の充実

1. 保健衛生の充実

1-1 現状と課題

心身ともに健康な生活を営むことは、豊かで生きがいのある人生を送るための必要不可欠な条件です。食生活の向上、医療技術の進歩等により、平均寿命は年々高くなっている反面、生活習慣病、精神的ストレス等が増えており、保健サービスの需要が高まっています。そのため、各市町村では、より地域に密着した健康づくりを推進していく必要があります。

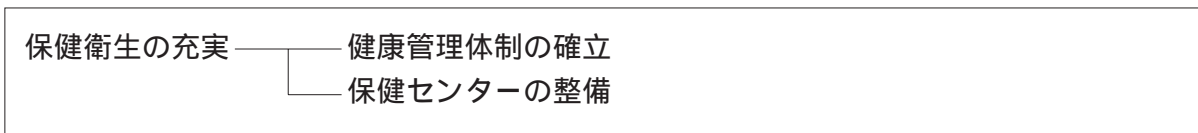
保健センター等では、健康診断、健康相談、健康教育、予防接種等の業務を実施し、保健サービスの向上に努めています。

今後は、一人ひとりの自発的な健康管理意識の高揚と地域保健活動の拠点である保健センターの整備、マンパワーの確保が望まれます。

1-2 基本方針

圏民の健康維持・増進を目標に医療と福祉の連携を深めながら、総合的な保健事業を推進します。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 健康管理体制の確立

健康日本21の市町村版を作成し、それに基づき圏民の計画的な健康管理を実施します。圏民の健康管理のために、各医療機関との密接な連携のもとに、母子保健、老人保健を中心に総合的な予防対策や健康管理対策を進めます。健康に関するイベントなどにより、健康づくりに関する関心を向上させ、知識の普及に努めます。

2) 保健センターの整備

圏民の健康づくりを推進させる拠点施設として、保健センターの維持及び機能の充実を図ります。圏民の保健衛生水準の向上を図るため保健師をはじめとする保健衛生専門職員の確保に努めます。

圏域の市町村別出生・死亡状況（平成16年）

	出 生		死 亡	
	実 数	率(人口千対)	実 数	率(人口千対)
成 田 市	1,296	10.7	843	7.0
佐 倉 市	1,317	7.6	1,075	6.2
四街道市	658	7.9	532	6.4
八 街 市	604	8.0	545	7.2
印 西 市	382	6.4	338	5.6
白 井 市	414	7.8	293	5.5
富 里 市	388	7.6	350	6.8
酒々井町	161	7.6	151	7.2
印 旛 村	90	7.2	82	6.5
本 埜 村	63	7.7	62	7.5
栄 町	130	5.3	187	7.6
圏 域 計	5,503	7.6	4,458	6.7
県 計	52,983	8.9	41,641	6.8
全 国 計	1,110,721	8.7	1,028,602	8.1

資料：千葉県各健康福祉センター

圏域の死因

(死亡率は人口10万人に対して)

平 成 16 年				
死 因	圏 域		千葉県 死亡率	全 国 死亡率
	死亡実数	死亡率		
悪 性 新 生 物	1,320	199.5	224.4	253.9
心 疾 患	736	111.1	115.2	126.4
脳 血 管 疾 患	636	80.9	87.3	102.2
肺 炎	367	55.5	61.4	75.7
その他の呼吸器系の疾患	154	23.3	-	-
不 慮 の 事 故	148	22.4	24.6	30.2
自 殺	128	19.3	20.6	24.0
老 衰	103	16.6	17.5	19.1
腎 不 全	91	13.8	11.2	15.1
その他の消化器系の疾患	65	9.8	-	-

資料：千葉県各健康福祉センター

2. 医療体制の充実

2-1 現状と課題

本圏域には病院26、一般診療所348、歯科診療所304か所があり、医療水準は高くなってきていますが(平成15年度)千葉県及び全国の平均水準よりも下回っています。

一方、本圏域においては、ガン、心臓病、脳卒中等、生活習慣病による死亡率はかなり高い状況にあり、その予防対策は重要性を増しています。また、高齢化や疾病の複雑化等により医療需要は増加し、高度化していくものと見込まれます。

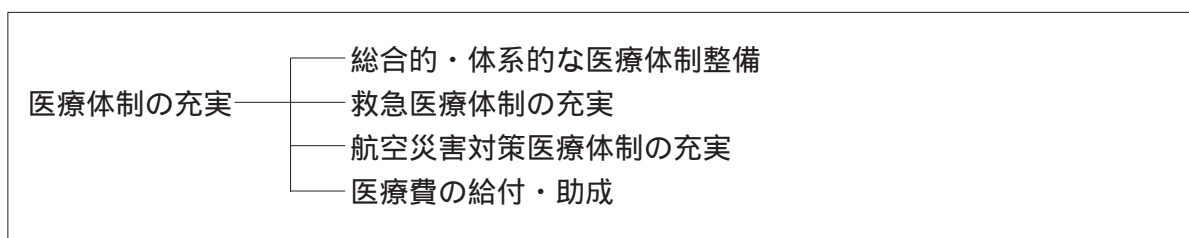
このように多様化・高度化する医療需要に対応し、全ての圏民が適切かつ十分な医療サービスを受けられるよう、医療機関相互の連携と協力のもとに地域医療体制及び救急医療体制の整備を図る必要があります。また、医療の高度化に伴う医療費の増加に対応するために、今後とも高齢者・乳幼児等に対する医療費の給付、助成を行っていく必要があります。

なお、本圏域は国際空港を抱えている特殊性から、航空機事故発生の際の医療救護体制の整備及び防疫体制の強化を図っていく必要があります。

2-2 基本方針

適切かつ十分な医療を受けられるように、関係機関との連携・協力のもと、総合的・体系的な地域医療体制及び救急医療体制の整備に努めます。

2-3 施策の体系



2-4 主な施策

1) 総合的・体系的な医療体制整備

人口増加に伴う医療需要の増大と多様化に対応し、医療水準の向上に努めるとともに、高度医療サービスの供給体制の確立に努めます。

2) 救急医療体制の充実

救急患者が迅速、かつ的確な治療を受けられるよう二次救急医療体制(病院群輪番制方式)の充実を図ります。また、安心して子育てができるよう小児救急医療体制(15歳以下対象・輪番制方式)についても充実を図ります。

3) 航空災害対策医療体制の充実

国際空港を圏域内にもつ特殊性から、航空機事故発生に備え、医療救護体制の整備促進を図るとともに、防疫体制についても強化を図ります。

4) 医療費の給付・助成

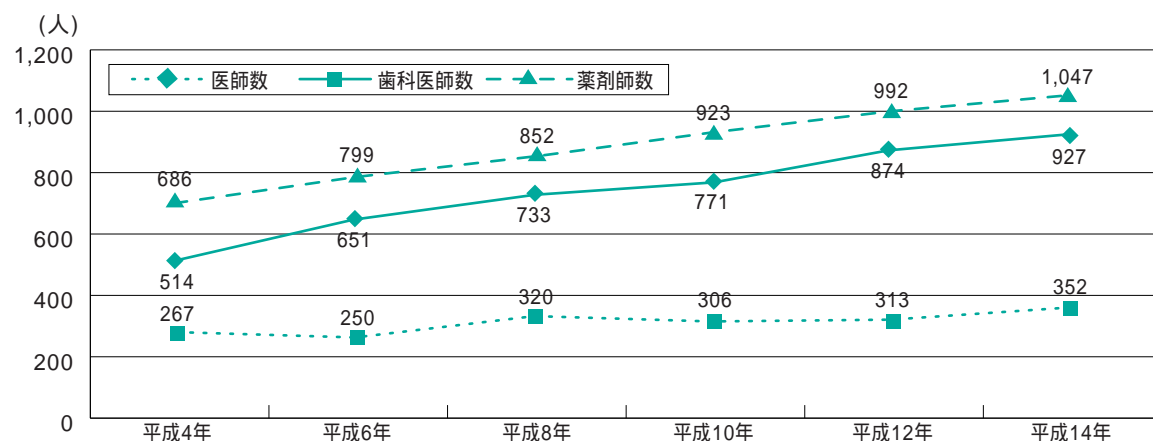
高齢者、乳幼児、難病者等が安心して医療を受けられるよう、医療費の助成等の充実に努めます。

医療施設・病床数の推移（各年10月1日現在）

	平成元年	平成6年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	増減率(%)
病院数	25	27	27	27	27	27	26	3.7
病院病床数	4,809	5,852	5,981	6,129	6,108	6,108	6,098	0.2
一般診療所	211	280	343	337	342	347	348	0.3
診療所病床数	650	683	689	695	677	634	593	6.5
歯科診療所数	171	218	276	279	284	294	304	3.4

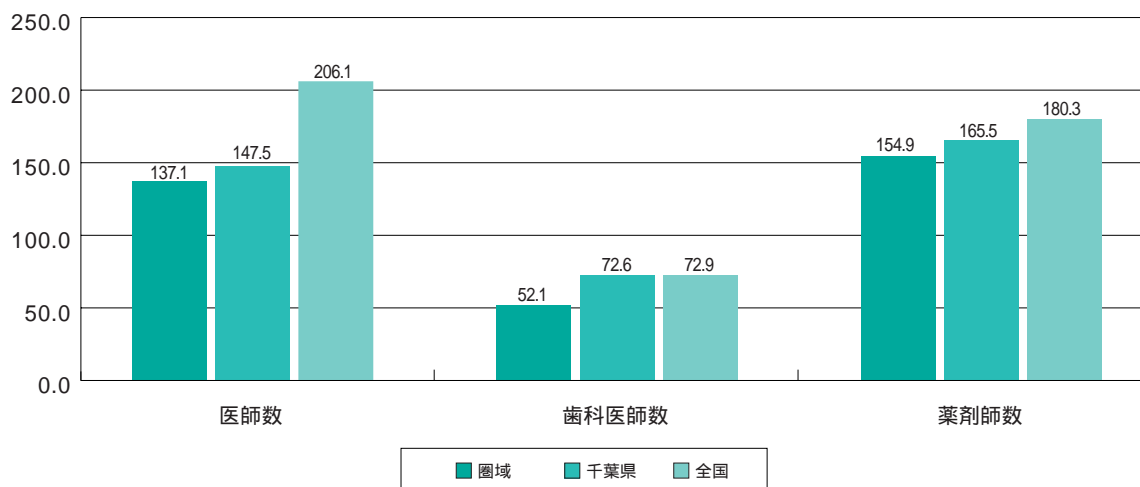
資料：千葉県統計年鑑

医師・歯科医師・薬剤師の推移



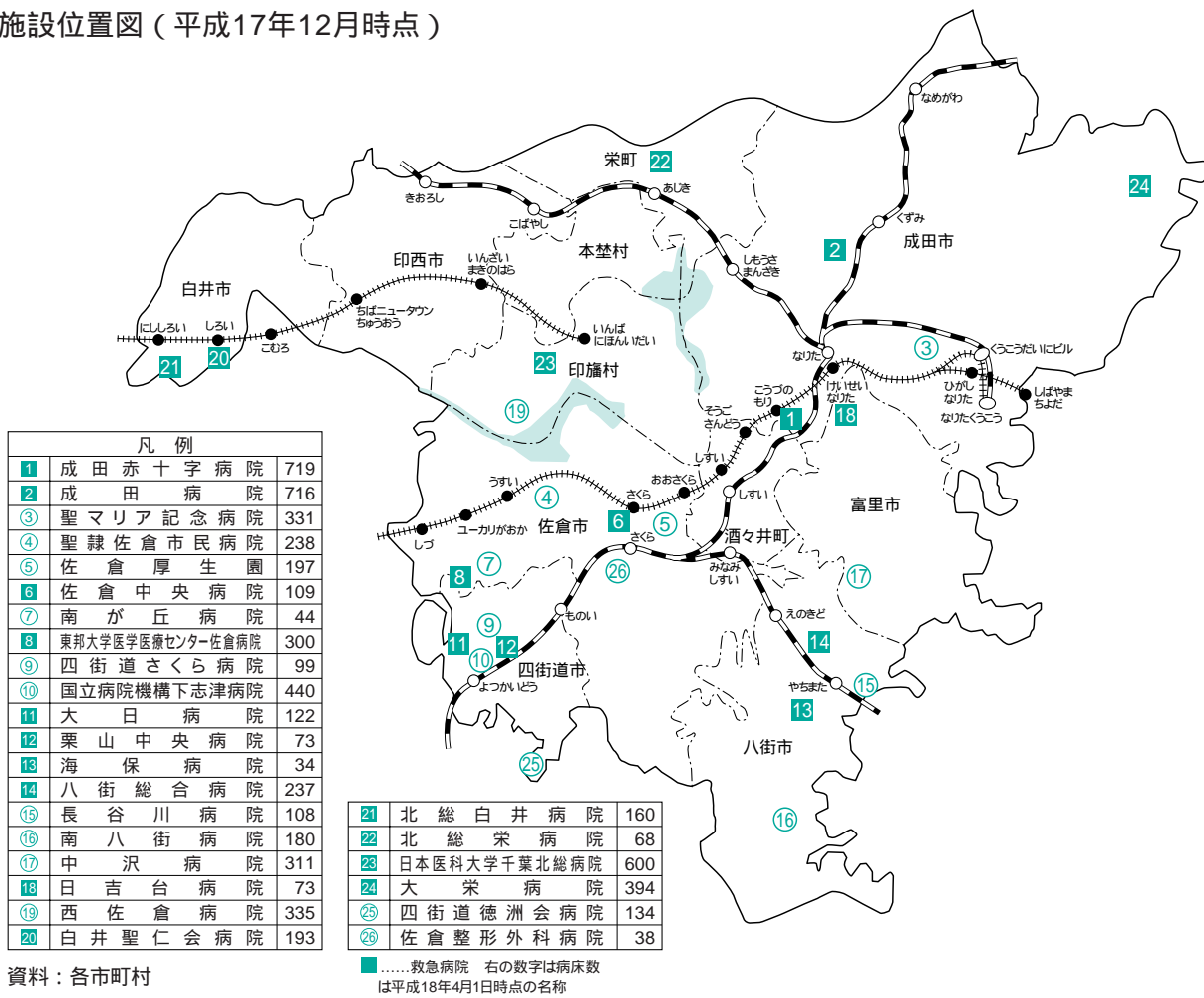
資料：千葉県

人口10万人あたり医療水準（H14）

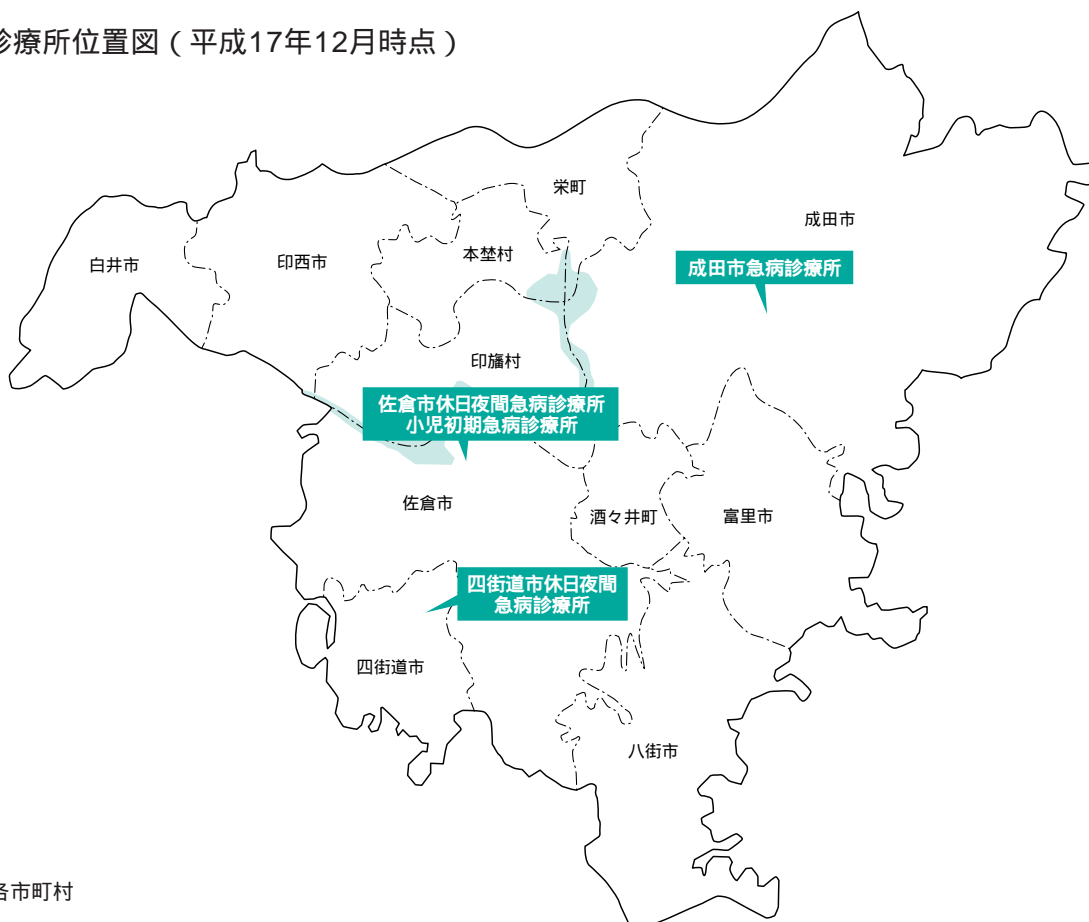


資料：千葉県

医療施設位置図（平成17年12月時点）



急病診療所位置図（平成17年12月時点）



心豊かな人材を育む、文化の香り高い圏域づくり

第1節 実り豊かな教育の推進

第1節 実り豊かな教育の推進	1. 学校教育の充実
	2. 生涯学習の推進

1. 学校教育の充実

1-1 現状と課題

1) 幼児教育

圏域内には68の幼稚園があり、3～5歳児を中心に約1万1千人が就園しています(平成17年度)。

幼児期における適切な生活習慣の指導や幼児教育は、人間形成上において極めて重要であり、今後とも家庭と幼稚園の連携のもとに、幼児教育を充実させていく必要があります。

2) 義務教育

本圏域には、小学校が119、中学校が51校ありそれぞれ約4万人、約2万人が就学しています。近年の男女の晩婚化や非婚化、少子化に伴い児童数は減少しています。施設面においては、耐震性を確保し、地域や時代に調和した校舎等や、教育用コンピュータ等の施設・設備整備を促進する必要があります。また教育内容では、地域特性を活かした学校づくりを進め、地域を愛し、平和を愛する人間性豊かな児童・生徒の健全育成を図ることが大切です。また、国際化・情報化など変化の激しい時代に対応できるよう、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、感性と想像力豊かな人材の育成を行う必要があります。

3) 高校・大学教育

圏域内には19の高等学校の他、各種専修学校、養護学校があり、また短期大学が1校、愛国学園大学・順天堂大学・東京電機大学・東京基督教大学・敬愛大学(国際学部)の4年制大学があります。

今後とも、身近な教育機会の整備・拡充、若者の地元定着、人材の確保、地域産業構造を再構築する牽引力等の観点から、積極的に高等教育機関を整備・誘致していく必要があります。さらに、高度情報化社会や国際化に対応したカリキュラムの充実を図ることも課題です。

4) 青少年の健全育成

近年、核家族化、少子化、都市化さらには、国際化、高齢化、情報化等青少年を取り巻く社会環境の変化が急速に進み、物質的豊かさや生活の便利さが実現される中で、青少年の心の豊かさやたくましく生きる力が失われがちであると言われてしています。また、家庭や地域社会の教育力の低下も指摘されています。

このことから、青少年を取り巻く社会環境を整え、家庭、学校及び地域社会が一体となって、次世代を担う人材を心身ともに健やかに育てていくことは極めて重要です。

このため、広範な圏民の協力を得ながら青少年の健全育成に総合的に取り組んでいかなければなりません。

1-2 基本方針

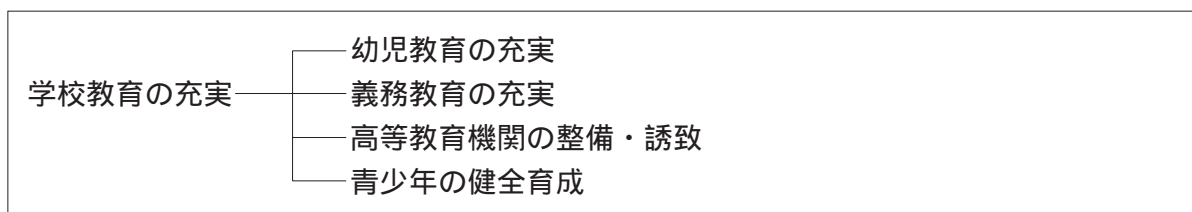
家庭と幼稚園の連携により、幼児教育の充実を図ります。

義務教育においては、学校施設の整備と教育内容の充実を図ります。国際化社会、情報社会に対応したカリキュラムや施設・設備の充実を図ります。

高等教育機関の整備・誘致を積極的に進めていきます。

家庭、学校及び地域社会が一体となって、次世代を担う人材を心身ともに健やかに育てます。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 幼児教育の充実

家庭と幼稚園の連携により、幼児教育の充実を図ります。

2) 義務教育の充実

児童、生徒数の動向を考慮しながら、学校施設整備を計画的に推進し、教育環境の整備に努めます。ITを利用した情報教育、国際化に対応した英語教育など変化の激しい時代に対応できるよう、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、感性と想像力豊かな人材の育成を行います。

3) 高等教育機関の整備・誘致

今後とも、身近な教育機会の整備・拡充、若者の地元定着、人材の確保、地域産業構造を再構築する牽引力等の観点から、積極的に高等教育機関を整備・誘致していきます。

4) 青少年の健全育成

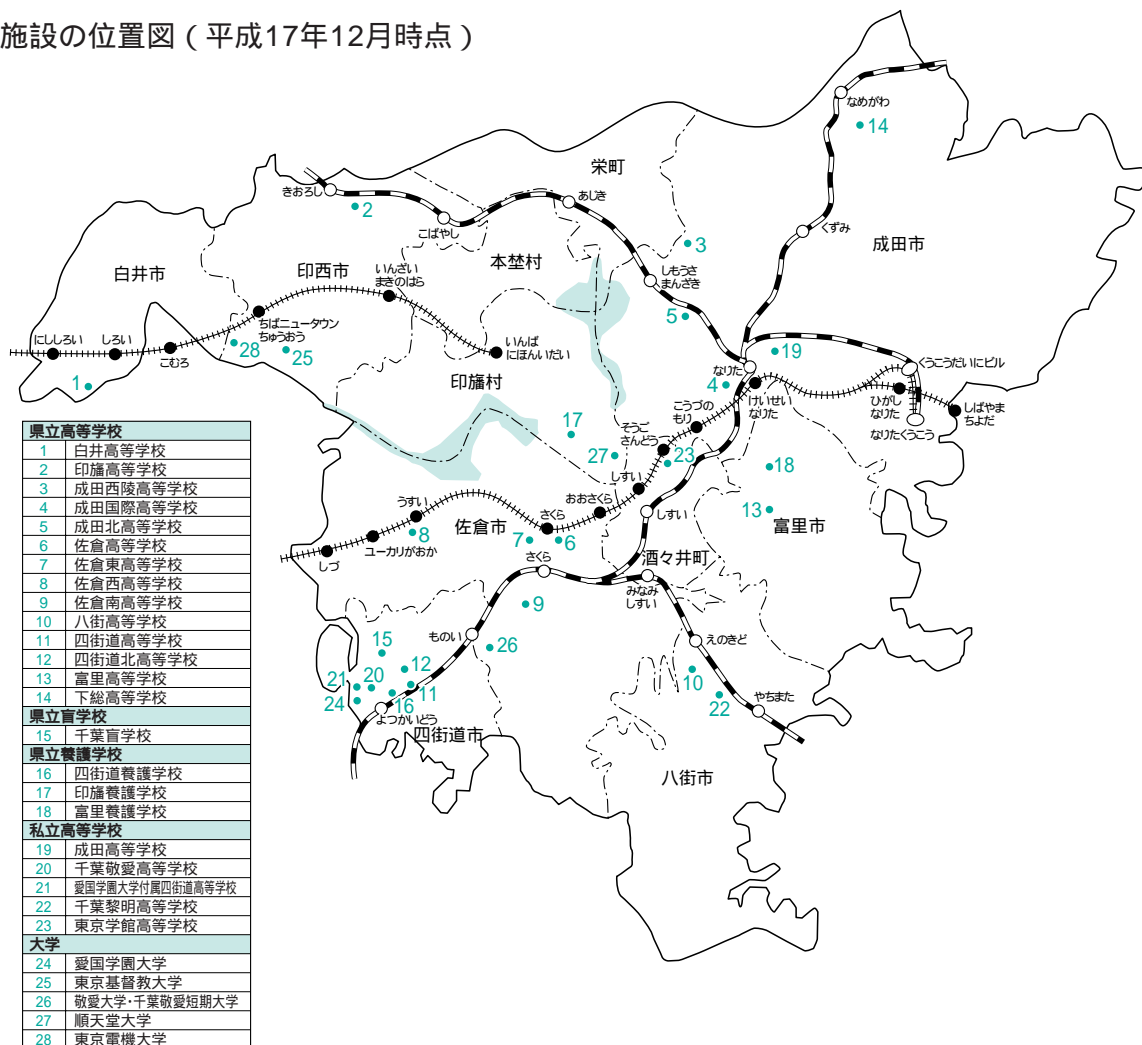
青少年健全育成のため家庭、学校、地域社会の連携を深め、関係団体の育成強化と活動の充実に努め、青少年健全育成のための体制の充実を図ります。

幼稚園・学校の施設数・園児生徒数（H17年度）

	幼稚園・学校施設数				幼稚園園児数・学校生徒数			
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
成田市	10	30	11	5	2,091	6,809	3,475	3,913
佐倉市	13	23	11	4	2,752	9,186	4,396	3,359
四街道市	9	12	5	4	1,638	4,846	2,150	3,321
八街市	7	9	4	2	1,061	5,107	2,868	1,674
印西市	10	13	6	1	1,241	3,919	2,480	420
白井市	6	9	5	1	939	3,327	1,643	1,061
富里市	6	8	3	1	600	2,826	1,434	835
酒々井町	2	2	1	1	261	945	481	1,142
印旛村	2	4	1	0	162	828	313	0
本埜村	1	3	2	0	210	786	339	0
栄町	2	6	2	0	321	1,151	692	0
圏域計	68	119	51	19	11,276	39,730	20,271	15,725
千葉県計	600	859	406	200	99,109	336,003	161,783	154,573
シェア(%)	11.3	13.9	12.6	9.5	11.4	11.8	12.5	10.2

資料：学校基本調査結果報告書

学校施設の位置図（平成17年12月時点）



資料：千葉県、各市町村

2. 生涯学習の推進

2-1 現状と課題

近年の価値観の多様化、余暇時間の増大や社会知識の吸収意欲の向上、高齢者の生きがい向上等から生涯学習に対する需要は年々高まりを見せており、この傾向は今後もさらに大きくなると予想されます。そこで、ライフステージに対応した学習機会の提供に努め、誰もが、いつでも、自由に学習できる、一貫した生涯学習の環境整備が求められています。

圏域内の社会教育施設としては、千葉県内でも有数の蔵書数をもつ成田市立図書館をはじめとして、各市町村に図書館や公民館が整備されています。これらの図書館・公民館活動をはじめとする社会教育活動は、生涯学習社会を形成していく上で必要不可欠であり、今後とも積極的に推進していく必要があります。

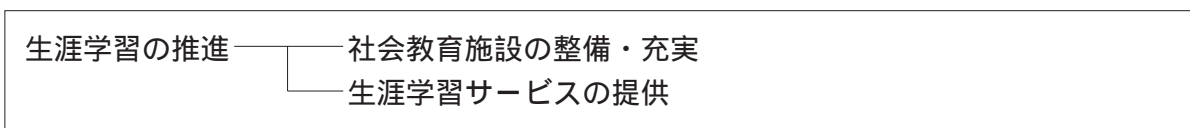
今後は、国際化・情報化等の社会的動向や圏民ニーズを反映した生涯学習サービスを提供していくことが必要とされます。また、学習の成果を地域活動に活かせるような体制づくりを進めることも望まれます。

2-2 基本方針

誰もが、いつでも自由に学習できる生涯学習社会の形成を進めます。

社会教育施設の整備・充実を図るとともに、社会的動向や圏民ニーズを反映した、生涯学習サービスの提供を行います。

2-3 施策の体系



2-4 主な施策

1) 社会教育施設の整備・充実

生涯学習センター、公民館や図書館など社会教育施設については、既存施設の充実を図るほか、圏民の生涯学習ニーズに対応した整備を図ります。また、学校施設の開放を促し、社会教育の場として積極的に活用します。

2) 生涯学習サービスの提供

市民大学講座、公民館講座、図書館事業など、生涯学習サービスを積極的に提供するとともに、青少年から高齢者までの、各世代に応じた学習機会の拡充を図ります。

圏域内の図書館の状況（H16年度）

	総 数	うち郷土図書数	うち児童図書数	人口1人当り冊数
成 田 市	604,982	16,843	230,620	7.39
佐 倉 市	541,940	16,540	182,799	3.66
四 街 道 市	271,452	4,029	72,255	3.25
八 街 市	258,009	5,697	52,183	3.32
印 西 市	390,942	9,388	114,241	6.40
白 井 市	455,221	3,784	113,885	9.00
富 里 市	102,100	21,156	21,519	1.99
酒 々 井 町	42,033	158	10,834	2.00
印 旛 村	31,980	455	8,878	2.68
本 埜 村	14,382	192	5,692	2.64
栄 町	50,010	228	16,638	1.99
(財)成田山仏教図書館	312,239	-	-	-
圏 域 計	3,075,290	78,470	829,544	4.51
千 葉 県 計	13,667,698	582,281	3,752,384	3.23
シ ェ ア (%)	22.5	13.5	22.1	-

資料：千葉県の図書館

第2節 歴史・文化の保全と活用

第2節 歴史・文化の保全と活用

1. 歴史・文化の保全と活用

1. 歴史・文化の保全と活用

1-1 現状と課題

1) 地域文化

余暇時間の増大や生活水準の向上を背景として、圏民の文化への関心が高まり、文化・芸術活動への積極的な参加が増えてきています。

圏域の文化施設には、国立歴史民俗博物館、県立房総のむらをはじめとし、各市町村に文化会館、美術館、音楽ホール、歴史民俗資料館等があり、各種展示会や講座等が開催されています。

生活様式の高度化や余暇の拡大に伴い、圏民の文化的欲求が高まってきている中、文化活動の一層の充実・拡大を図るために、文化・芸術活動への参加や発表の場となり得る文化施設の拡充、高度な芸術・文化を鑑賞する機会の充実、地域の歴史・伝統に根ざした特色ある文化・芸術に関する団体及び指導者の育成、文化交流機会の増大等を図り、誇りの持てる文化圏を創造していく必要があります。

2) 文化財

本圏域は印旛沼を中心とした豊かな水と緑のもと、独自の歴史と文化が育まれた地域であり、圏域内に多くの歴史的遺産(文化財)を有しています。

今後は、近年の生活様式の変化や大規模開発等により失われつつある伝統ある有形・無形文化財を保護し、次代へ継承していく必要があるとともに、これらを有効に活用していくことも重要な課題です。

1-2 基本方針

文化施設の整備・拡充を図るとともに、文化・芸術活動への参加機会の拡大を推進します。文化財を中心とする地域の伝統文化の保存、継承に努めます。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 地域文化の創造

本圏域における芸術鑑賞、文化活動の拠点として各地域における文化施設の整備を推進します。また、すぐれた芸術文化に接する機会の拡大に努めるとともに、文化・芸術に関する団体及び指導者を育成・支援し、文化・芸術活動への参加機会の拡大を推進します。

2) 文化財の保護・活用

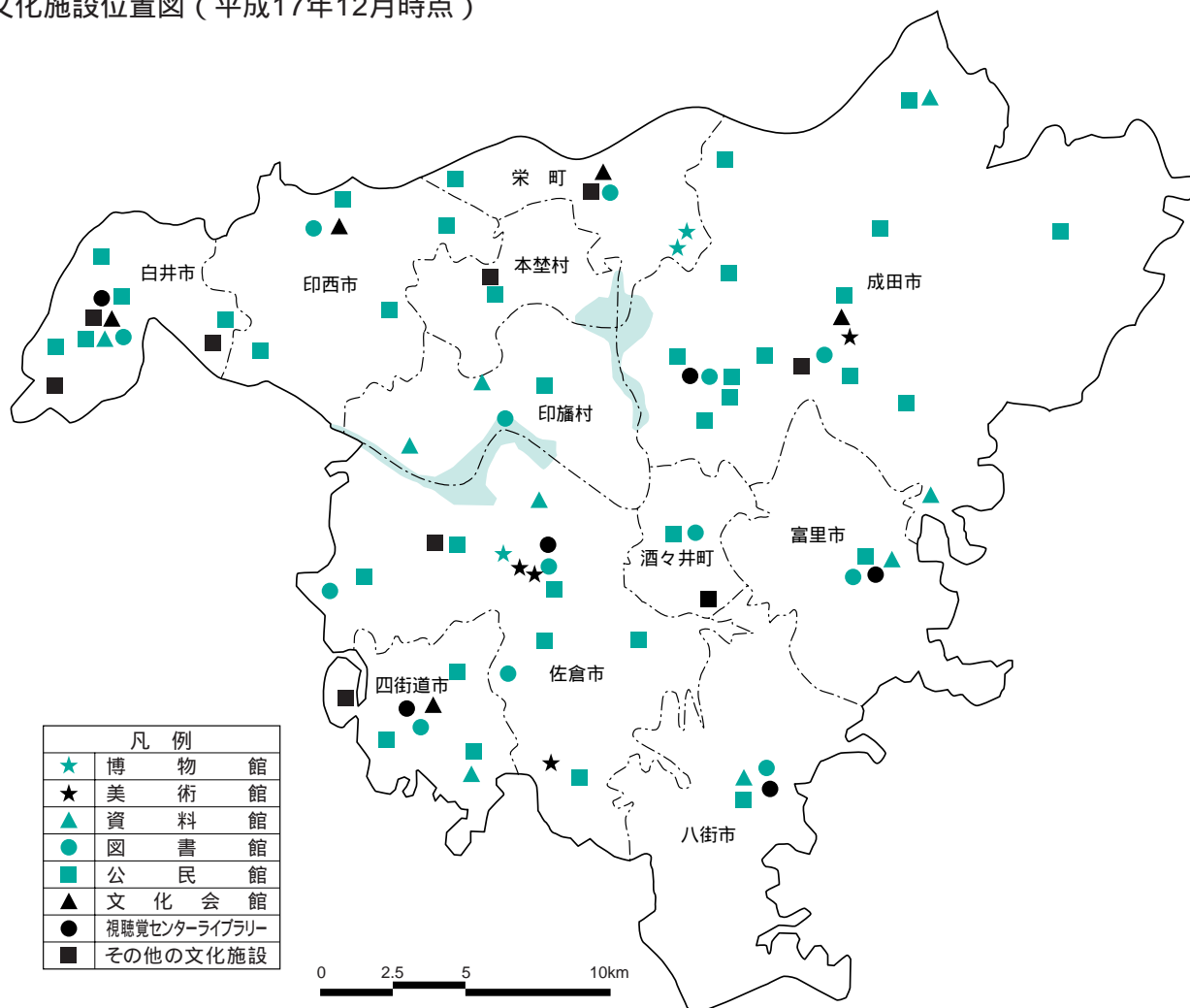
圏域の財産としての有形・無形文化財を後世に残していくために、その保護及び活用を推進します。

圏域内の文化施設の状況（H15年）

	成 田 市	佐 倉 市	四 街 道 市	八 街 市	印 西 市	白 井 市	富 里 市	酒 々 井 町	印 旛 村	本 埜 村	栄 町	圏 域 計
博 物 館		1									2	3
美 術 館	1	3										4
資 料 館	2	1	1	1		1			2			8
図 書 館	1 (13)	3 (2) [4]	1	1	1 (4)	1 (1)	1	1	1		[1] [1]	11 (20) [6]
公 民 館	13	6	3	1	4	6	1	1	1	1	1	38
文 化 会 館	1		1		1	1					1	5
視聴覚センターライブラリー	1	1	1	1	1	1	1					7
その他の文化施設	2	1	1			1		2		2	1	10

注：図書館欄の()内は移動図書館及び分館、[]内は図書室
資料：市町村公共施設状況調査結果表

文化施設位置図（平成17年12月時点）



資料：各市町村

圏域内の文化財の状況（平成17年）

	国 指 定								県 指 定										
	国 宝	重 要 文 化 財	文 化 財	重 要 無 形 財	民 俗 文 化 財	重 要 無 形 財	史 跡	特 別 天 然 記 念 物	天 然 記 念 物	選 択	有 形 文 化 財	無 形 文 化 財	民 俗 文 化 財	有 形	民 俗 文 化 財	無 形	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物
成 田 市		6							1	18		3	2	3				2	
佐 倉 市										8	1	1	1	5				1	
四街道市																			
八 街 市																			
印 西 市		2							1	3			3					1	
白 井 市		1								1			1	1					
富 里 市										1				2					
酒々井町						1				5			1					1	
印 旛 村		2								2									
本 埜 村		1								3		1	1					1	
栄 町		1				2				2									
圏 域 計	0	13	0	0	3	0	0	2	2	43	1	5	9	11	0		6	0	

資料：千葉県

第3節 スポーツ・レクリエーションの振興

第3節 スポーツ・レクリエーションの振興 1. スポーツ・レクリエーションの振興

1. スポーツ・レクリエーションの振興

1-1 現状と課題

余暇時間の増大や高齢社会の進展に加え、自然志向の高まり、社会の複雑化によるストレスの増加あるいは健康への関心の高まり等に伴い、スポーツ・レクリエーション活動に対する欲求が高まってきており、その内容も多様化してきています。そのため、誰もが気軽に参加できる軽スポーツやレクリエーションへの積極的な取り組みがより一層必要とされています。

本圏域では今まで、スポーツ・レクリエーションの普及を図るため、体育館・運動広場・野球場等の施設整備や学校教育施設の一般開放、印旛沼自転車道の整備、スポーツ団体の育成、指導者の養成等を進めてきました。

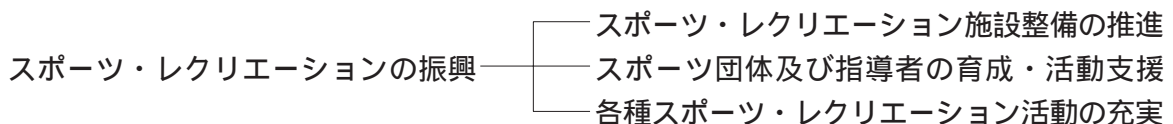
今後は、これらをもとに、競技スポーツの充実を図るとともに、軽スポーツやレクリエーションに対する施設整備やサービス向上などに積極的に取り組み、圏民の誰もが、気軽に参加し楽しむことのできる体制整備を推進していくことが重要です。

1-2 基本方針

圏民が気軽に参加できるよう、運動公園の整備や各種スポーツ教室、スポーツ大会の開催等を推進します。

スポーツ団体や指導者の育成に積極的に取り組みます。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) スポーツ・レクリエーション施設整備の推進

圏民が気軽に参加できるような、運動公園やサイクリングロードの整備を推進します。

2) スポーツ団体及び指導者の育成・活動支援

圏民の自主的な活動を促進させるため、各種スポーツ団体及びレクリエーション団体の育成に努めるとともに、活動を支援します。さらに、指導者の養成・確保に努め、人材派遣等有効活用を図ります。

3) 各種スポーツ・レクリエーション活動の充実

圏民がいつでも、誰でも楽しめる軽スポーツ等レクリエーション活動の推進・普及に努めます。

ロードレース、駅伝大会等既存のスポーツ大会の一層の充実を図るとともに、全国レベルのスポーツ大会等の誘致に努め地域の活性化を促します。

圏域内の体育施設の状況（H15年）

	成 田 市	佐 倉 市	四 街 道 市	八 街 市	印 西 市	白 井 市	富 里 市	酒 々 井 町	印 旛 村	本 埜 村	栄 町	圏 域 計
体 育 館	4	2	1	1			1	1	2			12
陸上競技場	1	1	1		1	1				1		6
野 球 場	7	3	2	5	3		1	2	2	1		26
プ ー ル	5	2	3		1	1					1	13

資料：市町村公共施設状況調査結果表

圏域内の体育指導委員の状況

		成 田 市	佐 倉 市	四 街 道 市	八 街 市	印 西 市	白 井 市	富 里 市	酒 々 井 町	印 旛 村	本 埜 村	栄 町	圏 域 計	
合 計 人 数	男	31	12	9	9	10	9	11	9	12	4	7	123	
	女	15	18	9	7	10	6	4	4	6	2	4	85	
	計	46	30	18	16	20	15	15	13	18	6	11	208	
職業別人数 (H16年度)	教 員	男	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	5
		女	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	4
	公 務 員	男	5	0	1	0	1	1	2	1	3	0	3	17
		女	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	会 社 員	男	18	10	4	2	4	4	2	4	6	3	4	61
		女	4	1	0	3	0	1	0	0	1	0	2	12
	自 営	男	4	2	0	5	4	3	7	3	3	1	0	32
		女	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	無 職	男	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	4
		女	5	17	9	3	9	4	4	4	1	2	2	60
	そ の 他	男	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		女	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	6

資料：千葉県の社会体育

多彩な産業が集積する自立性の高い圏域づくり

第1節 農林水産業の振興

第1節 農林水産業の振興	1. 農業の振興
	2. 林業の振興
	3. 水産業の振興

1. 農業の振興

1-1 現状と課題

1) 耕種農業

本圏域は豊かな営農環境に恵まれ、八街市や富里市を中心に首都圏の農産物の供給地として発展してきました。しかし、産業構造の転換に伴う農業従事者の減少や、農産物の輸入自由化の影響、産地間競争の激化等により、農業をとりまく環境は厳しいものとなっており、本圏域の野菜・米を中心とした農業産出額も近年停滞しています。また、本圏域における農家戸数、農家人口とも減少を続け、営農者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、本圏域の農業は、今大きな転換期を迎えています。

今後は、ほ場の大区画化や機械化、遊休農地の利活用、出荷体制の合理化、共同利用施設の整備等によって効率的な農業経営を図っていくとともに、野菜の有機栽培やブランド化、近年急速に進展しているIT（情報通信技術）の活用等を進め、質の高い農産物を消費者にアピールし、市場の拡大を進めていくことが重要です。そのための場として、グリーン・ツーリズム等の観光農業の振興、消費者と生産者の交流の場となる農産物直売所などの施設整備を図ることが必要となります。また、後継者対策として、労働環境の改善や都市住民への農作業体験機会の提供等により、農業のイメージアップを図っていくことが必要とされます。

2) 畜産業

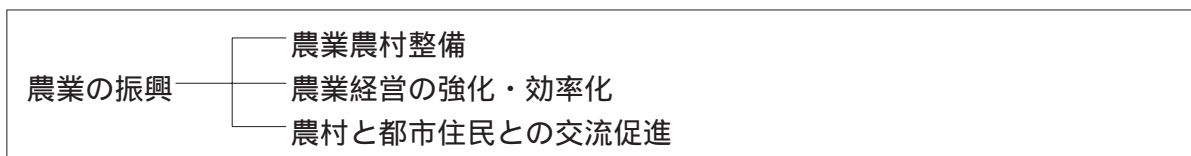
圏域の全体的な傾向として、個々の経営主の高齢化及び後継者不足による畜産業従事者の減少が見られます。また、住宅圏の拡大による環境問題や輸入畜産物の流通に伴う価格競争等、畜産業をとりまく環境は厳しさを増しています。

今後は環境問題に配慮しながら、安定した畜産業の発展を図っていく必要があります。

1-2 基本方針

農業生産基盤の整備や農村の生活環境基盤の整備を図り、農業農村整備を推進します。高付加価値農作物の生産や経営基盤の強化によって、農業経営の効率化を推進します。環境に配慮し、活力ある農村づくりを推進していきます。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 農業農村整備

ほ場の大区画化、かんがい排水路の整備、農道の整備など農業生産基盤の整備や、農村の生活環境基盤の整備を図り、生産性の高い農業の確立と活力ある経営体の育成、魅力ある農村環境の実現を図ります。

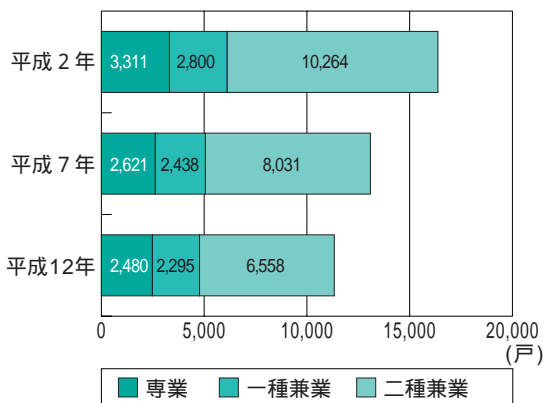
2) 農業経営の強化・効率化

高付加価値農産物の生産、ブランド化、遊休農地の利活用による経営規模の拡大、集出荷施設の整備や流通体制の強化、近年急速に進展しているIT（情報通信技術）の活用等により、効率的な農業経営を図っていきます。農業技術と経営能力を有する後継者の育成確保のため、就農促進のための制度等を活用するとともに、活力ある農村づくりによって農業のイメージアップを図っていきます。また、環境問題に配慮しながら、農業経営の安定した発展を図っていきます。

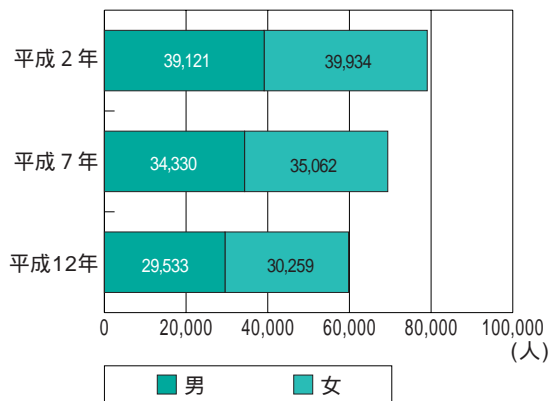
3) 農村と都市住民との交流促進

都市と農村の連携・交流を図りつつ、そのための場として、グリーン・ツーリズム等の観光農業の振興、市民農園の貸付、消費者と生産者の交流の場となる農産物直売所などの施設整備を図っていきます。

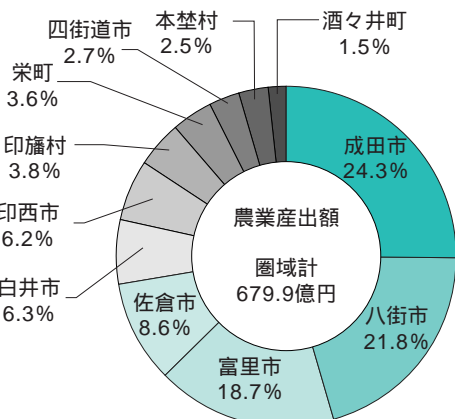
圏域内の農家戸数と農業人口の状況



(資料：農業センサス)



圏域内の市町村別農業産出額のシェア (H16)



資料：生産農業所得総計

圏域内の農業産出額の状況

	農業産出額(1,000万円)						部門構成(%)						
	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 15年	平成 16年	構成比 (%)	米	穀類・ いも類	野菜	果実	花卉	畜産	その他
成田市	1,940	1,919	1,737	1,783	1,651	24.3	28.0	30.2	25.0	1.0	1.3	13.9	0.7
佐倉市	750	658	618	690	583	8.6	34.2	13.5	33.9	0.4	6.7	9.6	1.7
四街道市	272	217	216	201	181	2.7	15.9	15.9	33.3	5.5	10.0	18.9	0.5
八街市	1,838	1,899	1,705	1,442	1,484	21.8	1.5	20.4	64.1	0.3	1.7	10.8	1.1
印西市	443	428	396	433	422	6.2	28.4	3.9	48.7	3.7	3.9	4.2	7.2
白井市	467	443	390	414	429	6.3	9.7	3.6	35.0	44.4	1.4	5.1	0.7
富里市	1,314	1,477	1,336	1,215	1,270	18.7	2.5	9.5	69.0	0.6	7.0	10.2	1.2
酒々井町	131	122	115	119	101	1.5	34.5	13.4	34.5	1.7	6.7	9.2	0.0
印旛村	329	305	275	310	261	3.8	57.4	8.1	24.5	0.6	3.2	5.8	0.3
本埜村	203	197	165	209	172	2.5	63.6	2.9	29.7	0.5	1.9	0.5	1.0
栄町	277	278	250	280	245	3.6	58.2	2.9	35.4	0.0	0.4	3.2	0.0
圏域計	7,961	7,943	7,203	7,096	6,799	100.0	21.1	16.3	44.3	3.5	3.5	10.0	1.3
千葉県計	48,376	48,496	44,480	43,190	42,240	-	23.4	7.2	39.6	3.1	4.7	20.5	1.6
シェア(%)	16.5	16.4	16.2	16.4	16.1	-	14.8	37.4	18.4	18.4	12.1	8.0	13.7

資料：生産農業所得統計

2. 林業の振興

2-1 現状と課題

近年の木材価格の低迷や松くい虫の被害等に加え、高齢化や人手不足による放置林の増加が見られる等、本圏域の林業は衰退を余儀なくされ、森林の荒廃や管理状況の悪化が進行しています。森林は水源かん養、災害防止、自然景観保全等の多面的な公益機能を有しており、これらの機能の保全・強化のためにも林業の振興による適切な管理が必要です。

林業の生産で利益をあげるためには、長い年月を要するため、長期的視野に立った林業振興に努めるとともに、レクリエーション活用も視野に入れた取り組みが必要となります。

2-2 基本方針

森林のもつ機能の保全・強化のため、林業を振興します。

2-3 施策の体系

林業の振興	森林の保全・強化
-------	----------

2-4 主な施策

1) 森林の保全・強化

間伐、枝打ち、下草刈りなどを実施し、森林のもつ水源かん養、災害防止、自然景観保全等の多面的な機能を保全・強化するとともに、里山等については圏民と自然のふれあいやレクリエーションの場として活用します。

3. 水産業の振興

3-1 現状と課題

本圏域では印旛沼を中心とした内水面漁業が行われていますが、沼周辺の都市化に伴う水質汚濁、需要の減少による価格の低迷等によって漁業従事者が減少し、印旛沼漁業協同組合による組織活動も停滞しています。

今後は、沼の流入河川の汚濁防止等により、沼の水質を浄化して魚介類の生息条件を改善していくとともに、レクリエーション需要の多いコイ・フナ等の遊漁者対象の漁場整備を推進していくことが必要とされます。

3-2 基本方針

水質改善等の漁場整備により、内水面漁業を振興します。

3-3 施策の体系

水産業の振興	内水面漁業の振興
--------	----------

3-4 主な施策

1) 内水面漁業の振興

印旛沼などに、フナ、ウナギなどの稚魚を放流し、漁業資源の維持・育成に努めるとともに、観光・レクリエーションとしての水産業を整備し、都市住民との交流に取り組みます。

第2節 商工業・業務の振興

第2節 商工業・業務の振興	1. 商業の振興
	2. 工業の振興
	3. 業務機能の集積推進

1. 商業の振興

1-1 現状と課題

本圏域の商業は、JR線及び京成線の各駅周辺や幹線道路沿いを中心に営まれています。市町村別では、圏域内第一は成田市で、古くから成田山新勝寺等への観光客との関連により、そして近年では郊外型大型店の立地により、成田商圈を形成し、年間商品販売額で圏域の3分の1を占め、安定した商業活動が続けられています(平成16年)。これに、佐倉市の2割弱が続いています。

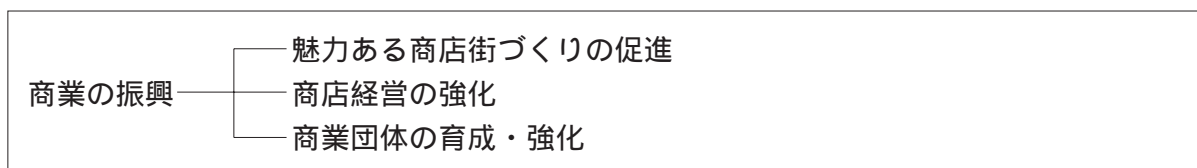
他の市町村においても、人口増加や自家用車の普及等に支えられた旺盛な消費需要に対し、商業の活性化の努力がなされていますが、大規模小売店舗法が平成12年5月末に廃止され、大型店やロードサイド店が増加し、特に、千葉ニュータウンに大型店の立地が進んでいます。その影響を受け、消費者ニーズに対応しきれない地元商店街をはじめとする中小小売店をとりまく環境は一層厳しい状況にあります。

今後は、商店の個性化や経営の近代化・合理化、後継者対策、空き店舗対策、駐車場整備、商工団体の育成などにより、商店街の活性化、中小小売業の振興を促進し、大型店との共存を図っていく必要があります。

1-2 基本方針

魅力ある商店街の整備や商店の強化等により中小小売業の振興を促進します。
商工団体の育成・強化を促進します。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 魅力ある商店街づくりの促進

消費者が楽しみ魅力あるショッピングができるよう、中心市街地活性化事業や歩道、駐車場の整備などにより商店街の環境整備を図るとともに、商業者自ら実施するイベント、情報提供等消費者サービスの積極的な支援に努めます。

2) 商店経営の強化

多様化、高度化する消費者ニーズに対応した商店づくりを進めるため、各種制度の利用促進を図ります。

3) 商業団体の育成・強化

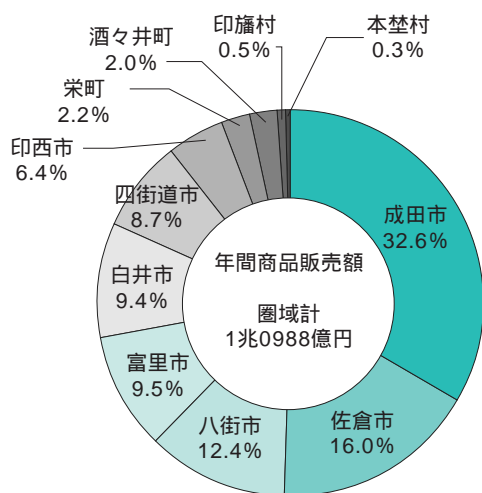
商業者による各種団体の育成・強化に努めるとともに、各商店と一体となって商店街づくりを担うリーダーの養成に努めます。

圏域内の商業の状況

	商店数(店)		従業者数(人)		年間商品販売額(百万円)		売場面積(㎡)	
	平成14年	平成16年	平成14年	平成16年	平成14年	平成16年	平成14年	平成16年
成田市	1,455	1,490	14,363	14,144	366,066	358,687	209,770	205,926
佐倉市	1,271	1,174	9,990	9,068	187,539	176,244	172,585	153,408
四街道市	656	624	5,085	4,784	105,615	95,628	68,894	65,565
八街市	633	604	5,653	5,648	129,375	135,957	73,713	88,632
印西市	421	415	3,771	4,212	52,184	70,100	50,751	97,484
白井市	301	314	3,412	3,692	84,662	102,855	43,836	56,915
富里市	432	425	3,771	3,751	107,301	104,626	51,232	53,860
酒々井町	160	153	1,466	1,216	26,019	21,607	24,263	18,386
印旛村	75	77	486	529	8,067	6,048	4,176	4,931
本埜村	45	40	267	168	4,202	3,368	2,708	1,818
栄町	158	144	1,345	1,556	24,708	23,669	14,793	14,464
圏域計	5,607	5,460	49,609	48,768	1,095,737	1,098,789	716,721	761,389
千葉県計	54,686	52,605	430,162	419,091	12,294,183	11,609,091	5,847,005	5,963,652
シェア(%)	10.3	10.4	11.5	11.6	8.9	9.5	12.3	12.8

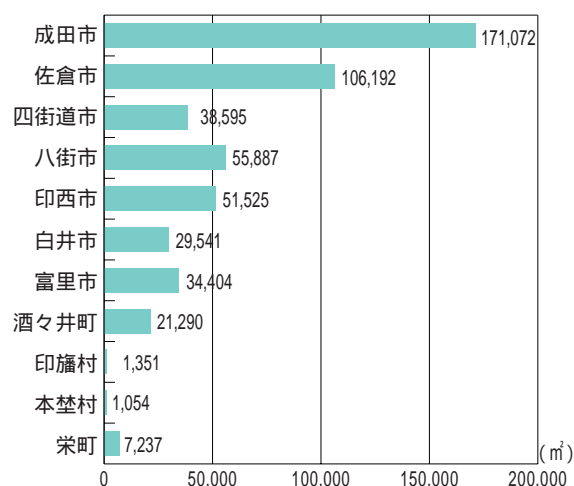
資料：千葉県「千葉県の商業」

圏域内の市町村別年間商品販売額のシェア(H16)



資料：千葉県「千葉県の商業」

圏域内の大型店の売り場面積(H13)



資料：千葉県「千葉県商圏調査報告書」

2. 工業の振興

2-1 現状と課題

内陸工業団地の整備により、着実に上昇してきた本圏域の製造品出荷額は、バブル経済の崩壊に伴う景気低迷と生産拠点を海外に移す動きが相まって、平成9年をピークに減少傾向が続いています。

市町村別では、4箇所の分譲完了済み工業団地を持つ佐倉市の年間製造品出荷額が約3,000億円と圏域全体の約4割を占め、これに、空港周辺に企業立地の進む成田市の約2割が次いでいます(平成15年)。

今後は、地域経済の基盤強化と雇用の場拡大のため、地域環境に配慮しながら、成田国際空港に近い立地条件を活かし産業用地の整備を進め、成長・先端産業、物流産業等の誘致・集積を図っていくことが重要です。

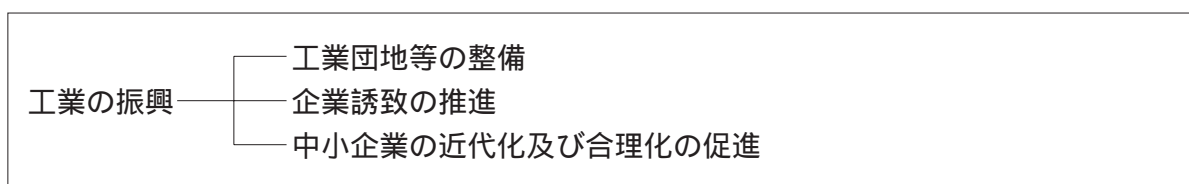
一方、地元中小企業については、集団化・共同化を促進して、企業経営の近代化・合理化や優秀な人材の確保・育成などによる経営基盤・経営体質の強化を促進していくとともに、技術指導・相談・資金提供等各種支援事業を推進していく必要があります。

2-2 基本方針

工業用地の整備を進め、企業誘致・集積を図ります。

地場産業の近代的・合理的経営を促進し、中小企業を育成します。

2-3 施策の体系



2-4 主な施策

1) 工業団地等の整備

地域経済の基盤強化と雇用機会の拡大を図るため、工業団地等の造成に取り組みます。

2) 企業誘致の推進

成田国際空港関連産業や国際物流、新ロジスティック産業など特色のある産業集積の形成を促進します。

3) 中小企業の近代化及び合理化の促進

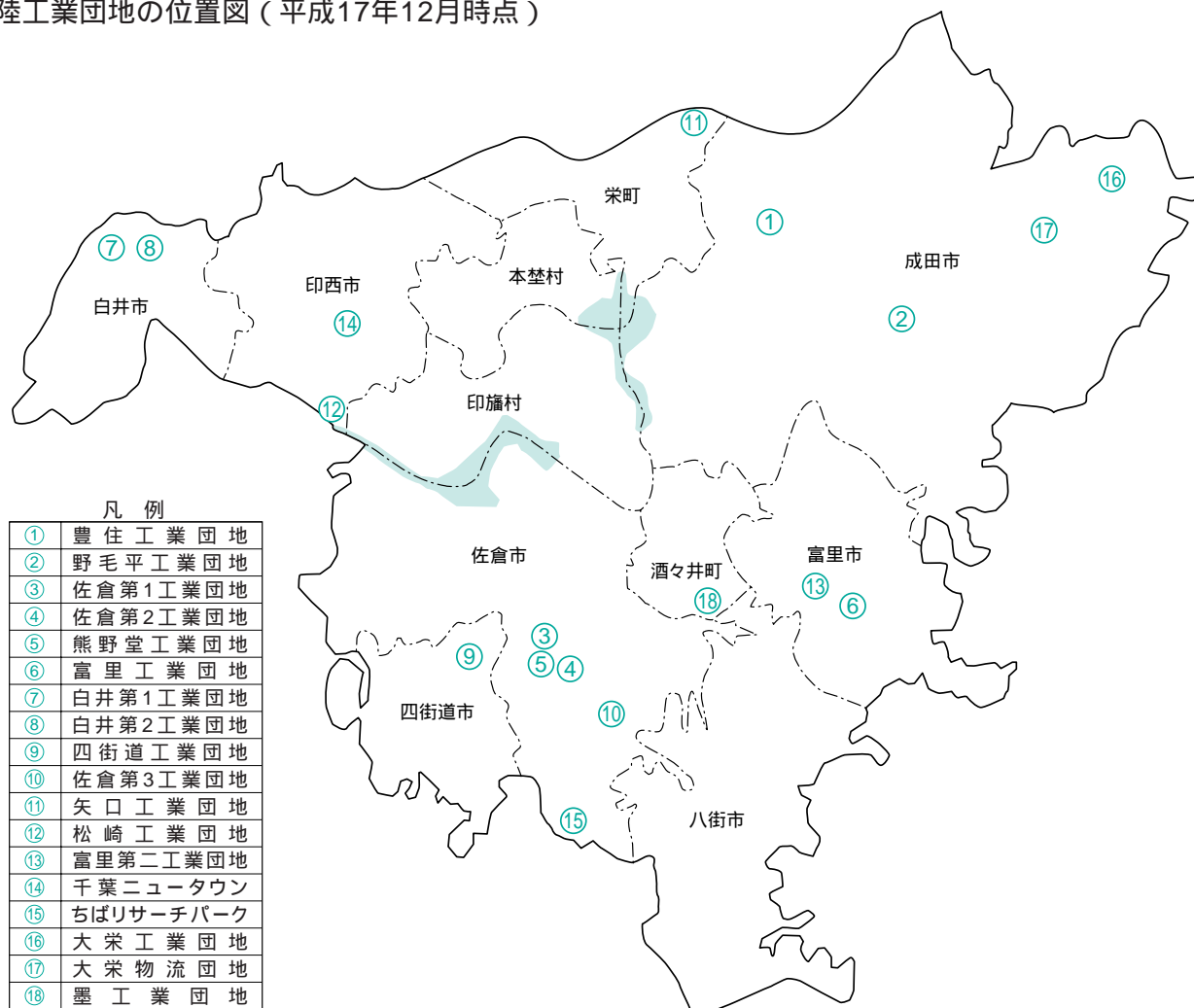
各種融資制度の利用促進、技術指導・相談等を積極的に行い、既存の中小企業の近代化及び合理化を促進し、新製品、新技術の開発、情報通信技術(IT)の活用等を促進し、生産体質の改善と経営基盤の強化を図ります。

圏域内の工業の状況（H15.12.31現在）

	事業所数（従業員規模別）			従業者数（人）			製造品出荷額等（万円）			
	29人以下	30人以上	合計	常用労働者	個人企業主 家族労働者	合計	製造品出荷	加工賃収入	修理料収入	合計
成田市	103	33	136	5,273	12	5,285	18,206,450	355,900	39,329	18,601,679
佐倉市	101	34	135	7,056	12	7,068	29,466,347	437,326	34,964	29,938,637
四街道市	49	6	55	1,065	6	1,071	6,516,976	177,169	1,664	6,695,809
八街市	158	11	169	2,350	40	2,390	3,421,305	274,126	13,649	3,709,080
印西市	28	3	31	474	13	487	860,794	53,089	2,912	916,795
白井市	130	30	160	3,780	3	3,783	8,208,523	555,434	47,151	8,811,108
富里市	43	15	58	1,622	17	1,639	4,327,996	344,373	26,400	4,698,769
酒々井町	17	4	21	870	2	872	1,045,548	38,039	0	1,083,587
印旛村	19	0	19	157	0	157	149,436	65,053	852	215,341
本埜村	9	0	9	84	65	149	197,610	5,730	0	203,340
栄町	21	4	25	954	2	956	3,966,551	28,677	0	3,995,228
圏域計	678	140	818	23,685	172	23,857	76,367,536	2,334,916	166,921	78,869,373
千葉県計	5,742	1,290	7,032	220,876	1,220	222,096	1,055,754,401	28,534,073	4,591,133	1,088,879,607
シェア(%)	11.8	10.9	11.6	10.7	14.1	10.7	7.2	8.2	3.6	7.2

資料：工業統計調査結果報告書（15.12.31現在）

内陸工業団地の位置図（平成17年12月時点）



資料：千葉県、各市町村

3. 業務機能の集積推進

3-1 現状と課題

成田地域は、「第4次首都圏基本計画」(昭和61年6月)において、業務核都市として位置付けられ、さらに、「第5次首都圏基本計画」(平成11年3月)において、千葉ニュータウン地域との連携が位置付けられました。平成16年3月には、多極分散型国土形成促進法に基づく「成田・千葉ニュータウン業務核都市基本構想」が策定されています。

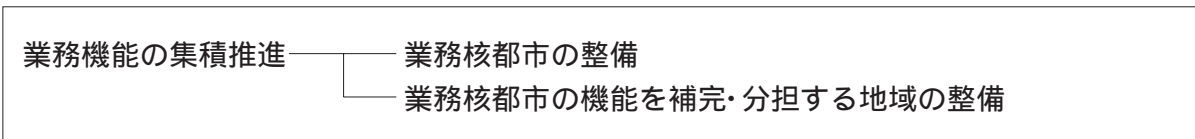
このようなことから、今後も成田国際空港の立地を活用して、成田市を中心とする地域及び千葉ニュータウンとを一体的に整備することにより、既存の業務機能の振興と新たな業務機能の積極的な誘致を進める必要があります。また、これらの隣接地域については、業務核都市の機能を補完し、その役割を高めていく地域として、整備を図っていく必要があります。

3-2 基本方針

成田市を中心とする地域と千葉ニュータウンとの一体的な整備を図り、業務機能の積極的な誘致・集積を図り、業務核都市として整備を推進します。

業務核都市と隣接する地域を業務核都市の機能を補完・分担する地域として整備します。

3-3 施策の体系



3-4 主な施策

1) 業務核都市の整備

成田国際空港の立地等を活用して、成田空港周辺地区、成田都心地区、千葉ニュータウン地区の一体的な整備を図り、業務機能の積極的な誘致・集積を図り、業務核都市として整備を推進します。

2) 業務核都市の機能を補完・分担する地域の整備

業務核都市を中心に、職住近接、都市サービスの充足等が確保された自立都市圏を形成するために、隣接地域についても業務核都市の機能を補完・分担する地域として各種整備を推進します。

業務核都市の地区別整備基本構想

地区名	施設の位置づけ	施設名	施設の区分	位置	規模	機能
成田空港周辺地区	中核的民間施設	成田新高速鉄道	交通施設	印旛日本医大～成田空港	新線整備区間：19.1km	鉄道及び駅舎(印旛日本医大～土屋～成田空港)
	中核的民間施設以外の施設	成田空港旅客ターミナルビル	ターミナル施設	成田市	延床面積：約775,100㎡ 建築面積：約240,300㎡	第1旅客ターミナルビル 第2旅客ターミナルビル (国内線ターミナルを含む)
		成田国際物流複合基地	流通業務施設	成田市駒井野	全体面積：約78ha	国際航空貨物の輸出入通関、集荷・保管・仕分け、流通加工及び利便施設
成田都心地区	中核的民間施設	成田ケーブルテレビ	放送施設	成田市団護台	加入世帯：5,701世帯	(ケーブルテレビ) 基本サービス28ch ペイサービス4ch
		成田新高速鉄道	交通施設	印旛日本医大～成田空港	新線整備区間：19.1km	鉄道及び駅舎(印旛日本医大～土屋～成田空港)
	中核的民間施設以外の施設	(仮称)JR成田駅東口駅前再開発ビル内公益施設	複合施設	成田市花崎町	未定	多様な市民の活動に対応する複合施設
千葉ニュータウン地区						
千葉ニュータウン中央駅圏	中核的民間施設	千葉ニュータウンケーブルテレビ(らーばんねっと)	放送施設	印西市小倉	加入世帯：9,383世帯	(ケーブルテレビ) 基本サービス18ch モアサービス15ch ペイサービス4ch
		タウンセンター複合施設	教養文化施設	印西市小倉	未定	シネマコンプレックス(映画館)等
	中核的民間施設以外の施設	北総花の丘公園	レクリエーション施設	印西市船尾、戸神	全体面積：約50ha	テーマ「文化とコミュニティ」 ・花と緑の文化館を主とした都市的空間 ・散策ができる緑の回廊空間 ・自然を体験学習する活動拠点 ・内水面のある風景を体験する空間
印西牧の原駅圏	中核的民間施設	(仮称)7駅複合施設	研修・会議施設	印西市原	約10ha	コミュニティ施設等
	中核的民間施設以外の施設	ビッグルーフ	事業場施設	印西市草深	施設面積：1,773㎡	ミニオフィスSOHOテレワークセンター等
印旛日本医大駅圏	中核的民間施設	医科器械資料館	教養文化施設	印旛村若菰	敷地面積：1,229㎡ 延床面積：948㎡	医療器械展示(資料館)
		成田新高速鉄道	交通施設	印旛日本医大～成田空港	新線整備区間19.1km	鉄道及び駅舎(印旛日本医大～土屋～成田空港)
	中核的民間施設以外の施設	ふれあいセンターいんば	複合施設	印旛村瀬戸	延床面積：3,000㎡	健康づくり部門 図書館 在宅介護支援センター 地域福祉センター 児童館
千葉ニュータウン地区(3駅圏)	中核的民間施設以外の施設	北総線(千葉ニュータウン中央駅～印旛日本医大駅)	交通施設	印西市～印旛村	約9.5km	鉄道及び駅舎

資料：成田・千葉ニュータウン業務核都市基本構想

第3節 観光の振興

第3節 観光の振興

1. 観光の振興

1. 観光の振興

1-1 現状と課題

本圏域の観光資源は、成田山新勝寺や宗吾霊堂等の寺社、また印旛沼を中心とする自然公園や文化財が多く存在します。近年は、これらに加え、国立歴史民俗博物館や県立房総のむら等、歴史・文化系の観光施設が整備されたことにより、個々の施設は幅広い層の観光客を獲得しています。しかし、これら観光施設等は各地域に点在しており、連携は十分とは言えない状況です。

そのため、圏域の観光入込客数は、近年は年間1,600万人前後で推移していますが、千葉県全体の入込客数が増加傾向のなかにあって、本圏域は減少傾向にあります。また、自家用車による日帰り型の観光が8割以上を占めています。

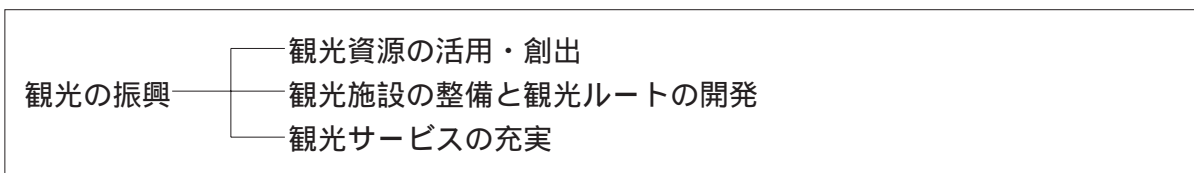
圏域内では、成田市の入込客数が約1,300万人と最も多く、圏域内に占めるシェアは80%に達しています。また、千葉県内では、浦安市、千葉市に次いで第3位です。

今後は、観光ニーズの多様化に対応し、圏域内の自然・歴史・文化・産業等の特色のある観光資源を活用・創出し、魅力ある観光施設等の整備を進めるとともに、ただ単に観るだけの観光から、学び、参加し、体験する観光への対応も必要となります。併せて、道路網や駐車場の整備によりアクセス性の向上を図るとともに、観光施設間の周遊性を高め、集客を図ることが必要です。また、情報・案内サービス等のソフト面の充実に努めていく必要があります。さらに、成田国際空港を利用する国内外の観光客に対するアプローチにも取り組む必要があります。

1-2 基本方針

豊かな観光資源を活用・創出しつつ、魅力ある観光施設間のネットワーク化を図ります。情報化・国際化に対応した観光サービスの充実に努めます。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 観光資源の活用・創出

圏域の歴史・文化・自然等豊かな観光資源を活用・創出します。ただ単に観るだけの観光から、学び、参加し、体験する観光への対応も行い、都市住民等との交流に取り組みます。

2) 観光施設の整備と観光ルートの開発

圏域の観光資源を活かすために、魅力ある観光施設づくりを推進するとともに、点在する施設を有機的に結び、広域観光ルートの開発に努めます。成田国際空港からの日帰り観光ルートの充実など拠点を活かした観光ルートの充実を図ります。

3) 観光サービスの充実

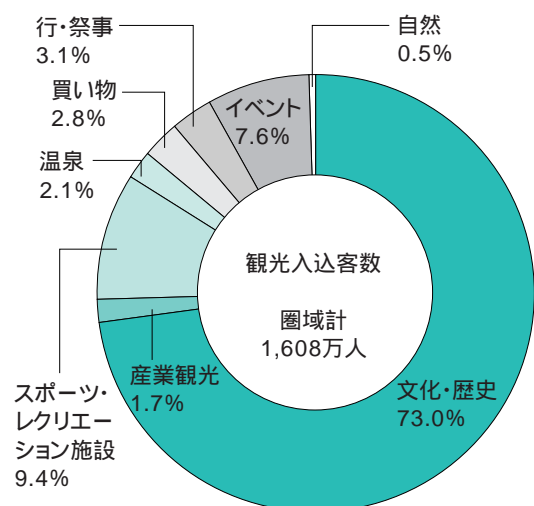
情報化・国際化に対応した観光サービスの充実を図るため、広域観光案内や情報発信の強化、観光客受け入れ体制の整備等を推進します。また観光客に対するホスピタリティの向上を図るため各種研修機会の充実を図ります。

圏域内の市町村別観光入込客数の推移

	観光入込客数(千人)											H16対圏域市町村別比率
	平成6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	
成田市	15,240	15,127	15,203	14,778	14,503	14,257	14,389	13,583	13,418	12,929	12,866	80.0%
佐倉市	1,314	1,270	1,228	1,265	1,189	1,311	1,095	1,279	1,371	1,284	1,190	7.4%
四街道市	52	46	45	45	38	39	29	30	32	32	31	0.2%
八街市	13	14	12	12	11	11	11	11	11	11	37	0.2%
印西市	357	327	369	360	496	338	293	288	296	204	247	1.5%
白井市	198	197	189	202	171	164	627	587	513	479	513	3.2%
富里市	94	98	97	47	112	137	124	121	117	111	137	0.8%
酒々井町	151	154	121	150	130	161	147	110	147	125	103	0.6%
印旛村	157	158	163	147	182	209	202	219	259	239	247	1.5%
本埜村	108	113	129	139	112	110	173	171	219	219	211	1.3%
栄町	487	483	501	505	464	492	470	498	542	673	503	3.1%
圏域計	18,171	17,987	18,057	17,650	17,408	17,229	17,560	16,897	16,925	16,306	16,084	100.0%
千葉県計	118,932	124,070	121,118	124,795	125,473	128,100	134,268	132,344	139,907	136,182	127,891	
シェア(%)	15.3	14.5	14.9	14.1	13.9	13.4	13.1	12.8	12.1	12.0	12.6	

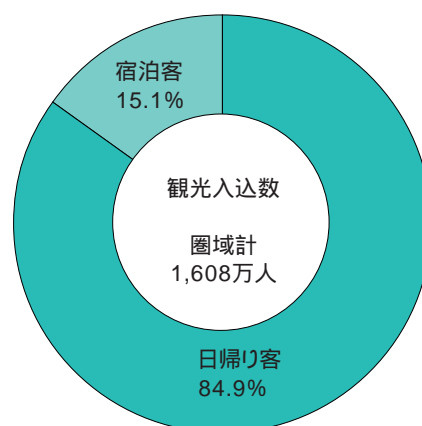
資料：観光入込調査概要

客種別観光入込状況(H16)



資料：観光入込調査概要

宿泊・日帰り別状況(H16)



資料：観光入込調査概要

連携により新しい行政課題に対応する広域づくり

第1節 連携・交流の推進

第1節 連携・交流の推進	1. 圏民参加型行政の推進
	2. コミュニティの育成
	3. 国際化への対応

1. 圏民参加型行政の推進

1-1 現状と課題

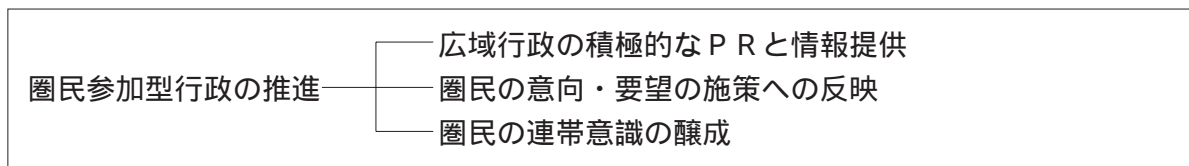
より良い圏域づくりは、行政の施策だけでは限界があります。本計画の実現のためには、圏民が広域行政の目指す基本方向や施策を十分に把握し、広域行政圏が設置されている必要性を正しく理解し、認識を得ることが必要です。

そのためには、広報紙、刊行物、または情報技術等を利用した積極的な広報活動を展開し、広域行政についての情報を圏民・企業等に広く提供することが必要です。また、民間活力の導入についても、その可能性を圏域が一体となって検討していくと同時に、圏民の意見や要望を積極的に取り入れ、圏域11市町村に対して広域的な視点に立った各種事業や施策を展開していく必要があります。

1-2 基本方針

広報紙等による広域行政についての情報提供を推進するとともに、広聴機能や各種団体・サークル活動等を利用して圏民の生の声を聞き、施策に反映させていきます。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 広域行政の積極的なPRと情報提供

圏民に対して、行政の有する情報を発信するとともに、広報紙やインターネット等を活用しながら、広域行政の積極的なPRと情報提供を行います。

2) 圏民の意向・要望の施策への反映

よりよい圏域づくりのための、圏域内の住民や企業等の参画・協働を得ていくため、計画策定などに圏民の意向・要望を積極的に取り入れ、施策に反映させる仕組みづくりを推進します。

3) 圏民の連帯意識の醸成

さまざまな分野におけるNPO団体・ボランティア組織の育成等を推進し、圏民同士の相互理解に努め、連帯意識の醸成に努めます。また、これらの組織と行政の連携により圏民との協働を進めていきます。

2. コミュニティの育成

2-1 現状と課題

地域社会は、私たちが日常生活を営む上で、不可欠な基盤ですが、近年の急速な都市化や情報化の進展によって、人々の生活様式や意識は複雑化・多様化しており、ともすれば地域における人と人とのつながりは希薄になりがちです。本圏域においても、都市部からの人口の流入、核家族化や就業構造の変化等により、圏民の地域社会への関心や交流が失われつつあります。

一方、自由時間の増大、高齢化の進展等により、生活に生きがいとゆとりが求められるようになっており、また、最近は防災や防犯の視点からも、圏民の連帯意識に支えられたコミュニティづくりが見直されています。したがって、本圏域においても、身近な地域社会において安心して快適に暮らせるコミュニティづくりが、今後ますます求められていくと考えられます。

圏域内のコミュニティ施設については、集会所、青年館、公民館等が幅広く一般に利用されていますが、コミュニティ活動がより活発に展開できるような環境づくりのため、今後も地域の住民活動の拠点として整備・拡充を進める必要があります。

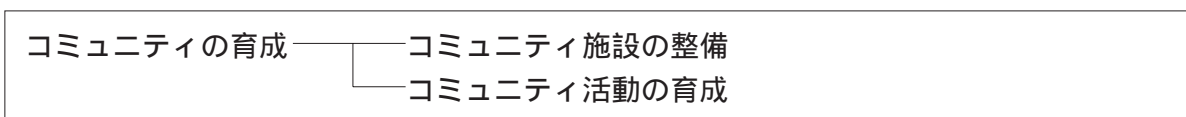
また、圏民のコミュニティ活動に対しては、各種団体やサークル活動等への助成金の交付、中心となるコミュニティリーダーの育成を、イベント等の実施により、人々の交流や地域社会への貢献活動に対して支援していく必要があります。さらに、今後は、立地特性や自然、歴史、文化等における地域資源を活用しながら、広域的な交流を推進し、交流人口の増加と地域の活性化を図っていくことが求められます。

2-2 基本方針

圏民の地域活動の拠点となる、コミュニティ施設の整備を推進します。

圏民のコミュニティ活動の育成を推進します。

2-3 施策の体系



2-4 主な施策

1) コミュニティ施設の整備

圏民の学習活動や文化・スポーツ活動の拠点となるコミュニティセンター・地区集会所・地区広場施設の整備充実を図ります。

2) コミュニティ活動の育成

地域活動を活発にするため、各コミュニティ組織の相互連帯体制を強化するとともに、情報交換等を促進します。さらには、住民の交流の場となる文化祭や伝統行事等、各種行事を積極的に支援します。

3. 国際化への対応

3-1 現状と課題

我が国の経済成長や貿易拡大によって、企業の国際的な活動をはじめ、国際観光の振興、学術・文化・スポーツなどあらゆる分野において、国際化がますます進展しています。それに加え、本圏域は世界との空の玄関口である成田国際空港を擁し、空港の整備・拡充に伴い、国際的なビジネスセンターとしての機能の形成や、国際化に対応した圏域づくりが進められています。

また、圏域内の外国人登録者数は年々増加し、平成15年には約9,500人となっています。

今後、さらに国際化が進むことにより、本圏域の国際的拠点としての機能や国際交流に果たす役割は、より大きなものになると期待されています。そして、圏民一人ひとりが国際理解を深め、国際社会の一員としての自覚と責任感を高め、異文化や異なった価値観に対する理解を深めることがより重要となります。そのため、今後ともさらに国際化に対応した圏域づくりを推進するとともに、異文化に関する情報の提供や外国人との交流機会の拡充に努める必要があります。

また、国際性豊かな人材の育成を図るため、小学校からの語学教育の推進、外国人講師による語学教育や、青少年及び各種団体の海外派遣事業等の充実が求められます。

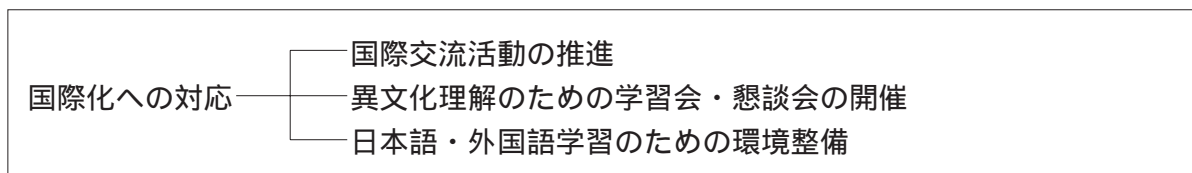
3-2 基本方針

圏民と外国人の相互理解のために、国際交流活動を推進します。

異文化や異なる価値観を理解することを目的に、学習会・懇談会等を開催します。

日本語・外国語を学習できる環境を整備します。

3-3 施策の体系



3-4 主な施策

1) 国際交流活動の推進

友好・姉妹都市との交流事業、国際交流推進員の雇用など、国際交流活動を推進します。また、国際観光の振興を図ります。

2) 異文化理解のための学習会・懇談会の開催

外国人や外国文化に対する認識を深め、異文化や異なる価値観を理解することを目的に、学習会・懇談会等を開催します。

3) 日本語・外国語学習のための環境整備

外国人の日本での生活を支え、また圏民と外国人との交流を円滑に行うための手段の一つとして、日本語・外国語を学習できる環境を整備する。

第2節 新しい行政課題への取り組み

第2節 新しい行政課題への取り組み	1．広域行政の推進
	2．男女共同参画社会の実現

1．広域行政の推進

1-1 現状と課題

首都圏の外延化による人口急増地域である本圏域は、平成17年現在で人口68万人に達し、千葉県北部の中核都市圏として発展してきました。また、日本の表玄関である成田国際空港を擁する成田市と千葉ニュータウンは一体的に業務核都市としての整備が進められています。

今後も、本圏域が首都圏の社会・経済の一翼を担う自立都市圏として発展していくためには、圏域内での交流・連携を促進するとともに、県内はもとより、首都圏をはじめとする広域的な圏域との交流・連携を促進し、地域のポテンシャルを高めながら、新たな地域振興を図っていくことが求められています。

このように、本圏域の広域的な役割の強化が求められているため、広域的な施策を推進する必要性が高まり、圏域11市町村及び国・県との連携がますます重要となってきました。そのため、今後とも圏域11市町村の連携を一層強化し、広域的な諸問題の解決に各市町村が広域行政に積極的に取り組んでいくことが必要とされています。

本圏域の広域行政は、ごみ・し尿処理、火葬場、消防、水道を中心に実施されていますが、事業ごとに一部事務組合が複数存在しています。また、行政ニーズの広域化・高度化、地方分権の実行段階における行政基盤の強化の要請など厳しい状況がら、現在圏域に11ある一部事務組合の統合・複合化が強く求められています。

また、行政の財政難が深刻化しつつある中で、必要な行政施策を着実に実施していくため、行財政運営をより一層効率的に行っていく必要があります。そのため、市町村行政事務を広域行政に移管することにより、効率化が図られる事務事業については、住民サービス面を重視しながら検討し、移管することが求められます。さらに、広域行政機能の調査・研究を進め、広域連合や市町村合併についても検討を行うことが求められています。

地方分権の時代では、地域間競争が激しくなり、職員の企画立案能力や法務能力の向上が地域の競争力に反映されることから、職員研修の充実・強化、人事交流などにより、職員の資質の向上が必要となります。

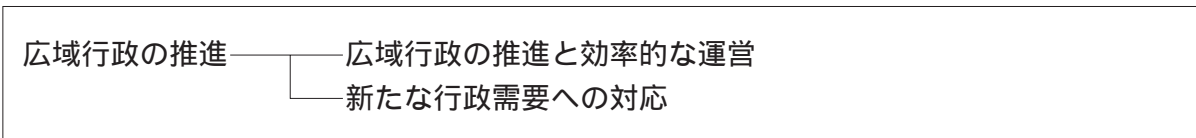
一方では、本圏域は、市街化の進んだ地域、印旛沼を中心とした豊かな水と緑のある地域、歴史と伝統・文化が息づく地域など、各地域それぞれ多様な個性を有しています。したがって広域行政を進めるにあたっては、それぞれの地域特性を考慮するとともに、広域化によって圏民から疎遠な行政とならないよう、圏民の自治に対する自発的な参加や、そのための仕組みづくりも求められます。

1-2 基本方針

各市町村においては身近な行政需要に対するきめ細かい対応に努めていく一方で、広域行政を推進していきます。各市町村で行政改革に取り組むとともに、一部事務組合の合理化を推進し、広域行政の効率的な運営を図ります。

広域行政機構の調査・研究を進め、市町村合併や広域連合についても、検討を行います。職員研修の充実・強化、人事交流などにより、職員の資質の向上を図ります。

1-3 施策の体系



1-4 主な施策

1) 広域行政の推進と効率的な運営

各市町村とも組織・機構・事務事業の見直しなど行政改革を進め、時代に即応した最適組織による行政執行に努めるとともに、圏域11市町村の連携を強化し、広域的な諸問題の解決や単独の市町村では困難な施策のうち、広域行政に移管することにより解決が図れる施策については移管する方向で検討します。併せて、一部事務組合の合理化を推進し、広域行政の効率的な運営を図ります。

さらに、広域行政機構の調査・研究を進め、市町村合併や広域連合についても、県が18年度に策定予定の「千葉県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」に基づき県との連携を深めていきます。

2) 新たな行政需要への対応

広域化によって圏民から疎遠な行政を行わないために、圏域11市町村との調整のもと、身近な行政需要に対するきめ細かい対応を図ります。

地方分権の時代では、地域間競争が激しくなり、行政職員の企画立案能力や法務能力の向上が地域の競争力に反映されることから、職員研修の充実・強化、人事交流などにより、職員の資質の向上に取り組みます。さらに、地方分権時代における新しい行政課題についても、情報収集や調査・検討を重ね、速やかな実施に取り組みます。

一部事務組合の状況（平成18年3月時点）

組合名称	構成市町村	共同処理事業	設立年月日
印旛都市広域市町村圏事務組合	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町	市町村圏計画の策定、職員の採用試験及び共同研修、水道水供給事業、軽費老人ホーム、地域農林業センター、第二次救急医療機関運営事業	S47.9.7
長門川水道企業団	栄町、本埜村	水道事業	S35.3.30
佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町	ごみ処理	S41.1.7
柏・白井・鎌谷環境衛生組合	柏市、白井市、鎌谷市	し尿処理、ごみ焼却施設、余熱利用施設	S41.5.4 (H4.1.28)
印旛衛生施設管理組合	佐倉市、八街市、四街道市、富里市、酒々井町	し尿処理	S38.4.5
印西地区衛生組合	印西市、栄町、本埜村、印旛村	し尿処理	S39.6.9
佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合	佐倉市、四街道市、酒々井町	斎場（火葬・葬儀）	S40.7.15
印旛利根川水防事務組合	成田市、佐倉市、四街道市、八千代市、印西市、白井市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町	下利根川右岸の水防	S39.4.13
佐倉市八街市酒々井町消防組合	佐倉市、八街市、酒々井町	消防	S47.4.1
印西地区消防組合	印西市、白井市、印旛村、本埜村	消防	S47.4.1
印西地区環境整備事業組合	印西市、白井市、印旛村、本埜村、栄町	ごみ処理、余熱利用施設、墓地・火葬場及び斎場・少年自然の家の設置、管理、運営	S51.3.22(S53.3.1)
北総西部衛生組合	香取市、成田市、神崎町	し尿収集処理、火葬場、ごみ処理、浄化槽清掃点検	S38.8.31
香取広域市町村圏事務組合	香取市、成田市、神崎町、多古町、東庄町	成田市が含まれる共同処理事業：不燃性廃棄物施設及び一般廃棄物最終処分場の設置、管理、運営	S46.9.3

資料：各一部事務組合

2. 男女共同参画社会の実現

2-1 現状と課題

核家族化や少子化など家族構成の変化、生活の利便性向上による家事負担の軽減等により、女性のライフスタイルは多様化しています。女性の社会進出意識も大きな高まりを見せており、これらを背景として、女性の社会参画が進んでいます。

今後、活力と調和のある社会を築くためには、男女がともに社会参加し、協調しながら責任を果たしていくことが望まれています。そのためには、家庭、学校、職場等あらゆる場において男女平等意識の徹底を推進するとともに、育児・介護休業制度や保育サービスの充実、再雇用の拡大を図るなどの社会システムを充実させていく必要があります。

また、女性の社会参画によって生じている諸問題の解決を図るため、性別による男女の役割を固定的に捉える考え方を払拭するとともに、今まで不十分であった政策決定過程の場に女性の意見を反映させていくことが求められています。

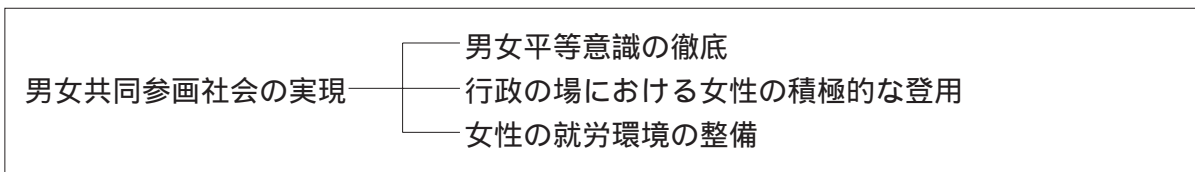
2-2 基本方針

男女平等意識の徹底をさらに進め、問題解決のための場を整備します。

各種委員会や懇談会等、行政における政策決定過程の場に積極的に女性を登用します。

雇用の場において男女が能力を発揮できるよう社会的条件の整備を図ります。

2-3 施策の体系



2-4 主な施策

1) 男女平等意識の徹底

学校教育や家庭教育、社会教育などを通じて男女平等の視点に立った教育を推進し、男女平等意識の徹底をさらに進めるとともに、社会における男女の共同参画をさまたげる諸問題を提起し、解決を図るための場を整備します。

2) 行政の場における女性の積極的な登用

各種委員会や懇談会等、行政における政策決定過程の場に積極的に女性を登用し、女性の視点を政策等に反映させます。

3) 就労環境の整備

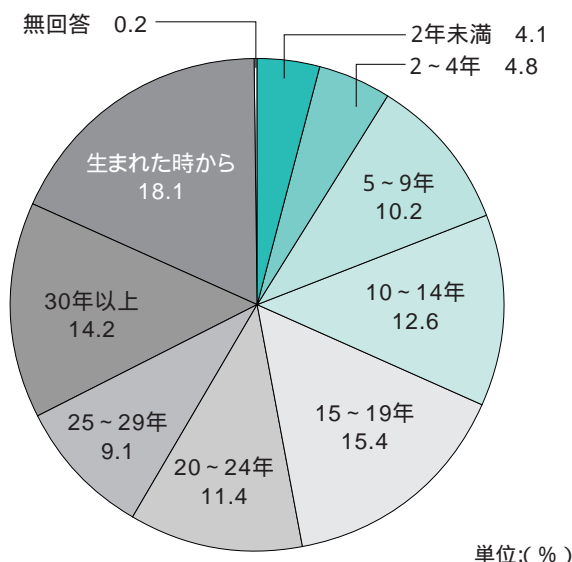
雇用の場において男女がその能力を発揮できるよう保育サービスの充実、介護・看護における公的支援システムの整備など社会的条件の整備を図ります。

資料

【圏民意識調査結果概要】

はじめに、定住意向などについてうかがいます。

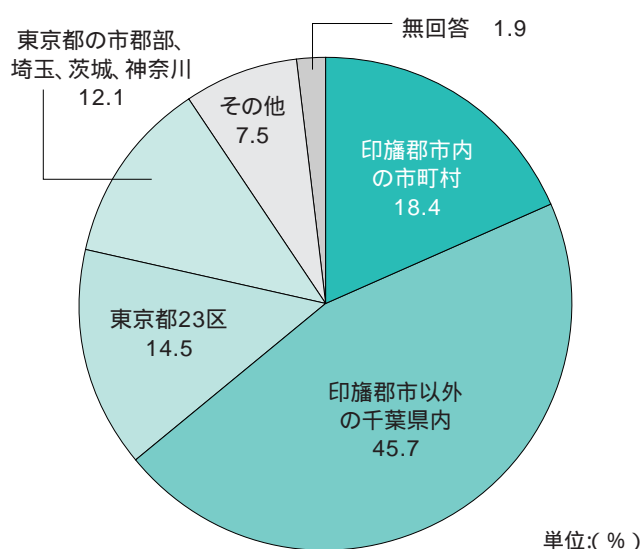
問1 あなたは、現在の市町村に住んでどのくらいになりますか。次のなかから1つだけ選んでください。 【SA、n=903】



【回答】

「生まれた時から」住んでいる人が18.1%で最も多く、転入者のなかでは、「15～19年」が多くなっています。また、住民の居住年数は、相対的に長くなってきています。

問1-1 現在の市町村に住む前はどちらに住んでいましたか。次のなかから1つだけ選んでください。 【SA、n=738】



【回答】

「印旛都市以外の千葉県内」から転入してきた人が半数弱を占め、これを含む千葉県内からの転入者は64.1%にのぼります。時系列で見ると、近隣からの転入の比率が増加しており、逆に県外からの転入の比率は減少しています。

(注) 本文中の「n」はその設問の有効回答数を示している

文中の「SA」、「MA」は以下の略称である

「SA」(Single Answer) : 単一回答形式(選択肢の中から1つを選択してもらう)

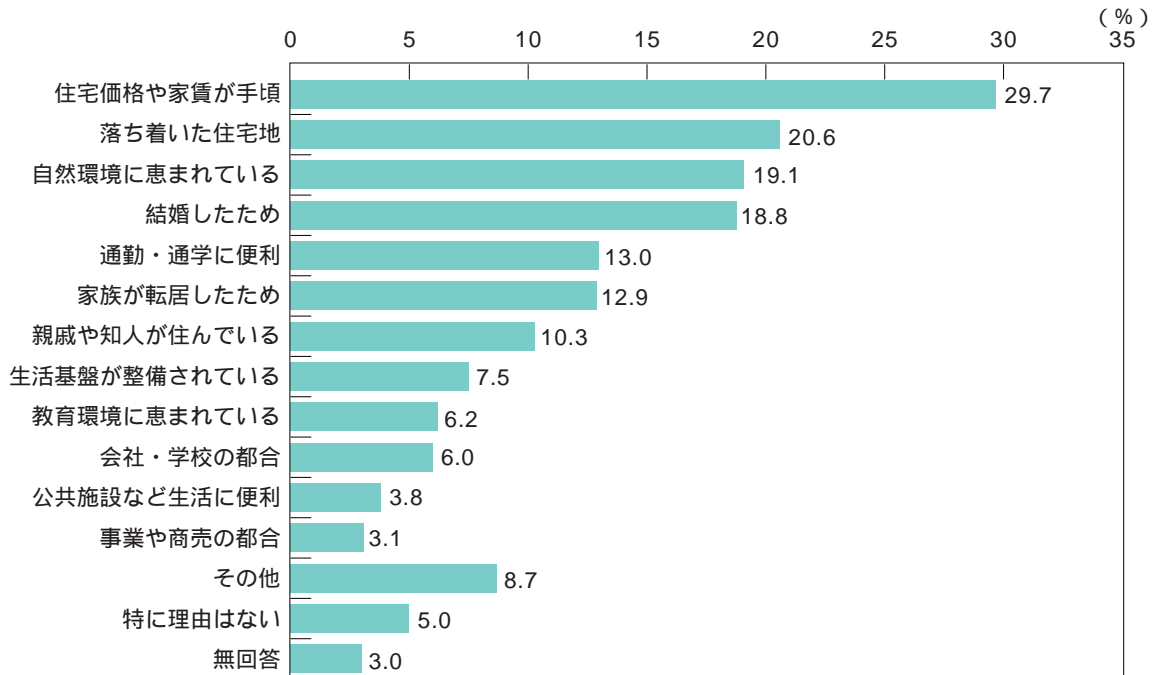
「MA」(Multiple Answer) : 複数回答形式(選択肢の中から複数を選択してもらう)

問1 - 2 現在の市町村に住むようになった理由は何ですか。次のなかから3つまで選んでください。 【MA、n = 738】

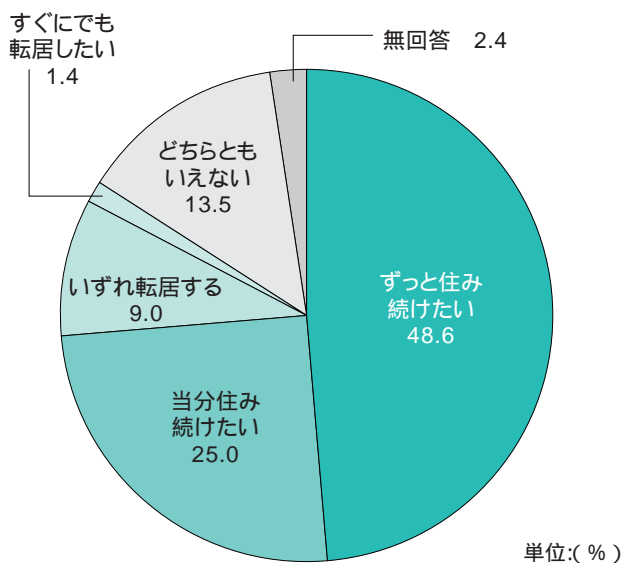
【回答】

「住宅価格や家賃が手頃だったから」という回答が最も多くなっています(29.7%)が、その比率は前回より低下しています。

(注) 前回とは10年前(平成7年)に実施した調査です。以下同様。



問2 あなたは、現在お住まいの市町村に今後とも住み続けたいと思いますか。次のなかから1つだけ選んでください。 【SA、n = 903】



【回答】

「ずっと住み続けたい」が半数近くを占めており、「当分住み続けたい」を加えると73.6%となり、居住者は地域に魅力を感じていることがわかります。

ただし、「ずっと住み続けたい」比率は、前回より若干低下しています。

次に、あなたのお住まいの市町村の生活環境についてうかがいます。

問3 【質問A】

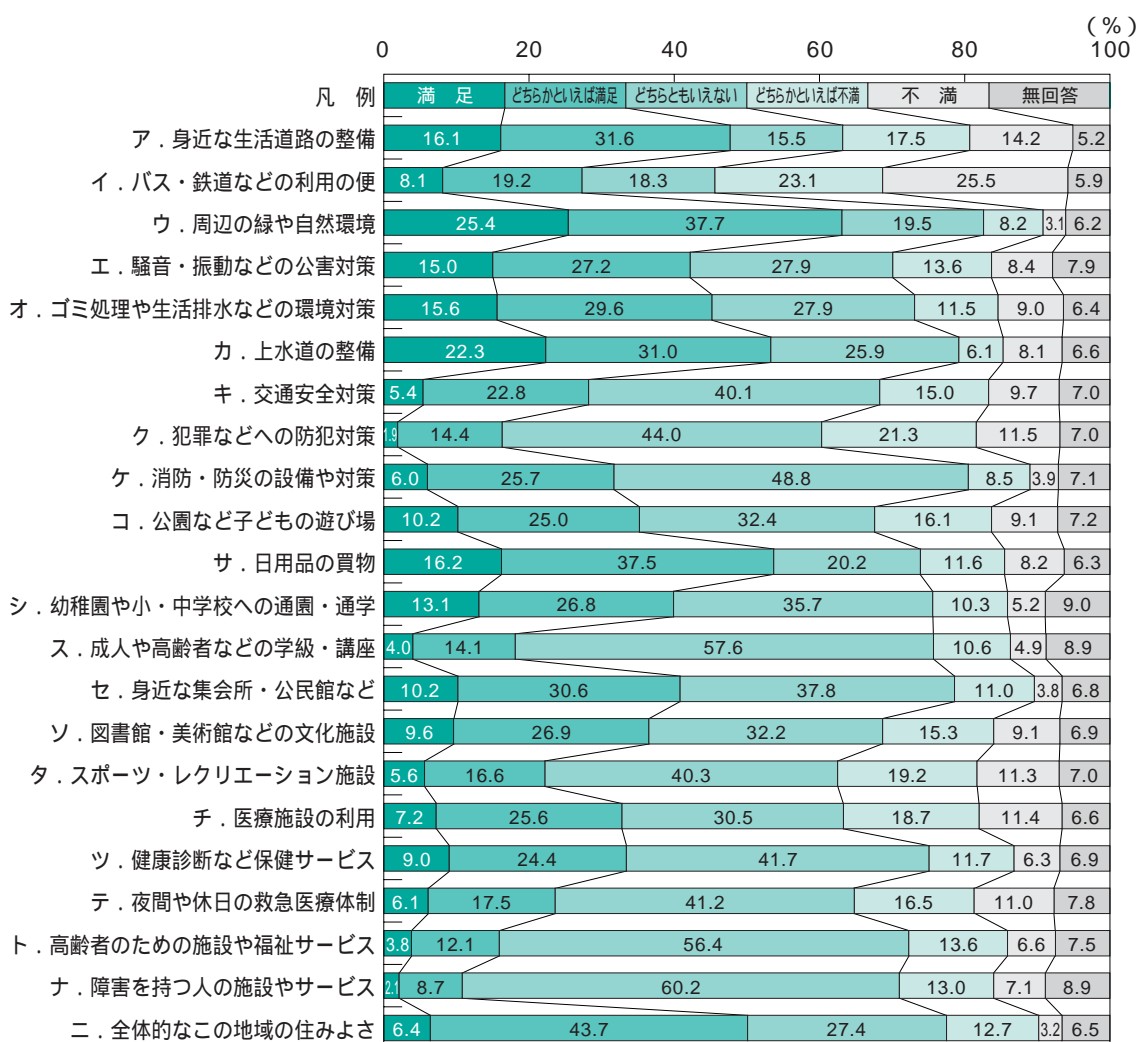
あなたは、現在住んでいる市町村の生活環境について、どの程度満足していますか。「ア」から「ニ」の項目ごとに、あてはまる番号を1つだけ選んでください。

【SA、n=903】

【回答】

「全体的な住みよさ」の結果から、回答者の総合的な満足度は高いといえる。この水準は前回とほとんど変わっていません。

個別項目で見ると、「周辺の緑や自然環境」、「日用品の買い物」、「上下水道の整備」などに満足を感じている一方で、「バス・鉄道などの利用の便」などで不満が多くなっています。



【質問B】

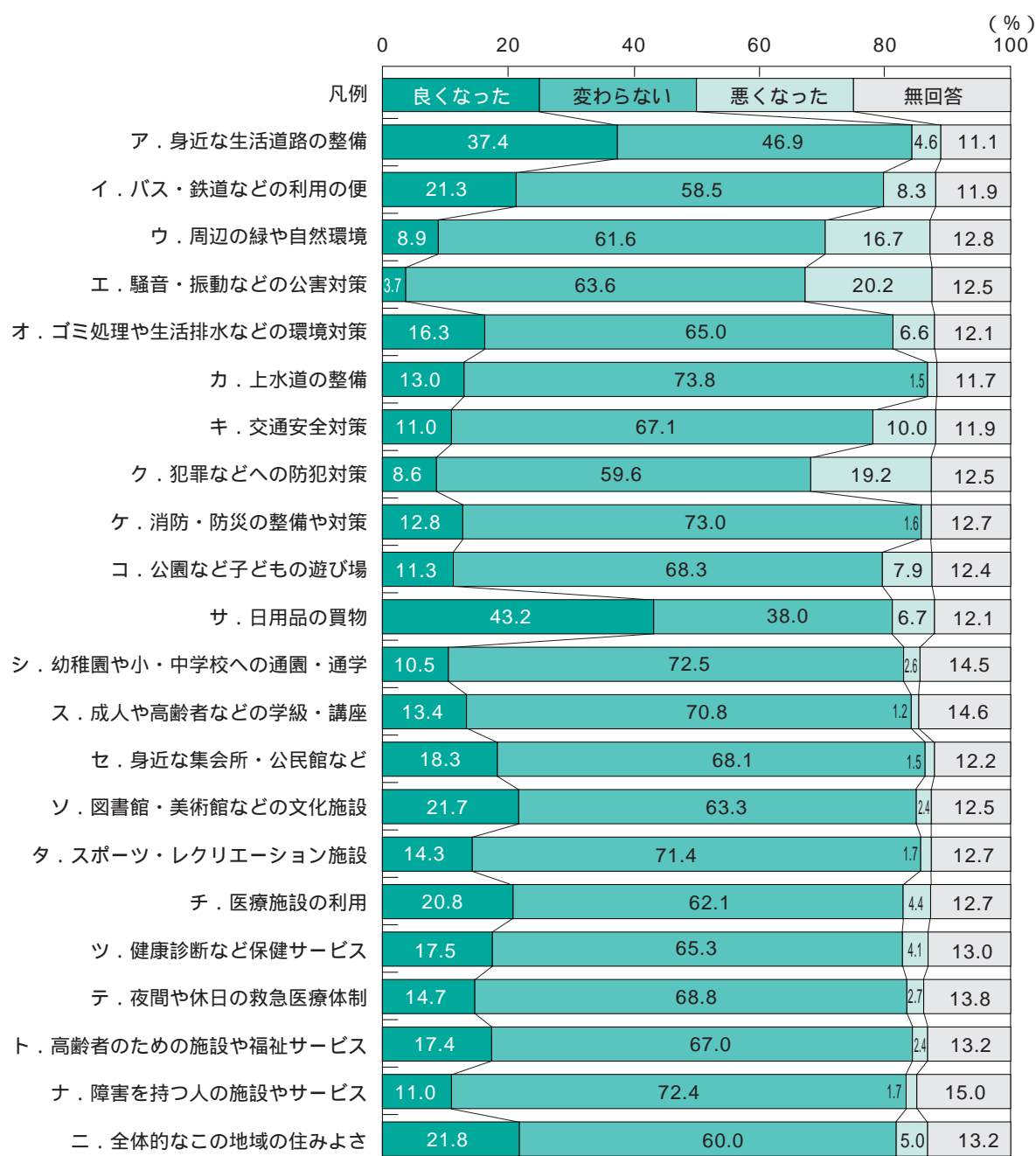
現在の市町村に5年以上お住まいの方にうかがいます。5年前と比べて生活環境はどう変わりましたか。「ア」から「ニ」の項目ごとに、あてはまる番号を1つだけ選んでください。

【SA、n = 821】

【回答】

「全体的な住みよさ」の結果から、回答者は生活環境に関して、やや改善していると感じていることがわかります。

個別項目では、「日用品の買物」、「身近な生活道路の整備」で特に良くなったと感じている人が多くなっています。



. 次に、交通機関の利用などについてうかがいます。

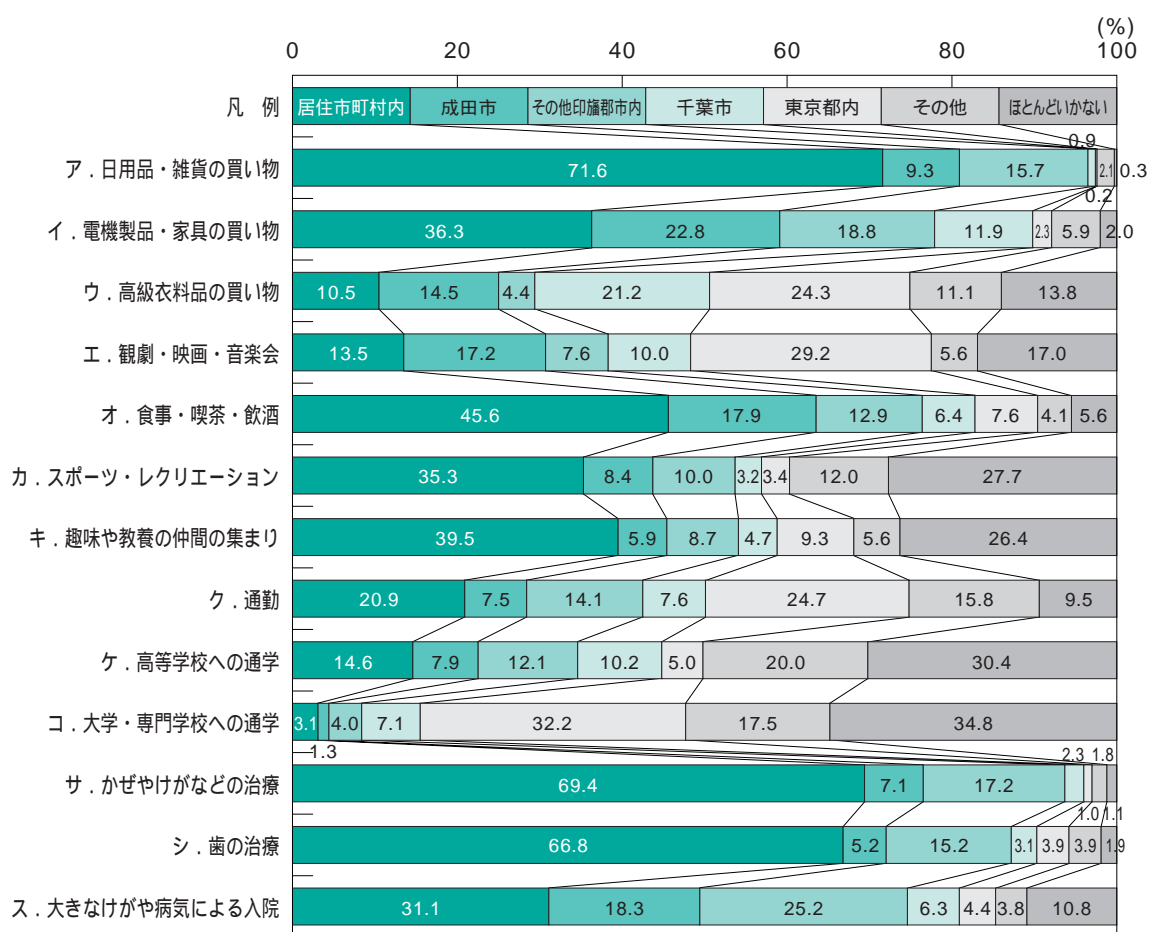
問4 【質問A】

あなたは、「ア」から「ス」に挙げたような活動をされる場合、主にどちらまでお出かけになりますか。それぞれの活動ごとに、最も利用される地域を1つだけ選んでください。

【SA、n = 903】

【回答】

「日用品・雑貨の買い物」や「かぜやけがなどの治療」等は近隣で済ませ、「観劇・映画・音楽会」、「高級衣料品の買い物」等は都内などへ出かけています。



(注) 全体的な傾向をわかりやすくするために、「無回答」を除いた母数で集計。

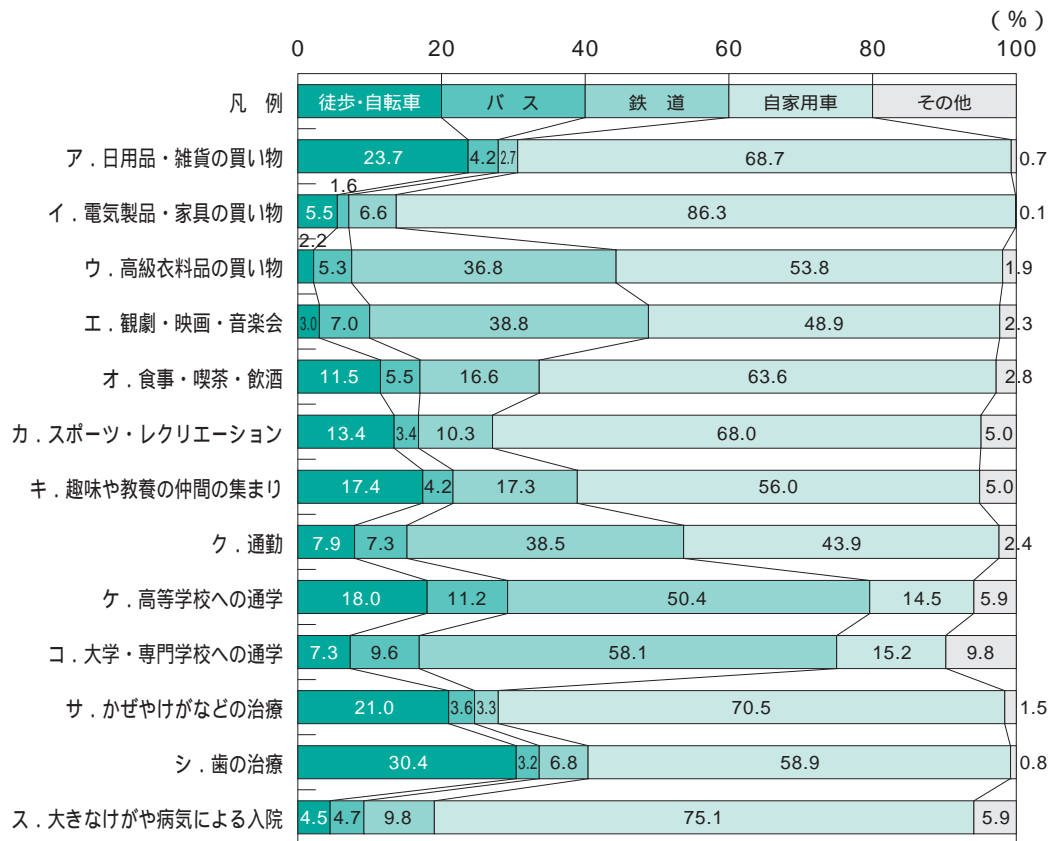
【質問B】

質問Aで挙げた地域に出かけるときに利用する交通機関は何でしょうか。それぞれの活動ごとに、あてはまる番号を選んでください。いくつかの交通機関を利用している場合は、該当するものすべてにをつけてください。 【MA、n=903】

(注) 全体的な傾向をわかりやすくするために「無回答」を除いた母数で集計。また総回答数を100%とした相対構成で示す。

【回答】

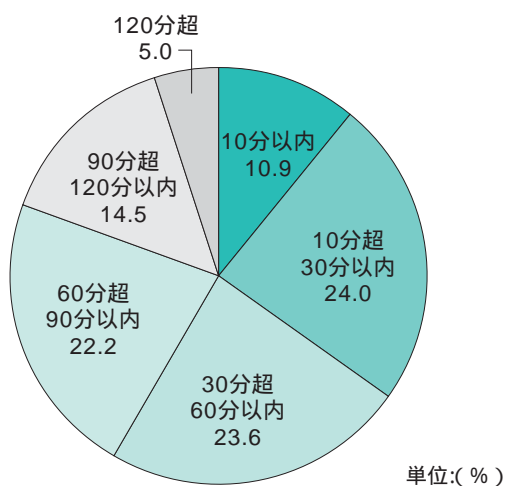
多くの項目で「自家用車」を利用するとの回答の比率が高くなっています。



問5 通勤・通学にかかる時間は、片道どのくらいですか。次のなかから1つだけ選んでください。

【SA、n=903】

(注) 全体的な傾向をわかりやすくするために、「無回答」を除いた母数で集計。



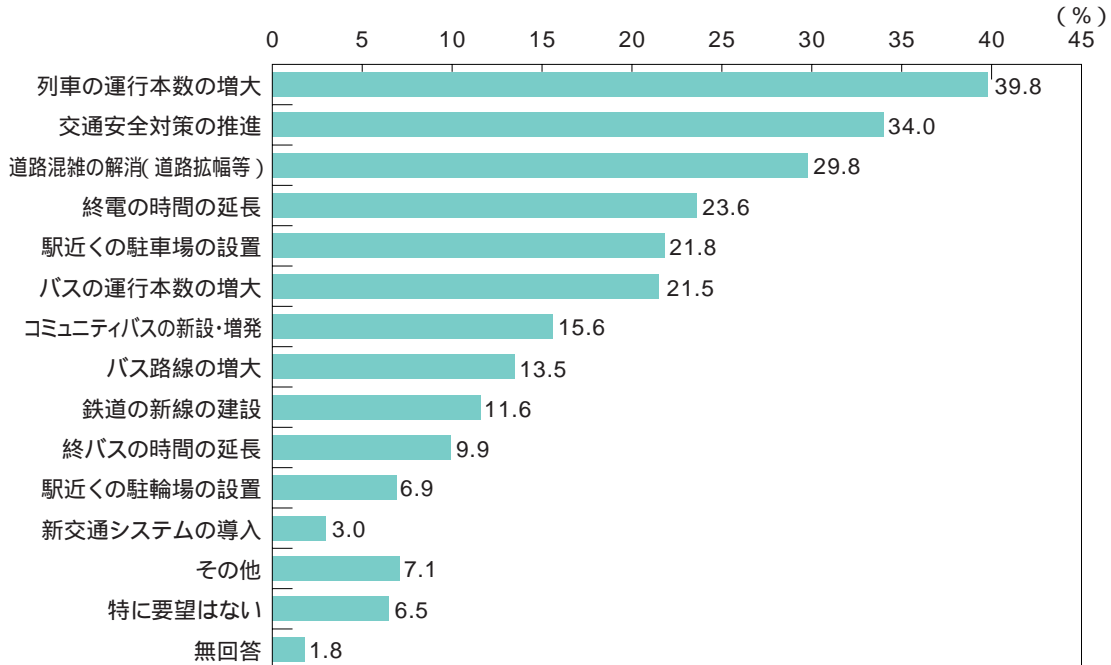
【回答】

1時間以内との回答が58.5%を占めています。前回調査と比較すると、通勤・通学時間は若干短くなっています。

問6 あなたは、日常生活における交通事情について、どのようなことを要望しますか。次のなかから3つまで選んでください。【MA、n=903】

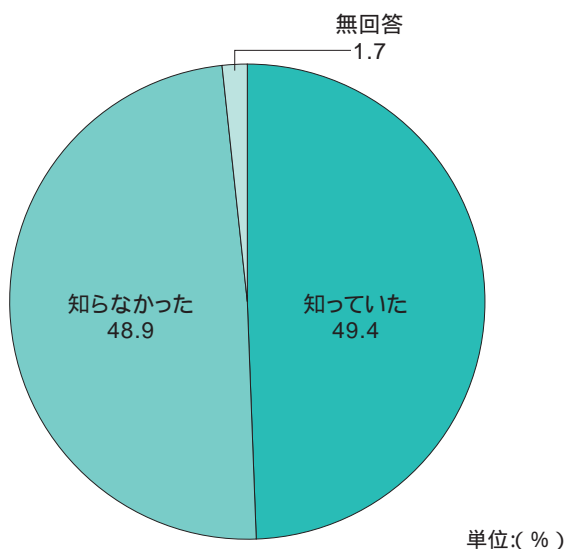
【回答】

「列車運行本数の増大」、「交通安全対策の推進」を望む声が多いが、前回よりも比率が低下した項目が多くなっています。



. あなたのお住まいの市町村を含む印旛郡市全体についてうかがいます。

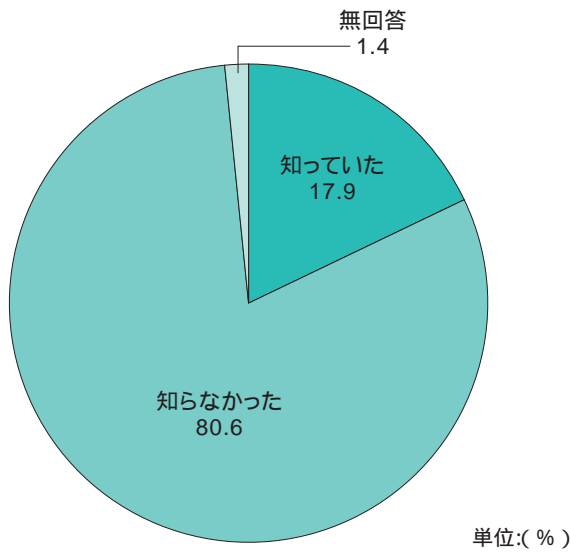
問7 あなたは、あなたの住む市町村が印旛郡市広域市町村圏に所属していることをご存じでしたか。【SA、n=903】



【回答】

「知っていた」と「知らなかった」がほぼ拮抗しています。

問8 あなたは、この調査票を見るまえから、印旛郡市広域市町村圏事務組合があり、共同で行政事務を行っていることをご存じでしたか。 【SA、n=903】



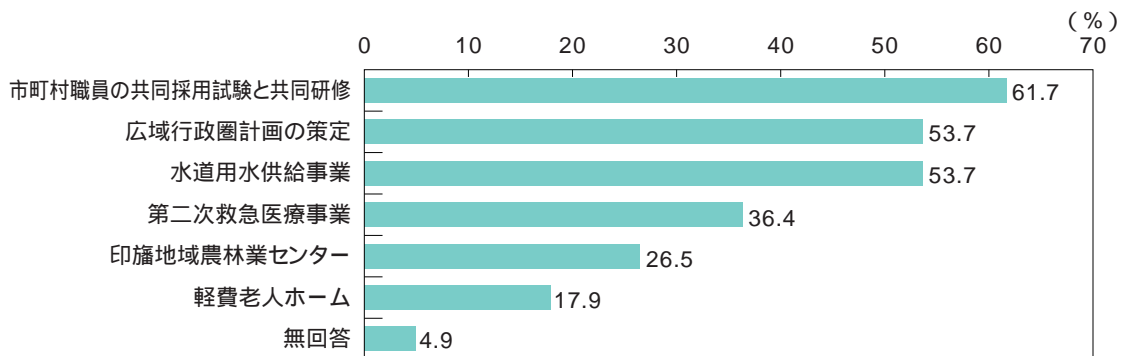
【回答】

「知っていた」人は17.9%にとどまっています。

問8 - 1 印旛郡市広域市町村圏組合が行っている事務のうち、知っているものを全て選んでください。 【MA、n=162】

【回答】

「市町村職員の共同採用試験と共同研修」の認知度が61.7%と最も高くなっています。



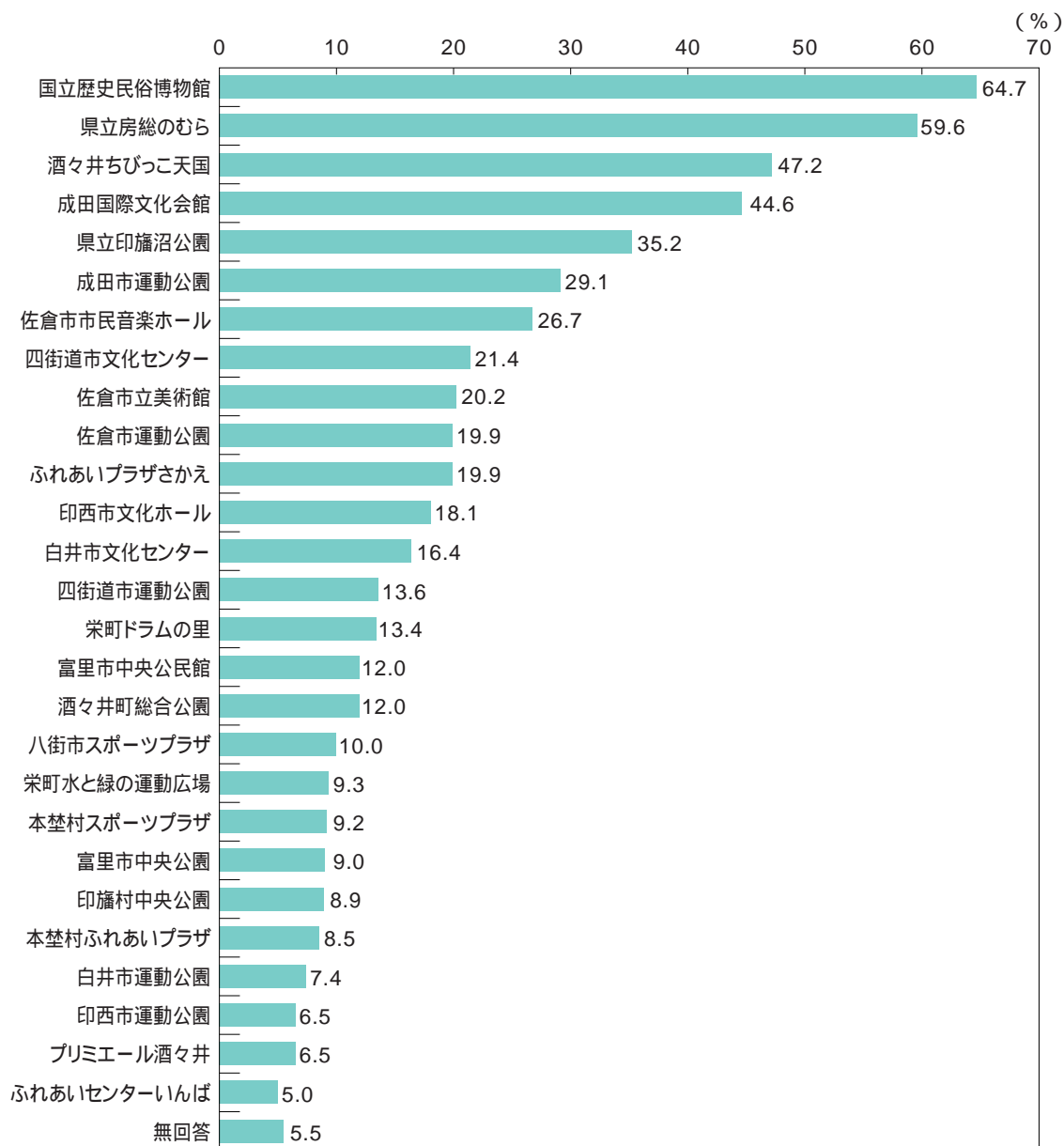
問9 あなたは、次に挙げる施設のなかで、今までに利用したことのあるものはありますか。利用したこと、あるいは行ったことのある施設すべてに をつけてください。

(運動公園については、当該市町村で複数ある施設のうち1ヶ所でも利用した場合は、をつけてください。プールも含まれます。)

【MA、n = 903】

【回答】

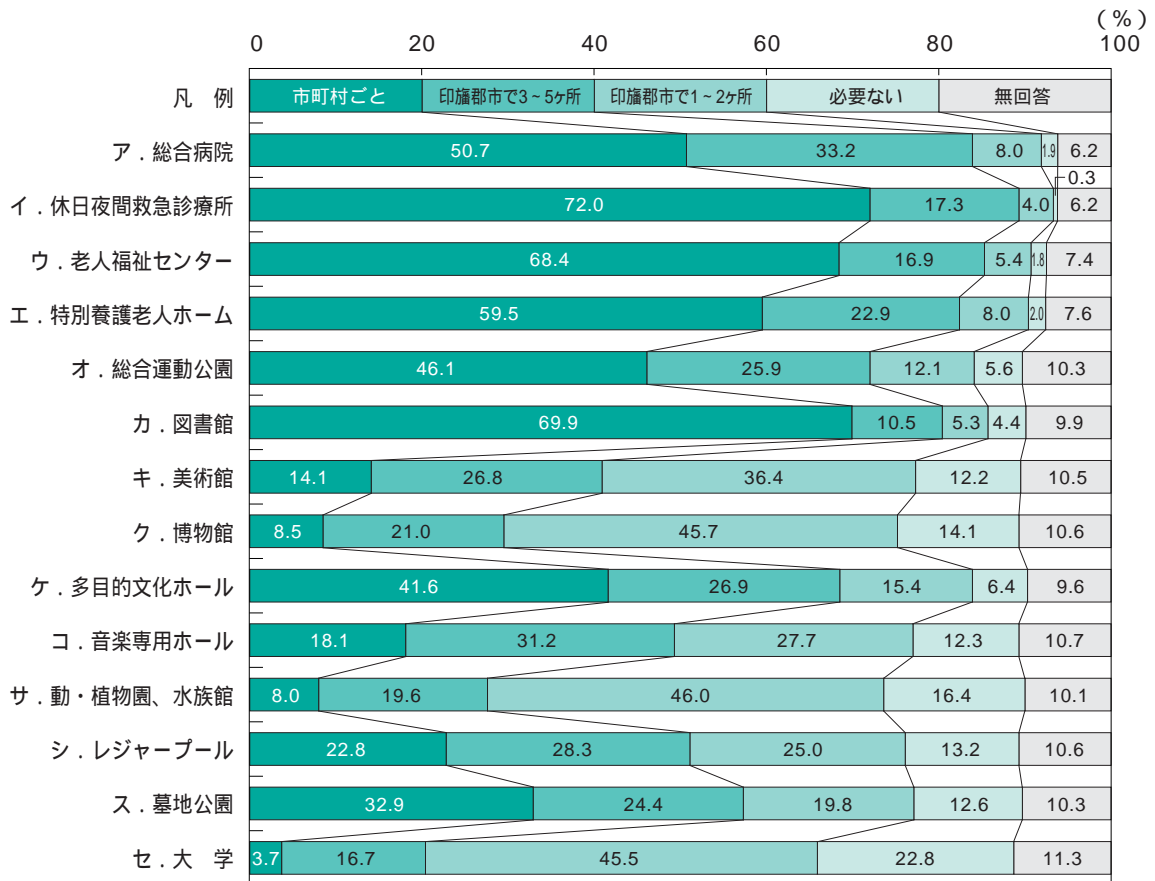
「国立歴史民俗博物館」、「県立房総のむら」を利用したことが多く、これらの施設は、近隣市町村を中心として、域内の住民にほぼ万遍なく利用されています。国立、県立の施設やレジャー施設で、高い利用率にある傾向があります。



問10 次に挙げる施設を整備する場合、印旛郡市の範囲にどのくらいつくればよいと思いますか。次の「ア」から「ス」に示すそれぞれの施設についてあなたのお考えに近い番号にをつけてください。 【S A、n = 903】

【回答】

「休日夜間救急診療所」、「図書館」、「老人福祉センター」の順で「市町村ごとに必要」との回答が多くなっています。

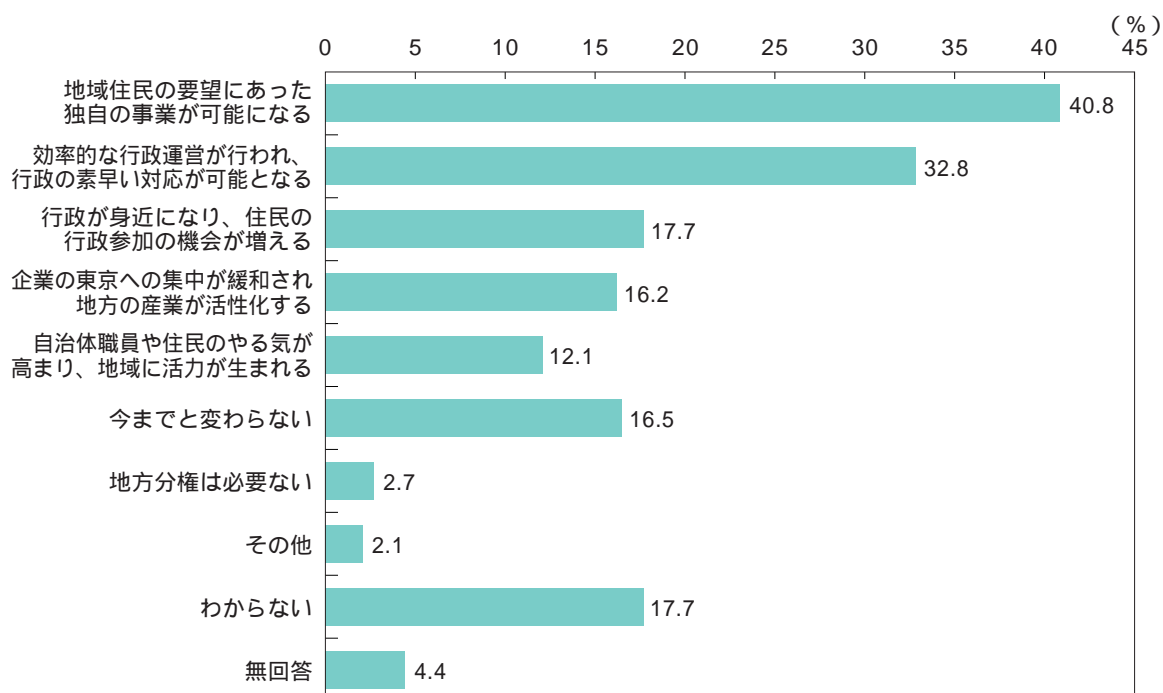


. 地方分権についてうかがいます。

問11 最近、新聞やテレビで、国の持つ権限の一部を地方に移す「地方分権」についての議論が活発になっています。あなたは、県や市町村への分権を進めることにより、どのような効果が期待できると思いますか。次のなかから2つまで選んでください。【MA、n = 903】

【回答】

「地域住民の要望にあった独自の事業が可能になる」との回答が前回に引き続いて最も多く、その比率も上昇しています。

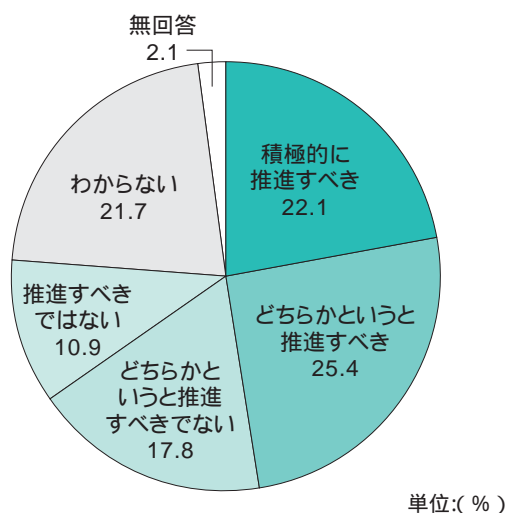


. 印旛郡市の将来についてうかがいます。

問12 今後、印旛郡市で市町村合併を推進していくべきだとお考えですか。1つだけ選んでください。【SA、n = 903】

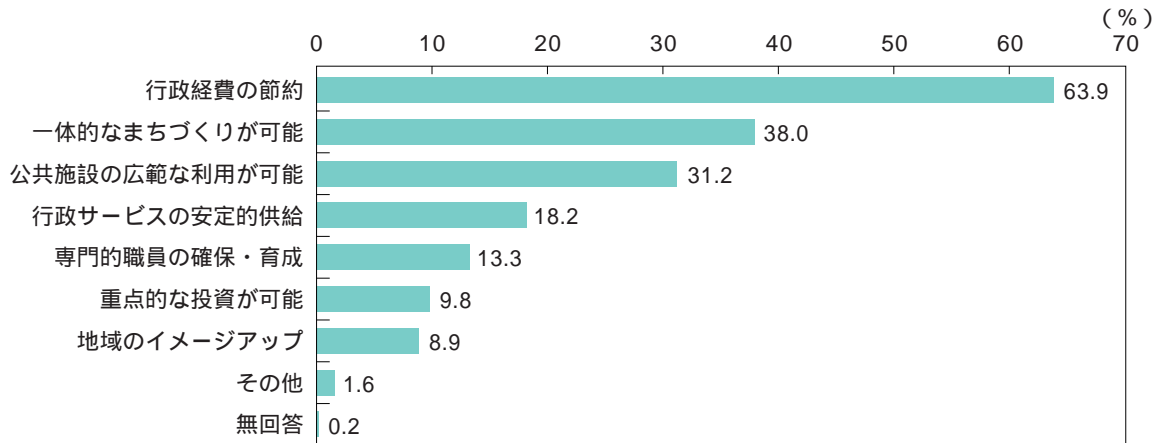
【回答】

「推進すべき」との回答が、「すべきでない」を上回っています。

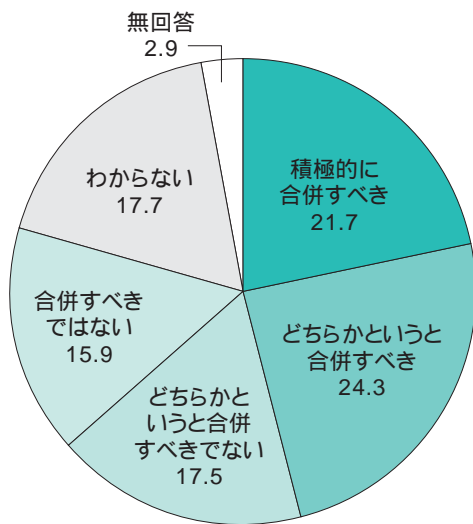


問12 - 1 市町村合併が行われた場合、どのようなメリットを期待しますか。次のなかから2つまで選んでください。【MA、n = 429】

【回答】



問13 あなたが住んでいる市町村は周辺市町村と合併すべきだと思いますか。1つだけ選んでください。【SA、n = 903】

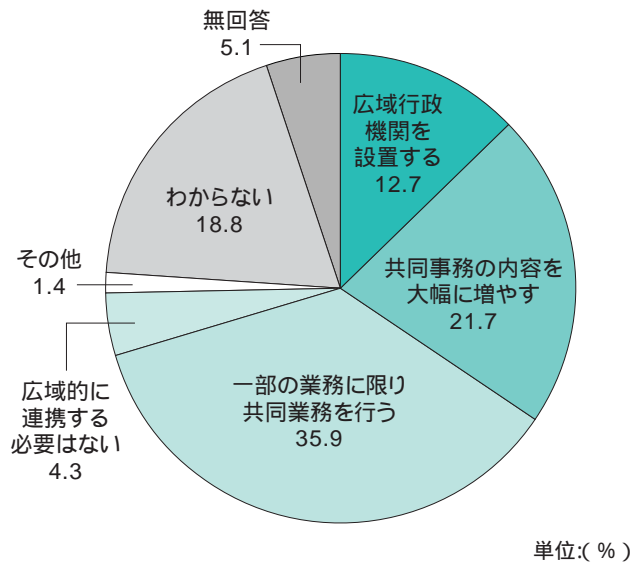


単位:(%)

【回答】

印旛郡市内の市町村合併に関する設問と同様に、「合併すべき」との回答が「合併すべきでない」を上回っています。

問14 印旛都市広域市町村圏の、今後の広域行政のあり方について、あなたのお考えに近いものは次のうちどれですか。1つだけ選んでください。 【SA、n = 903】



【回答】

「一部業務に限り共同事務を行う」との回答が35.9%と最も多くなっています。

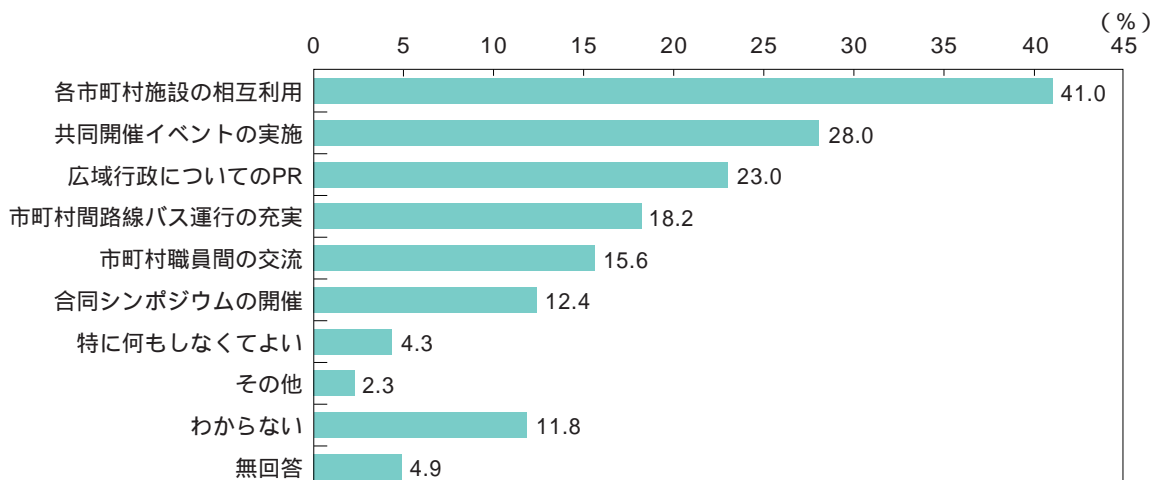
広域行政拡大への積極的な考え方は、前回よりやや弱まっています。

問15 印旛都市広域市町村圏の各市町村がさらに連携を深めていくためには、今後どのようなことに力をいれていけばよいと思いますか。次のなかから2つまで選んでください。

【MA、n = 903】

【回答】

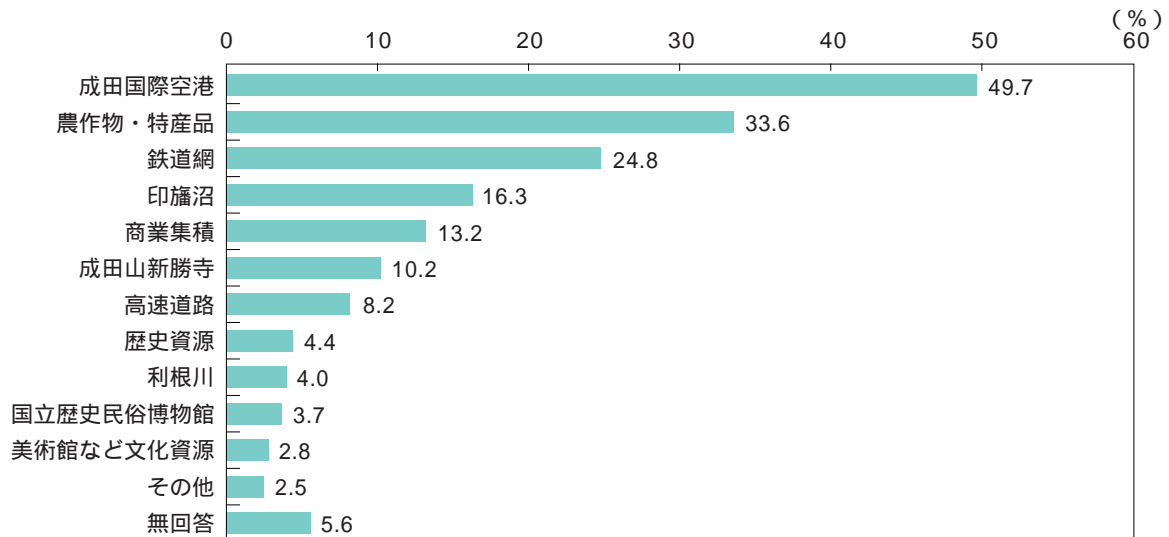
「各市町村施設の相互利用」を挙げる声が多く、前回と比較して大幅に増加しました。逆にイベントやPR、シンポジウムなどに関する項目は低下しており、連携強化のための方策として、こうした項目への期待感は薄れていることがわかります。



問16 印旛都市の発展のための核として活用していくべき地域資源は何だと考えますか。次のなかから2つまで選んでください。【MA、n = 903】

【回答】

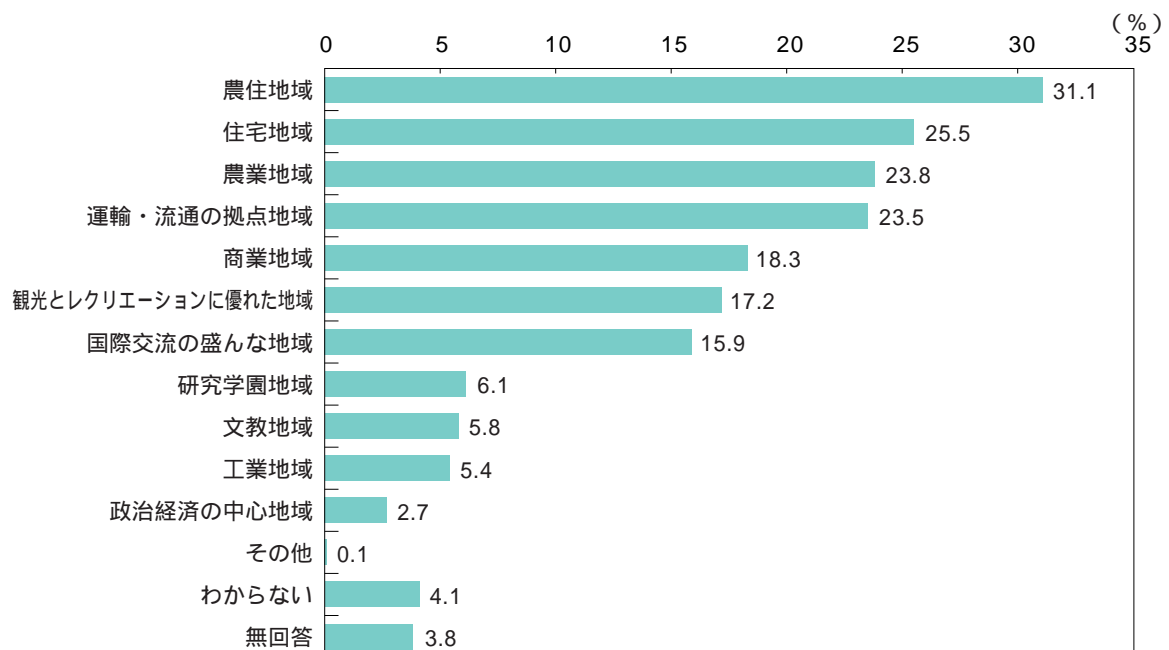
半数近くが「成田国際空港」を上げ、他と比べて圧倒的に多くなっています。印旛都市の核として、成田国際空港の存在感が非常に大きいことがわかります。



問17 印旛都市は今後どのような地域として発展していくのが望ましいとお考えですか。次のなかから2つまで選んでください。【MA、n = 903】

【回答】

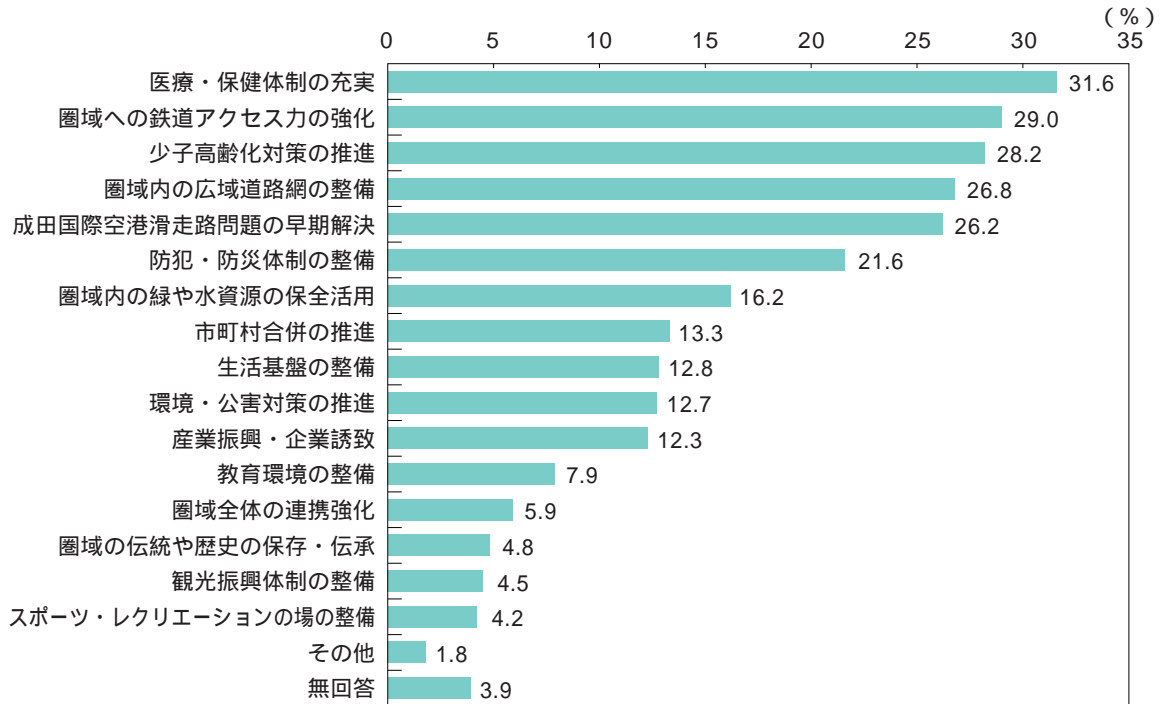
「住宅」と「自然や田園」が調和したまちが望ましいという声が多くなっています。前回と比べ、「住宅」に関する回答が大きく減少しています。



問18 印旛郡市圏域全体を見るなかで、今後早急に対策を講じる必要があると考えられる課題は何だと考えますか。次のなかから3つまで選んでください。 【MA、n=903】

【回答】

「医療・保健体制の充実」、「圏域への鉄道アクセス力の強化」、「少子高齢化対策の推進」などを挙げる声が多くなっています。



調査の概要

1. 調査方法

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 調査区域 | 印旛郡市11市町村 |
| (2) 調査対象 | 調査区域内居住の20歳以上の男女 |
| (3) 抽出方法 | 住民基本台帳からの無作為抽出 |
| (4) 調査方法 | 郵送による配布・回収方式 |
| (5) 調査時期 | 平成17年7月 |

2. 回収結果

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 配布数 | 2,000件 |
| (2) 有効回答数 | 903件 |
| (3) 有効回答率 | 45.2% |

【印旛都市新広域行政圏計画策定方針】

日常生活の広域化、多様化に伴い地域住民の自治体に対するニーズは高度化し、厳しい財政状況下で、地方自治体が対応していくためには、市町村合併さらには、地域を一体として形成している日常社会生活圏を単位とし、地域の総合的な振興整備を推進するために設定された「広域市町村圏」により、広域的な視点から連携・調整し、行政を進めていくことが必要であります。

「広域市町村圏」は、平成15年4月1日現在で、圏域数361を数え、それを構成する市町村数は3,104、人口92,861千人、面積362,476㊦となり、全国的に展開しているところであります。

本圏域においては、昭和47年9月に印旛都市広域市町村圏が設定され、同時に印旛都市広域市町村圏事務組合が設立されました。

昭和48年3月には、圏域の総合的かつ合理的な振興整備を目標として「印旛都市広域市町村圏計画」を策定し、これを基に広域ネットワークの整備、事務の共同処理システムの形成等、各分野の施策の推進に努めて参りました。

その後、首都圏60km圏内にある本圏域は、首都圏の外延的拡大により、人口が飛躍的に増大し、また、成田国際空港の開港、千葉ニュータウン事業などのビッグプロジェクトの展開に伴い、従来の農村型社会から都市型社会へと大きく変貌してきました。

これらを背景に、本組合では昭和57年3月にうるおいと活力にあふれた秩序ある田園都市圏の形成を目指して「印旛都市新広域市町村圏計画」を策定し、市町村職員の共同採用試験及び研修、軽費老人ホーム「よしきり」や印旛地域農林業センターの管理・運営、印旛広域水道用水供給事業、個性的で魅力ある地域づくりを行う「まちづくり特別対策事業」の推進等の広域行政施策の展開を行い、圏域の住民ニーズに対応し、調和ある発展に寄与して参りました。

平成8年度からは、21世紀の初頭を展望し、従来事業の実績と社会情勢の変化を踏まえ“ここに潤いのあるふるさとづくり”を基本方向に「印旛都市広域行政圏計画」を策定しました。

この現計画も平成17年度で最終年度を迎えることにより、圏域を取り巻く時代風潮を踏まえ、圏民の意向を反映させながら、「印旛都市新広域行政圏計画」を策定しようとするものです。

本計画では、少子・高齢化の進展、印旛沼を取り巻く水質の悪化、ごみ等環境を取り巻く問題、防災・防犯に対する取り組み、また、都市部からの人口流入により、都市としての利便性、快適性を高めるまちづくりの推進、日本の表玄関である成田国際空港を利用し、企業誘致、産業振興等に結びつけていく必要性、情報化の急速な進展へ対処するため情報システムの整備などに留意する必要があると考えられます。

このような状況を踏まえながら、基本構想を平成18年度から27年度までの10か年とし、基本計画を平成18年度から22年度までの5か年、実施計画を平成18年度から毎年度向こう3か年とするローリング方式により、策定することといたします。

【印旛都市新広域行政圏計画策定要領】

広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号 自治事務次官通知）及び印旛都市新広域行政圏計画策定方針に基づき、印旛都市新広域行政圏計画（以下「広域計画」という。）の策定に関する事項について、次のように定める。

1．広域計画策定主体

広域計画は、印旛都市広域市町村圏事務組合（以下「広域組合」という。）が策定するものとする。

2．広域計画策定手続

（1）広域組合は、広域計画の案を作成し、構成市町村（以下「市町村」という。）一部事務組合と協議するものとする。

（2）広域組合は、組合議会の議決を経て、広域計画の策定を行うものとする。

3．広域計画の変更

広域組合が広域計画を変更しようとするときは、上記2の手続きに準じて行うものとする。

4．広域計画の構成

広域計画は、基本構想、基本計画、実施計画からなるものとする。

（1）基本構想は、施策の大綱を示し、平成18年度を初年度とし、最終年度を平成27年度とした10か年を期間とする。

（2）基本計画は、基本構想に基づき、施策の体系を定め、平成18年度から平成22年度までの5か年を期間とする。

（3）実施計画は、基本計画の具体的計画を定め、平成18年度から毎年度向こう3か年を期間とするローリング方式で策定するものとする。

5．広域計画策定の組織

広域計画の策定にあたり、広域組合管理者（以下「管理者」という。）の求めに応じ、関係機関等との総合調整を行うため、次の組織を置くものとする（図1参照）。

（1）計画策定委員会（表1参照、以下「委員会」という。）

印旛都市広域市町村圏事務組合計画策定委員会規程（昭和61年訓令第4号、以下「委員会規程」という。）に基づき、広域計画策定に必要な事項について、市町村の事務の総合調整を図るため調査協議を行う。

（2）一部事務組合連絡会議（表2参照）

広域計画策定にあたり、圏域の総合的かつ一体的な振興発展のための一部事務組合が実施する事業について、調整を図る。

（3）企画担当者会議

市町村の企画担当係長または係長相当職で構成し、委員会に提出する広域計画案策定に関する調査協議を行う。

6．その他

（1）管理者は、広域計画策定に必要な資料の提出、説明等を市町村に求めることができるものとする。

（2）管理者は、広域計画策定について、随時必要と認められる時は、上記5（1）の会議を招集することができるものとする。ただし、第2回以降の委員会の招集については、委員会規程第4条第1項の規定により、委員会の会長が招集する。

図1 印旛郡市新広域行政圏計画策定組織図

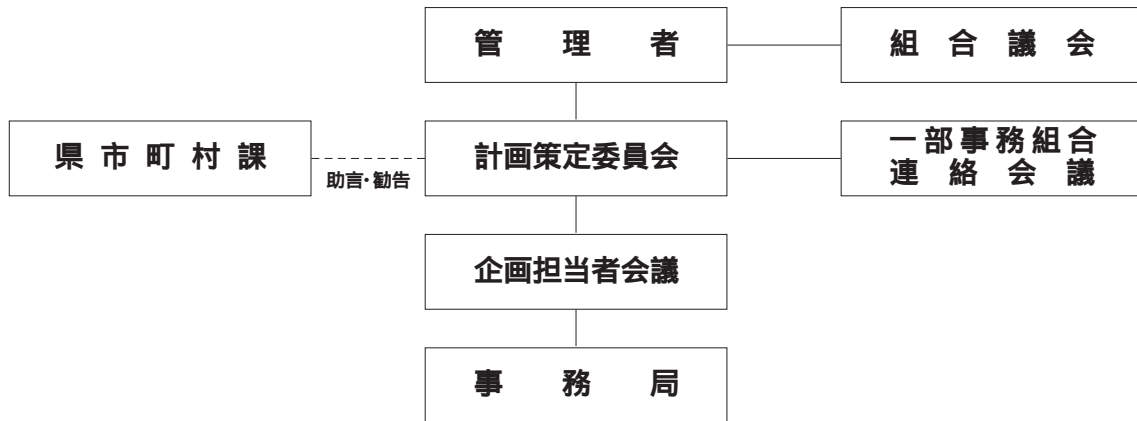


表1 印旛郡市広域市町村圏計画策定委員名簿

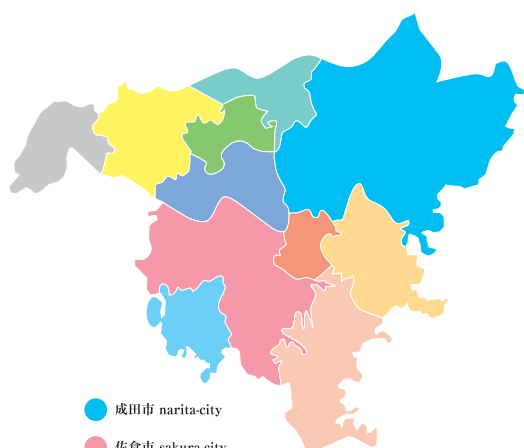
市町村名等	所属課	職	氏名	
成田市	企画課	課長	宮野 精一	会長
佐倉市	政策調整課	課長	小川 長佑	
四街道市	総合政策課	課長	鷓澤 広司	
八街市	企画課	課長	小出 聡一	
印西市	企画政策課	課長	武藤 好	
白井市	企画政策課	課長	伊澤 史夫	
富里市	企画課	課長	岡本 昇三	
酒々井町	企画課	課長	内田 博道	
印旛村	企画財政課	課長	豊田 茂	
本埜村	企画建設課	課長	篠塚 寅雄	
栄町	町長公室	室長	帯金 富夫	
印旛郡市広域市町村圏事務組合	管理課	課長	姉川 茂夫	

表2 一部事務組合連絡会議の構成組合等

一部事務組合名
長門川水道企業団
佐倉市、酒々井町清掃組合
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
印旛衛生施設管理組合
印西地区衛生組合
佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
印旛利根川水防事務組合
佐倉市八街市酒々井町消防組合
印西地区消防組合
印西地区環境整備事業組合

印旛郡市新広域行政圏計画

平成18年3月 印旛郡市広域市町村圏事務組合



- 成田市 narita-city
- 佐倉市 sakura-city
- 四街道市 yotsukaido-city
- 八街市 yachimata-city
- 印西市 inzai-city
- 白井市 shiroi-city
- 富里市 tomisato-city
- 酒々井町 shisui-town
- 印旛村 inba-village
- 本埜村 motono-village
- 栄町 sakae-town